

昭和二十九年三月三十一日
第三編 郵便物送付

官報

号外 昭和二十九年四月三十日

第十九回 衆議院會議録第四十三号

昭和二十九年四月三十日(金曜日)

議事日程 第四十号

午後一時開議

第一 商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 通商産業省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)

第三 経済援助資金特別会計法案(内閣提出)

第四 株式会社以外の法人の再評価立金の資本組入に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

第六 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

第七 当せん金附証票法の一部を改正する法律案(浅香忠雄君外十八名提出)

第八 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件

第九 日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議録第四十三号 商品取引所法の一部を改正する法律案外一件

に關する議定書の締結について承認を求めるの件

第十 万国農事協会に關する条約の失効に關する議定書への加入について承認を求めるの件

第十一 けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に關する議定書の批准について承認を求めるの件

第十二 第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に關する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第十三 臨時統籌給付安定法案(第十六回国会内閣提出)

第十四 土地区画整理法案(内閣提出)

第十五 土地区画整理法施行法案(内閣提出)

第十六 利息制限法案(内閣提出)

第十七 日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の締結に伴う刑事特別法案(内閣提出)

本日會議に付した事件

日程第一 商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 通商産業省関係法令の整理に關する法律案(内閣提出)

日程第三 経済援助資金特別会計法案(内閣提出)

日程第四 株式会社以外の法人の再評価立金の資本組入に關する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律案(内閣提出)

日程第六 日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律案(内閣提出)

日程第七 当せん金附証票法の一部を改正する法律案(浅香忠雄君外十八名提出)

日程第八 日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の締結について承認を求めるの件

日程第九 日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に關する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第十 万国農事協会に關する条約の失効に關する議定書への加入について承認を求めるの件

日程第十一 けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に關する議定書の批准について承認を求めるの件

日程第十二 第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に關する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第十三 臨時統籌給付安定法案(第十六回国会内閣提出)

日程第十四 土地区画整理法案(内閣提出)

日程第十五 土地区画整理法施行法案(内閣提出)

日程第十六 利息制限法案(内閣提出)

日程第十七 日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う刑事特別法案(内閣提出)

へき地教育振興法案(内閣提出)

午後二時三分開議

○議長(淺原次郎君) これより會議を開きます。

第一 商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 通商産業省関係法令の整理に關する法律案(内閣提出)

○議長(淺原次郎君) 日程第一、商品取引所法の一部を改正する法律案、日程第二、通商産業省関係法令の整理に關する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員長大西順夫君。

商品取引所法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和二十九年三月二十六日

参議院議長 河井 彌八

衆議院議長 堤康次郎

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中 第三章 設立(第九条)

第十八条 第三章 登録の変更、取消及びまつ消(第十九条、第二十二

条)を「第二章 設立(第八、第二

条)第三章 削除

第二十一条に改める。

止したときは、設立の許可若しくは定款の変更の認可を取り消し、又は定款の変更を命ずること」に改め、同項第二号中「第十三条第一項の登録申請書、第十九条第一項の変更届出書若しくは前条第一項の登録変更申請書」を「第八条の二の許可、第二十条第一項の認可若しくは前条第一項の認可の申請書に」、「発見したとき」を「発見したときは、当該許可若しくは認可を取り消し、又は定款若しくは業務規程について当該重要事項に係る部分の変更を命ずること」に改め、同条第二項中「登録の取消」を「処分」に改め、後段を削る。

第二十一条の次に次のように加える。

第三章 削除

第二十二条 次のように改める。

第二十三条 第一項中「証券業者がする売買等を含む。以下第二項において同じ。」を削る。

第二十四条 第一項中「会員となること」を「会員たること」に改め、同項第二号中「(第百十一條及び第百十八條を除く。)」を削り、同項第三号及び第四号中「第五十二條第一項第二号」を「第五十二條第一項」に改める。

第二十五条 第二項を次のように改める。

2 取引所は、前項の規定により会員の純資産額の最低額を定める場合において、売買取引の公正を確保するため特に必要があるときは、二以上の商品市場において、又は他の取引所の商品市場において、

て、売買取引する会員の純資産額の最低額が他の会員の純資産額の最低額より多い額となるようにすることができ、

第二十五条第四項中「以上に回復したとき」を「以上となつたとき」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を次のように改める。

5 第三項の場合において、会員の純資産額が前項に規定する期間内に第一項又は第二項の規定による最低額以上とならなかつたときは、取引所は、遅滞なく、当該会員を除名しなければならない。

第二十五条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第二十五条の二中「定款をもつて、」の下に「上場商品ごとに、商品市場において当該商品を売買取引する」を加える。

第二十六条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(議決権及び選挙権)

第二十六条の二 会員は、出資口数にかかわらず、各一個の議決権及び投票の選挙権を有する。

2. 会員は、第六十六條第六項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合において、定款で定める資格を有する者でなければ、代理人となること不可以。

3 前項の規定により議決権又は選

挙権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を証する書面を取引所に差し出さなければならぬ。

第二十七条第二項中「前条第六項」を「第二十六條第五項」に改める。

第三十条第一項中「又は合併に因り解散し」を削り、「若しくは受遺者又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人」を又は受遺者に改め、同条第二項中加入につき、「」を定款で定める期間内に加入につき」に改め、同条第三項中「又は解散」を削る。

第三十一条の次に次の二条を加える。

(売買取引に係る権利義務の承継)

第三十一条の二 第三十条第一項又は第二項の規定により会員の持分及びその持分についての権利義務を承継した者は、当該会員が商品市場においてした売買取引に係る権利義務を承継する。

(会員たる地位の承継)

第三十一条の三 会員につき合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、会員たる地位を承継する。

第三十二条第一項中「六十日」を「三十日」に改める。

第三十三条第一項中「第二十五条第六項」を「第二十五条第五項」に、「第六十八條第一項」を「第六十八條」に改める。

第三十五条第一項但書中「六十日」を「三十日」に改める。

第三十七條第一項中「いないときは」の下に第三十条第一項若しくは

は第二項又は第三十一条の三の規定により承継する者がある場合を除き、「」を加え、「一般承継人」を「決済が終了していない売買取引に係る権利義務を承継した者(以下「承継人」といふ。)」に改め、同条第二項及び第三項中「一般承継人」を「承継人」に改め、同条第四項を削る。

第三十八條第三項中「又は証券取引所の開設する市場において売買取引される社債券若しくは株券のうち取引所が主務大臣の承認を受けて指定するもの」を「並びに特種の法律により法人の発行する債券、証券取引所の開設する市場において売買取引されている社債券及び株券その他の政令で定める有価証券」に改める。

第四十二条第二項を次のように改める。

2 取引所は、前項の規定により商品仲買人の純資産額の最低額を定める場合において、売買取引の公正を確保し、又は委託者を保護するため特に必要があるときは、二以上の商品市場において、又は他の取引所の商品市場において、商品仲買人の純資産額の最低額が他の商品仲買人の純資産額の最低額より多い額となるようにすることができ、

第四十二条第四項中「以上に回復したとき」を「以上となつたとき」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を次のように改める。

5 第三項の場合において、商品仲買人の純資産額が前項に規定する期間内に第一項又は第二項の規定による最低額以上とならなかつた

ときは、主務大臣は、当該商品仲買人の登録を取り消さなければならぬ。

第四十二条第七項を削り、同条第八項中「若しくは第五項」を削り、「第六項」を「又は前項に改め、」又は前項の規定により登録事項をきつ消したとき」を削り、同項を同条第六項とし、同条第九項を次のように改める。

7 第十五条第二項から第六項までの規定は、第三項又は第五項の規定による受託の停止又は登録の取消について、第二十五条第七項の規定は、第一項の純資産額の計算について準用する。

第四十二条の二中「定款をもつて、」の下に「上場商品ごとに、商品市場において当該商品を売買取引する」を加える。

第四十三条を次のように改める。

(商品仲買人の特権)

第四十三条 商品市場における売買取引については、当該商品市場において売買取引する商品仲買人である旨の登録を受けている者でなければ、その委託を受けてはならない。

第四十四条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 第一項の登録申請書には、主務省令で定める書類を添附しなければならない。

第四十八條第一項第一号を次のように改める。

一 当該商品市場において売買取引することができる会員でないとき。

第四十八條第一項第二号中「第四

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議第四十三号 商品取引所法の一部を改正する法律案外二件

十二条第一項の下に「又は第二項」を加え、同項第四号中「第四十四条第三項各号に掲げる書類」を「第四十四条第三項の規定により添附する書類」に改め、同条第二項後段を削る。

・第四十九条第二項を次のように改め、同条第四項後段を削る。

2 前項の変更届出書であつて、第四十四条第一項第一号、第五号又は第六号に係るものには、その変更を証する書面及びその変更の届出が新たに就任した役員に係るときは主務省令で定める書類を添附しなければならない。

第五十一條第一項中「第四十二條第五項及び」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 第四十八條第一項第二号に該当するに至つたとき、又は登録當時同様に該当していたことが判明したとき。

第五十二條第一項中「第四十二條第六項」を「第四十二條第五項」に、「左の各号の一に該当するとき」とを「不正の手段により商品仲買人の登録を受けていたとき」に改め、同項各号を削り、同条第三項後段を削る。

第五十三條第一項第一号中「第四十二條第六項」を「第四十二條第五項」に改め、同条第三項後段を削る。

第五十三條の次に次の二条を加える。

(売買取引の決済の結了)

第五十三條の二 第三十七條の規定は、商品仲買人が左の各号の一に該当するに至つた場合において、その商品仲買人がその受託に係る

商品市場における売買取引の決済を結了してないときに準用する。

一 取引所を脱退したとき。(第三十條第一項若しくは第二項又は第三十條の三の規定による承継があつた場合を除く。)

二 第四十二條第五項の規定により登録を取り消されたとき。

三 すべての商品市場における受託業務を廃止して、第五十三條第一項第二号の規定による登録のまつ消を受けたとき。

四 委託を受けて商品市場において売買取引する商品の一部について受託業務を廃止して、第四十九條第四項において準用する第四十五條第一項の規定による変更の登録を受けたとき。

2 前項において準用する第三十七條第一項の規定により取引所が本人の承継人又は他の会員をして当該売買取引の決済を結了させるときは、当該承継人又は当該会員と当該売買取引の委託者との間には委任契約が成立しているものとみなす。

(持分の承継と売買取引の決済の結了)

第五十三條の三 第三十條第一項又は第二項の規定により商品仲買人たる会員が商品市場においてした売買取引に係る権利義務の承継があつた場合において、その商品仲買人がその受託に係る商品市場における売買取引の決済を結了してないときは、その承継をした者(当該商品市場における売買取引の委託を受けることができる商品

仲買人たる者を除く)は、当該売買取引の決済を結了する目的の範圍内において、商品仲買人とみなす。

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第五十六條の二 第四項中「第十二條第七項」を「第十二條第五項」に改める。

第五十七條中「役員になること」を「役員たることに改める。」

第五十八條第一項中「設立當時の役員を除く」を削り、同項に次の但書を加え、同条第二項を削る。

但し、設立當時の役員は、創立總會において、会員にならうとする者が選挙する。

第六十一條に次の一項を加える。

第六十六條第三項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。

第六十七條第三号中「第二十五條第六項の規定による会員の除名及び第百二十二條の規定による主務大臣の命令に基いてする会員の除名を除く」を削る。

第六十八條第一項第三号中「第二十五條第六項の規定によつてする場合及び第百二十二條の規定による主務大臣の命令に基いてする場合を除く」を削り、同条第二項を削る。

第七十條 削除

第七十一條中「第二百四十四條」を「第二百四十三條(株主總會の延期又は続行の決議、第二百四十四條に、「この場合において、商法」を「この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるの

は、商品取引所法第六十六條第六項と、同法」に、「第六十八條第一項」を第六十八條に改める。

第七十七條中「第十四條第一項の規定により」を削り、「商品」を「商品(当該商品の主たる原料となつてゐる物又は当該商品を主たる原料とする物で第二十三條第一項の政令で定めるものを含む)の売買等を業として営んでゐるもの」に改める。

第七十八條第二項を次のように改める。

2 取引所は、第二十條の二第一項の政令で定める事項以外の事項について業務規程を変更したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第七十九條第二項中「当該商品市場における上場商品」を「当該取引所の開設する商品市場における売買取引の決済のため受渡の目的物とすることができる商品」に改める。

第八十七條の見出し中「取引停止」を「取引等の停止」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第五十三條の二の規定は、商品仲買人の商品市場における売買取引の受託がこの法律又は取引所の定款で定めるところにより停止された場合に準用する。

第八十八條中「何人も、」の下に「商品市場における売買取引に関し、」を加える。

第九十二條中「担保に供し、貸し付け、その他の委託の趣旨に反して」を「委託の趣旨に反して、担保に供し、貸し付け、その他」に改める。

第九十三條を次のように改める。

(委託の媒介等の制限)

第九十三條 商品仲買人でなければ、業として、商品市場における売買取引の委託の媒介、取次又は代理をしてはならない。

第九十七條第一項中「商品仲買人は、」の下に「受託契約の定めるところにより、」を加え、「受託をするときは」を「受託について」に改める。

第九十八條第一項第四号中「取引所の登録」を「設立の許可」に改める。

第九十九條中「登録の変更」を「定款の変更の認可」に改める。

第一百條第二項を削る。

第一百條第一項中「合名会社の清算関係」を、「第三百三十一條合名会社の清算関係、第四百十七條第二項に改め、株式会社との清算関係」の下に並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條から第百三十八條まで及び第百三十八條ノ三(法人の清算の監督)を加え、同条第二項中「第六十八條第一項」を「第六十八條」に改める。

第二百二條第一項中「第十四條第二項の規定による主務大臣の通知」を「第八八條の二の許可」に改める。

第二百五條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百十條第二項中「第十四條第一項の規定により取引所が商品取引所

登録簿に登録されたことを証する書面及び」を削る。

第百十二条第三項を削る。

第百十三条第三項中「登録を」設立の許可に改める。

第百十五条の次に次の一条を加える。

(登記期間の計算)

第百十五条の二「登記すべき事項であつて、主務大臣の許可又は認可を要するものは、その許可書又は認可書が到達した時から登記の期間を起算する。

第百十八条中「明治三十一年法律第十四号」及び「第百五十条まで」第百五十条ノ三から」を削る。

第百二十一一条第一項第一号中「第百二十五条第四項及び第七十九条第三項において適用する場合を含む。」第四十二條第一項若しくは第四十六條第一項の規定に基く政令(以下本章においてこの法律に基く政令とす。)第二十五條第八項、第三十九條、第五十四條、第八十六條、第九十一條第二項若しくは第九十七條第二項の規定に基く省令(以下本章においてこの法律に基く省令とす。)若しくは第百十九條、第百二十一條第一項若しくは第二項、第百二十二條第一項若しくは第二項、第百二十四條の規定による主務大臣の処分(以下本章においてこの法律に基いて主務大臣の処分といふ。)をこの法律に基く政令、この法律に基く省令若しくはこの法律に基いて主務大臣の処分若しくはは定款に、「登録を」設立の許可に

改め、同項第二号中「業務の全部」の下に「若しくは一部」を加える。

第百二十五條後段を削る。

第百四十六條中「第十九條第三項、」を削り、「第四十二條第九項」を「第四十二條第七項に改める。

第百四十七條を次のように改める。

第百四十七條 削除

第百四十九條から第百五十一條までを次のように改める。

第百四十九條から第百五十一條まで 削除

第百五十二條中「十萬圓」を「三十萬圓」に改める。

第百五十三條中「第二十條第一項の規定による申請書に虚偽の記載をして提出した」を「第七條第二項又は第三項の規定に違反した」に、「十萬圓」を「三十萬圓」に改める。

第百五十四條第三項中「十萬圓」を「三十萬圓」に改める。

第百五十五條中「三萬圓」を「十萬圓」に改め、同条第三号中「第九十條及び」による制限を削り、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第九十條の規定による制限に違反した者

第百五十六條中「三萬圓」を「十萬圓」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第二十條の二第一項、第七十二條第一項又は第七十四條の規定に違反したとき。

二 第二十一條第一項、第百二十一條、第百二十二條又は第百二十四條の規定による処分に違反したとき。

第百五十七條及び第百五十八條中「三萬圓」を「十萬圓」に改める。

第百五十九條中「二萬五千圓」を「五萬圓」に改める。

第百六十條中「一萬五千圓」を「五萬圓」に改め、同条第二号中「第二十條第二項の規定による」を「第二十條第二項又は第二十條の二第二項の規定による申請書又は」に改め、同条第三号を削る。

第百六十一條中「二萬圓」を「三萬圓」に改め、同条第一号中「第六條第二項、」の下に「第三十八條第二項」を加え、「第九十一條第一項、第九十六條第一項又は第九十七條第一項」を「又は第九十一條第一項に改める。

第百六十二條中「二萬圓」を「三萬圓」に改める。

第百六十三條但書を削る。

第百六十四條中「五萬圓」を「二萬圓」に改める。

第百六十五條中「五萬圓」を「一萬圓」に改め、同条第一号中「第二十五條第三項から第五項まで」を「第二十五條第三項又は第四項」に改め、同条を同条第一号の二とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十六條第二項の規定による届出をしなかつたとき。

第百六十六條中「三萬圓」を「五萬圓」に改め、同条第一号及び第二号中「第九條第三項、」を削り、「第四十二條第九項」を「第四十二條第七項」に改める。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める。

2 この法律の施行の際現に改正前の第九條第五項の登録を受けている商品取引所は、改正後の第八條の二の許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第十七号の二中「商品取引所の下につき許可又は認可を与え、」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に改める。

5 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十七号中「商品取引所の下につき許可又は認可を与え、」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に改める。

商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

【最終号の附録に掲載】

通商産業省関係法令の整理に関する法律案

通商産業省関係法令の整理に関する法律

(内閣勸業博覧会五箇年目ごとに開設の件等の廃止)

第一 左の法令は、廃止する。

一 内閣勸業博覧会五箇年目ごとに開設の件(明治十年太政官布告第八十八号)

二 日本大博覧会の出品に対する発明、意匠、実用新案及び商標保護に関する法律(明治四十二年法律第百二十二号)

三 特許法、意匠法及び実用新案法を朝鮮に施行することに關する件(明治四十三年勸令第三百三十六号)

四 商標法を朝鮮に施行することに関する件(明治四十二年勸令第三百三十七号)

五 樺太における石炭の採掘に關する法律(明治四十五年法律第百二十三号)

六 染料製造奨励法(大正四年法律第十九号)

七 平和条約の實施に伴う流通証券及び工業所有權に關する法律(大正九年法律第一号)

八 染料製造奨励に關する法律(大正十四年法律第二十九号)

九 条約に基く外國との利權契約により外國において事業を営むことを目的とする帝國会社に關する法律(大正十四年法律第三十七号)

十 商工會議所法第十四條の臨時特例に關する法律(昭和十六年法律第三号)

十一 臨時物資緊急措置令(昭和二十一年勸令第八十八号)

十二 陸軍復興公團法(昭和二十二年法律第五十七号)

十三 陸兵器等の處理に關する法律(昭和二十三年法律第二百六十三号)

(輸出品取締法の改正)

第二條 輸出品取締法(昭和二十三年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

保護に関する法律(明治四十二年法律第百二十二号)

三 特許法、意匠法及び実用新案法を朝鮮に施行することに關する件(明治四十三年勸令第三百三十六号)

四 商標法を朝鮮に施行することに関する件(明治四十二年勸令第三百三十七号)

五 樺太における石炭の採掘に關する法律(明治四十五年法律第百二十三号)

六 染料製造奨励法(大正四年法律第十九号)

七 平和条約の實施に伴う流通証券及び工業所有權に關する法律(大正九年法律第一号)

八 染料製造奨励に關する法律(大正十四年法律第二十九号)

九 条約に基く外國との利權契約により外國において事業を営むことを目的とする帝國会社に關する法律(大正十四年法律第三十七号)

十 商工會議所法第十四條の臨時特例に關する法律(昭和十六年法律第三号)

十一 臨時物資緊急措置令(昭和二十一年勸令第八十八号)

十二 陸軍復興公團法(昭和二十二年法律第五十七号)

十三 陸兵器等の處理に關する法律(昭和二十三年法律第二百六十三号)

(輸出品取締法の改正)

第二條 輸出品取締法(昭和二十三年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

保護に関する法律(明治四十二年法律第百二十二号)

三 特許法、意匠法及び実用新案法を朝鮮に施行することに關する件(明治四十三年勸令第三百三十六号)

四 商標法を朝鮮に施行することに関する件(明治四十二年勸令第三百三十七号)

五 樺太における石炭の採掘に關する法律(明治四十五年法律第百二十三号)

六 染料製造奨励法(大正四年法律第十九号)

七 平和条約の實施に伴う流通証券及び工業所有權に關する法律(大正九年法律第一号)

八 染料製造奨励に關する法律(大正十四年法律第二十九号)

九 条約に基く外國との利權契約により外國において事業を営むことを目的とする帝國会社に關する法律(大正十四年法律第三十七号)

十 商工會議所法第十四條の臨時特例に關する法律(昭和十六年法律第三号)

十一 臨時物資緊急措置令(昭和二十一年勸令第八十八号)

十二 陸軍復興公團法(昭和二十二年法律第五十七号)

十三 陸兵器等の處理に關する法律(昭和二十三年法律第二百六十三号)

(輸出品取締法の改正)

第二條 輸出品取締法(昭和二十三年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議録第四十三号 商品取引所法の一部を改正する法律案外一件

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議第四十三号 商品取引所法の一部を改正する法律案外一件

第十條第二項を削り、第十一條を次のように改める。

第十一條 主務大臣は、前條の規定による請求を受理したときは、その請求をした者に対し、相當な期間において予告した上、公開による開催会を開催しななければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 開催会においては、開催会の開催を請求した者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を呈示し、意見を述べ得る機会を与えなければならない。

4 主務大臣は、開催会を開催した後、文書をもつて決定をしなければならない。

(外國為替及び外國貿易管理法の改正)

第三條 外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服の申立及び訴訟」を「不服の申立」に改める。

第六條第一項第十号を次のように改める。

「貴金屬」とは、金の地金、金の合金の地金、流通してない金貨その他金を主たる材料とする物をいう。

「第七章 不服の申立及び訴訟」を第七章 不服の申立に改める。

第六十條から第六十四條までを次のように改める。

第六十條から第六十四條までを削除

(火災損取補法の改正)

第四條 火災損取補法(昭和二十五年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第五号、第二十八號第一項、第四十九號第一項、第五十二號第一項及び第五十八號第四号中「第二十四條第二項」を「第二十四條第一項」に改める。

第二十四條の見出し中「輸出及び」を削り、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

第四十四條第二号中「第二十四條第二項」を「第二十四條第一項」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 削除

第六十條第四号を次のように改める。

四 削除

第六十一條第四号中「第二十四條第四項」を「第二十四條第三項」に改める。

(計量法の改正)

第五條 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第八十四條を次のように改める。

第八十四條 削除

第二百三十二條に次の二項を加える。

2 前項の規定は、第二百三十三條の登録を受けた者であつて、第二百七十三條の指定を受けた者がその指定を受けた場所において

使用する計量器については、適用しない。

3 第二百三十三條の登録を受けた者であつて、第二百七十三條の指定を受けたものは、六箇月以内一回、計量士に計量器が第二百三十五條第一項各号に適合するかどうかを検査せなければならぬ。

第二百三十三條中「前條」を「前條第一項」に改める。

第二百三十四條、第二百三十五條第一項及び第三項、第二百三十六條から第二百八十三條まで、第二百八十二條、第二百八十三條第二項並びに第二百三十四條中「第二百三十二條」を「第二百三十一條第一項」に改める。

第二百三十九條第二項に次の但書を加える。

但し、第二百三十二條第三項の規定による検査をした計量器については、この限りでない。

第二百四十三條第一項中「二箇月」を一箇月に改める。

第二百三十五條中「第八十四條」を「第八十三條」に改める。

別表第十九号中「第二百三十二條」を「第二百三十一條第一項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

通商産業省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

「最終号の附録に掲載」

「大西副大臣登壇」

○大西副大臣 たいさく議題と相なりました商品取引所法の一部を改正する

法律案外一件について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。

本法の趣旨について申し上げます。商品取引所は、その目的のつとりまして、公共的機能と性格とにかんがみ、また現行法施行後の経験にも徴して、その運営の合理化をはかるため、現行制度に適正な改善を加える必要が生じて参つたのであります。

次にその要点を申し上げますと、第一に、商品取引所の設立を許可制に改めたこと、すなわち、商品取引所が投機市場化するおそれがある、その他健全な発達を期待できない、という取引所の設立を拒否できるものとしたのであります。第二に、たし、商品取引所の定款の変更及び業務規程のうち重要事項の変更については主務大臣の認可を要することとしたこと、第三に、会員借入金、仲買保証金及び売買取引金に充てる有価証券の範囲を拡大したこと、第四として、議決権及び役員を選挙権については、定款の定めるところにより、書面または代理人による行使を認めたこと、第五に、二以上の商品市場において、または他の取引所において売買取引する会員または商品仲買人の純資産額の最低額を定款で定めることにより、資産状況を加重できるものとしたこと、第六に、持分を承継して会員となつた相続人または受遺者は、被承継人の未決済の売買取引にかかる権利義務を承継するものとすること、第七に、脱退した商品仲買人も、脱退前にした委託にかゝる未決済の売買取引の決済を結了できるものとしたのであります。

す。大要以上でありませんが、このほか、会員の脱退の予告期間の短縮、他の法律との均衡を考慮し、罰金及び過料の引上げ等、その他所要の条文整備を行うことになつたこととであります。

本案は、三月六日予備審査として当委員会に付託せられ、三月十日に政府委員より提案の理由を聴取したのであります。四月十四日質疑に入り、十六日、二十一日、二十七日の四回にわたる熱心な質疑が行われました。内容については会議録を御参照願います。

二十七日質疑を終り、討論を省略し、即刻採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決した次第であります。

なお、可決後社会党加藤清二君外六名より附帯決議が提出されましたので、ただちにこれについて採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決した次第であります。附帯決議の内容については会議録を御参照願います。

次に、通商産業省関係法令の整理に関する法律案について御報告申し上げます。

本案は、通商産業省関係法令のうち、すでに実効性を喪失しているもの十三件につき廃止の措置を講ずること、また、輸出品取締法、外國為替及び外國貿易管理法、火災損取補法及び計量法は簡素化を行わんとするものであります。

本案は、四月十三日通商産業委員会に付託され、四月二十二日政府委員より提案理由の説明を聴取したのであります。

本案につきましては、別に異論もございせんので、四月二十七日討論を省略して採決に入りましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決した次第であります。

以上二件について、簡単にございすが、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳田次郎君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決する御異議ありませんか。

(異議なしと叫ぶ者あり)

○議長(徳田次郎君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

第三 経済援助資金特別会計法案(内閣提出)

第四 株式会社以外の法人の再評価額立金の資本組入に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

第六 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

第七 当せん金附託票法の一部を改正する法律案(浅香山雄君外十八名提出)

○議長(徳田次郎君) 日程第三、経済援助資金特別会計法案、日程第四、株式会社以外の法人の再評価額立金の資本組入に関する法律案、日程第五、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案、日程第六、日本国における国際連合の軍隊の地位に

関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案、日程第七、当せん金附託票法の一部を改正する法律案、右五案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員理事浅香山雄君。

経済援助資金特別会計法案(設置)

第一条 政府がアメリカ合衆国政府から経済援助に関する協定(以下「協定」という)に基づいて贈与される国債資金を、工業の助成その他本邦の経済力の増強に資するため必要なる資金に充てるために、経済援助資金(以下「資金」という)を置き、資金に関する経理を一般会計と区分して行うため、特別会計を設けず。

(管理)

第二条 この会計は、大蔵大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(資金)

第三条 資金は、協定に基きアメリカ合衆国政府からの贈与に因る受入金及び資金の運用等による収益金をもつて充てる。

(資金の運用又は使用)

第四条 資金は、工業を助成し、その他本邦の経済力の増強に資するため、政令で定めるところにより、運用又は使用するものとする。

2 前項の規定による運用に基き現金の受払は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二条第一項の収入及び支出とみなす。

3 資金に余裕があるときは、当該余裕金を資金運用部に預託することができ。

(歳入及び歳出)

第五条 この会計においては、第三条に規定する受入金及び収益金、前条第一項の規定により運用した資金の回収金並びに附随雑収入をもつてその歳入とし、同項の規定による運用又は使用のための支出金をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予算計算書の作製)

第六条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第七条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書

二 前前年度の資金受払額総計表及び前前年度末現在の運用資産明細表

三 前年度及び当該年度の資金の運用及び使用の計画表

(剰余金の繰入)

第九条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたとき

は、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決算書の作製)

第十条 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決算計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、資金受払額総計表及び当該年度末現在の運用資産明細表を添附しなければならない。

(支出残額の繰越)

第十二条 この会計の毎会計年度の歳出予算における支出残額は、順次翌年度に繰り越して使用することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第十三条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二 経済援助資金を管理並びに運用及び使用するこ

と。

第十條中第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 経済援助資金を管理並びに運用及び使用するこ

と。

経済援助資金特別会計法案に対する修正案

経済援助資金特別会計法案に対する修正

経済援助資金特別会計法案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年年度の予算から適用する。

経済援助資金特別会計法案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

株式会社以外の法人の再評価額立金の資本組入に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和二十九年三月二十四日

衆議院議長 河井 瀧八
参議院議長 徳田次郎君
株式会社以外の法人の再評価額立金の資本組入に関する法律案

昭和二十九年四月三十日 衆議院会議録第四十三号 経済援助資金特別会計法案外四件

3 再評価積立金の資本組入に関する法律（昭和二十六年法律第四百十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律

第八条第三項中「取締役会が定める。」を「商法第二百二条第三項（額面株式の発行価額）の規定にかかわらず、払込金額以上の適正な価額で取締役会が定めるものとする。」に改める。

株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律案に対する修正案

株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律案に対する修正

株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則に次の一項を加える。

4 租税特別措置法（昭和二十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「再評価積立金を資本」の下に「（出資を含む。以下本項において同じ。）」を加え、「第四号を」「第二号、第四号又は第八号ノ三」に改める。

株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

【最終号の附録に掲載】

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「協定」という。）を実施するため、関税法（昭和二十九年法律第六号）、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）、物品税法（昭和十五年法律第四十号）及び振免油税法（昭和二十四年法律第四十四号）の特例を設けることを目的とする。

（関税等を徴収する場合）

第二条 日本国政府、アメリカ合衆国政府及び日本国以外の国でアメリカ合衆国から相互防衛のための援助を受けている国の政府（以下「政府」と称する。）の政府が協定第六条の規定により関税、物品税若しくは振免油税（以下「関税等」という。）の免除を受けて、資材、物品若しくは装備（以下「資材等」という。）を輸入し、又は製造場若しくは保税地域から移出し、若しくは引き取つた場合において、当該資材等又はこれについて加工し、若しくはこれを原料として製造してできた製品で政府に引き渡すべきもの（以下「製品」という。）が、税関長又は税務署長の指定する期間内、これらの物を受け取るべき政府に引き渡されたことについて政府の権限ある官憲による証明がされないときは、その輸入又は移出若しくは引取の際当該資材等について関税等の免除を受けた者

から、直ちにその免除に係る関税等を徴収する。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該資材等又は製品が天災その他やむを得ない事由に因り滅失したことにつき税関長又は税務署長の承認を受けた場合

二 当該資材等又は製品について第四条第一項本文又は第五条第一項本文の規定の適用があつた場合

三 前項の規定による関税の徴収については、関税徴収の例による。

（免税輸入資材等の製造等）

第三条 協定第六条の規定により関税等の免除を受けて輸入した資材等について加工し、又はこれを原料として製造しようとする場合においては、当該加工又は製造は、税関長が期間を指定して承認した工場において行なわれなければならない。

2 関税法第三十五条、第一百条第三号並びに第一百五号、第二項及び第三項の規定は、前項に規定する資材等又は工場について準用する。

（免税輸入資材等の譲受の制限等）

第四条 協定第六条の規定により関税等の免除を受けて輸入された資材等又は製品若しくはその副産物（以下「製品等」という。）を譲り受けようとするときは、その譲受は、前条第一項但書の規定を準用する。

（物品税法又は振免油税法の規定の適用）

第五条 協定第六条の規定により物品税又は振免油税の免除を受けて譲り受けようとするときは、その譲受は、製造場からの移出又は引取りを製造者又は取引人とみなして、物品税法又は振免油税法の規定を適用する。この場合においては、前条第一項但書の規定を準用する。

（物品税法又は振免油税法の規定の適用）

第六条 協定第六条の規定により物品税又は振免油税の免除を受けて譲り受けようとするときは、その譲受は、製造場からの移出又は引取りを製造者又は取引人とみなして、物品税法又は振免油税法の規定を適用する。この場合においては、前条第一項但書の規定を準用する。

（物品税法又は振免油税法の規定の適用）

第七条 協定第六条の規定により物品税又は振免油税の免除を受けて譲り受けようとするときは、その譲受は、製造場からの移出又は引取りを製造者又は取引人とみなして、物品税法又は振免油税法の規定を適用する。この場合においては、前条第一項但書の規定を準用する。

製品を政府に引き渡すためのものである場合その他政令で定める場合

二 当該譲受に係る資材等又は製品等について既にこの項本文の規定の適用があつた場合

三 当該譲受に係る資材等が第二項第一項の規定により関税等を徴収されたものである場合

四 当該譲受に係る製品等が第二項第一項の規定により関税等を徴収された資材等の製品等である場合

2 前項本文の規定の適用を受ける譲受は、物品税法第十条及び振免油税法第五条の規定の適用については、保税地域からの引取とみなす。

3 第一項本文の規定の適用を受ける資材等又は製品等は、関税法の規定の適用については、同法の外国貨物とみなす。

（免税譲受資材等の譲受の制限等）

第五條 協定第六条の規定により物品税又は振免油税の免除を受けて譲り受けようとするときは、その譲受は、製造場からの移出又は引取りを製造者又は取引人とみなして、物品税法又は振免油税法の規定を適用する。この場合においては、前条第一項但書の規定を準用する。

（物品税法又は振免油税法の規定の適用）

第六條 協定第六条の規定により物品税又は振免油税の免除を受けて譲り受けようとするときは、その譲受は、製造場からの移出又は引取りを製造者又は取引人とみなして、物品税法又は振免油税法の規定を適用する。この場合においては、前条第一項但書の規定を準用する。

（物品税法又は振免油税法の規定の適用）

第七條 協定第六条の規定により物品税又は振免油税の免除を受けて譲り受けようとするときは、その譲受は、製造場からの移出又は引取りを製造者又は取引人とみなして、物品税法又は振免油税法の規定を適用する。この場合においては、前条第一項但書の規定を準用する。

附 則

1 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の効力発生の日から施行する。

2 関税法（昭和二十九年法律第六号）の施行の日の前日までにおけるこの法律の適用については、第一条中「関税法（昭和二十九年法律第六号）」とあるのは「関税法（明治三十二年法律第六十号）」と、「第三条第二項中「関税法第三十五号、第一百条ノ八及び第一百条ノ九」とあるのは「資材等又は工場」とあるのは「工場」とする。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

【最終号の附録に掲載】

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議第四十三号 経済援助資金特許金計法案外四件

六六〇

十二年法律第五十四号)、物品税法(昭和十五年法律第四十号)、

揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)し、し、揮発油の課税に

関する法律(昭和二十九年法律第二号)、入場税法(昭和二十九年法律第

号)、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)、関税定率法(明治四十三

年法律第五十四号)、関税法(明治三十二年法律第八十八号)、酒税法(昭和二十八年

法律第六号)、砂糖消費税法(明治三十四年法律第十三号)、骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)、

国税規則取銷法(明治三十二年法律第六十七号)、たばこ専売法(昭和二十四年法律第

百十一号)及び塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)の特例を設けることを目的とする。

(定額)

第二条 この法律において左の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 国際連合の軍隊 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第一号(定義)に規定する

国際連合の諸決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣しており、又は将来派遣する国で、その政府が同協定の当事者であるもの(以下この条において「派遣国」という)の陸軍、海軍又は空軍で、当該

国際連合の諸決議に従つて行動に従事するために派遣されているものをいう。

二 国際連合の軍隊の構成員 国際連合の軍隊に属し、現に服役

中の軍人で、日本国内にある間におけるものをいう。

三 軍属 派遣国の国籍を有し、且つ、国際連合の軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴する文民で、日本国内にある間におけるもの(日本国内に通常居住する者を除く)をいう。

四 家族 国際連合の軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一歳未満の子並びに父母及び二十一歳以上の子の子のその生計費の十分の五以上を国際連合の軍隊の構成員又は軍属が負担するもので、日本国内にある間におけるものをいう。

五 軍人用販売機関等 派遣国の露出外資金により国際連合の軍隊の使用する施設内に設置された諸機関のうち国際連合の軍隊が公認し、且つ、規制するもので、国際連合の軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの者の家族の利用に供されるものをいう。

(所得税法等の特例)

第三条 国際連合の軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族、軍人用販売機関等、国際連合の軍隊又はその公認諸機関に対する所得税法、相続税法、通行税法、印紙税法、物品税法、揮発油税法、し、し、揮発油の課税に関する法律又は入場税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三号に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)の規定を準用する。

2 前項において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三号に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九号第一項第一号、第十号第一項第一号又は第十号の第二項第一号(軍用品について)の物品税、揮発油又は繊維品消費税の免除の規定により物品税、揮発油又は繊維品消費税の免除を受けた物品、揮発油又は繊維品消費税については、同法第九号第二項、第十号第二項又は第十号の第二項(証明がない場合の物品税、揮発油又は繊維品消費税の徴収)及び同法第十一号(免税物品等の徴収禁止及び違反した場合の罰則)の規定を準用する。

(関税法等の特例)

第四条 国際連合の軍隊、その構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は軍人用販売機関等の輸入に係る物品に対する関税法、関税定率法、酒税法、砂糖消費税法、物品税法、揮発油税法、し、し、揮発油の課税に関する法律又は骨牌税法の適用及び国際連合の軍隊が所有している船舶若しくは航空機又は全部用船契約により用船している船舶若しくは借り上げている航空機で、国際連合の軍隊のために又はその管理の下に、公の目的をもつて運航されているものに対する関税法又は噸税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三号に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十

七年法律第百十二号)の規定を準用する。

(国税規則取銷法の特例)

第五条 国際連合の軍隊が使用し、且つ、その権限に基いて整備している施設内における、又は国際連合の軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族の身体若しくは財産若しくは国際連合の軍隊の財産についての国税規則取銷法又は関税法(たばこ専売法、アルコール専売法(昭和二十二年法律第三十二号)、酒税法、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の法律において準用する場合を含む)の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三号に基く行政協定の実施に伴う国税規則取銷法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十三号)の規定を準用する。

(たばこ専売法の特例)

第六条 国際連合の軍隊、その構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は軍人用販売機関等に対するたばこ専売法又は塩専売法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三号に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十四号)の規定を準用する。

附則

1 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の最初の効力発生の日から施行し、同協定第二十一号(署名国についての適用期日)及び第二十

二条(加入国についての適用期日)において及ばれないこととされる場合を除き、同協定の最初の署名の日又はその日の後六箇月以内に同協定の当事者となる国については、昭和二十七年四月二十八日(入場税及び繊維品消費税に係る部分については、それぞれ入場税法又はし、し、揮発油の課税に関する法律の施行の日)から適用する。

2 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の施行の日の前日までに、おけるこの法律の適用については、第一条中「関税法(昭和二十九年法律第六十一号)」とあるのは「関税法(明治三十二年法律第六十一号)」と、第五条中「酒税法」とあるのは「酒税法、保税倉庫法(明治三十年法律第十五号)」ととする。

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

【最終号の附録に掲載】

当せん金附証票法の一部を改正する法律

当せん金附証票法の一部を改正する法律

当せん金附証票法(昭和二十三年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十一條の二 前条の規定の適用については、遺失物法(明治三十二

年法律第八十七号)の規定により、
 当せん金附証票を保管している警察署長又は同法及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百四十条の規定により当せん金附証票の所有権を取得した者は、受託銀行から直接に当せん金附証票を購入手した者とみなす。

2 前項に規定する警察署長は、当該当せん金附証票の当せん金品の債権が時効に因り消滅するおそれがある場合に限り、受託銀行に対し、当該当せん金品の支払又は交付の請求をしなければならぬ。

3 前二項の規定により警察署長が受領した当せん金附証票の当せん金品に対する遺失物法及び民法第二百四十条の規定の適用については、当該当せん金品は、その警察署長が保管していた当該当せん金附証票とみなす。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第十一条の二の規定は、当せん金附証票法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二号)による改正前の当せん金附証票法の規定により政府の発兌した当せん金附証票についても適用する。

当せん金附証票法の一部を改正する法律案(逓信省外十八名提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○逓信省外十八名提出
 〔逓信省外十八名提出〕
 昭和二十九年四月三十日 衆議院會議録第四十三号 経済援助資金特別会計法案外四件

おける審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、経済援助資金特別会計法案について申し上げます。

この法案は、別途今国会に提出いたされた経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基いて、米国の剩産物購入の見返りの円資金のうち、本邦の工業の助成その他経済力の増強に資する目的のためにアメリカ合衆国政府から贈与される金額をもつて、新たに経済援助資金を設けるため特別会計を設けることとしたものとすものである。贈与円の受入金、運用資金の回収金、運用収益金等を歳入とし、資金の運用または使用のための支出金を歳出として、その経理を行うこと等を規定いたしております。

本案に關しましては、自由党の藤枝委員より修正案が提出いたされ、本案の施行期日は昭和二十九年四月一日からとなつておるのでありますが、すでにその日を経過いたしておりますので、これを公布の日から施行し、昭和二十九年度分予算から適用することに変更しようとするものであります。

本案並びに修正案につきましては、審議の結果、去る二十八日質疑を打ち切り、討論を省略したに採決に入り、修正案及び修正部分を除く原案につき採決いたしましたところ、いずれも起立多数をもつて可決され、よつて本案は修正議決いたされました。

次に、株式会社以外の法人の再評価預立金の資本組入に關する法律案について申し上げます。

この法案は、従来株式会社についてのみ認められておりました再評価預立金の資本組入を、株式会社以外の法人についても認めようとするものであり、その内容は、第一に、再評価預立金を資本に組み入れるには定款変更の場合と同様の決議を要することとしたし、第二に、出資については、口数の定めある法人が資本組入を行つた場合には、組入額の総額に対応して出資の総口数が増加するものとし、出資者各人の出資口数は、それらの出資者が現に有している出資口数に応じて増加することとしたしております。

第三に、資本組入の場合においては、原則として無償で出資口数が増加するものでありますが、株式会社の場合と同様、出資一口の金額の一部を出資者に払い込ませることを認める等、組入れの方法及び手續について必要な事項を規定いたしております。

本案につきましては、自由党の藤枝委員より修正案が提出せられました。その内容は、従来株式会社が再評価預立金を資本に組み入れた場合、資本増加の登記について登録税の税率を軽減する旨の特例が設けられておりましたのを、株式会社以外の法人の場合においても同様の軽減措置を講じようとするものであります。

本案並びに修正案につきましては、慎重審議の後、去る二十八日質疑を打ち切り、討論を省略したに採決に入り、修正案及び修正部分を除く原案につき採決いたしましたところ、いずれも起立多数をもつて可決され、よつて本案は修正議決いたされました。

次に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律案について申し上げます。

この法律案は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴い、関税法等の特例を設けて、同協定に基き関税等の免除を受けて輸入されたまたは調達された資材等が、一定の期間内にこれらのものを受取るべき政府に引渡されたことについて証明がされないときは、特定の場合作を除き、関税等の免除を受けた者から当該免除にかゝる関税等を徴収する等の措置を講じようとするものであります。

次に、日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律案について申し上げます。

この法律案は、日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定に伴い、その円滑な運営をはかるため、日本国内にある国際連合の軍隊、軍人、軍属またはこれらの者の家族等につき、同協定に基いて所得税、内国消費税、関税等の国税の課税に關する特例のほか、国税の犯罪取締り並びにタバコ及び塩の専売に關して特例を設けようとするものであります。すなわち、これらに關しましては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基き行政協定の実施に伴う諸税法の臨時特例に關する法律の規定を準用して、これらの国税を課す、または免除しようとするものであります。

この兩法律案につきましては、審議の結果、去る二十七日質疑を打ち切り、討論を省略したに採決いたしましたところ、いずれも起立多数をもつて可決され、よつて本案は修正議決いたしました。

つて原案の通り可決いたしました。

次に、当せん金附証票法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は、当せん金附証票を拾得し、その後その所有権を取得した者等がその当せん金附証票の当せん金品を受取ることであります。所要の改正をいたそうとするものであります。

すなわち、現行の当せん金附証票法によれば、当せん金品の支払または交付は、その当せん金附証票の購入者またはその相続人その他の一般承継人に限られておるのであります。従いまし、たとへば最近岸和田市に起つた事例に見られるように、当せんした当せん金附証票を拾い、これを警察署に届けた場合、もし主が判明しないときは、その当せん金品の債権は一年間の時効によつて消滅してしまうのであります。よつて、この法律の不備欠陥を是正し、遺失物法に當る善意の者に對して法律上の保護を与えるために、所要の改正をいたしてゐるのであります。

本案につきましては、去る二十七日質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決いたしましたところ、起立議員をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(橋本次郎) ます、日程第三ないし第五の三案を一括して採決いたします。三案中、日程第三及び第四の委員長の報告は修正でありまして、日程第五の委員長の報告は可決であります。三案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議第四十三号 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求める件

【賛成者起立】

○議長(堤廣次郎君) 起立多数。よつて三案とも委員長報告の通り決しました。

次に、日程第六につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(堤廣次郎君) 起立多数。よつて本案を委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第七につき採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○議長(堤廣次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第八、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求める件

第九、日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作爲又は不作爲から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求める件

第十、万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書への加入について承認を求める件

第十一、けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求める件

第十二、第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間

の協定の締結について承認を求める件

○議長(堤廣次郎君) 日程第八、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求める件、日程第九、日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作爲又は不作爲から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求める件、日程第十、万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書への加入について承認を求める件、日程第十一、けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求める件、日程第十二、第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求める件、右五件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員会理事野田卯一君。

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求める件

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求める件

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求める件

日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求める件

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求める件

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求める件

日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求める件

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求める件

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求める件

日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

合衆国に從つてとるいかなる行動に於てもあらゆる援助を国際連合に与えることと要求する同意書第二条に掲げる義務を引き受けることになると述べられてゐるので、

前記の公文において、日本国政府は、平和条約の効力発生後に一又は二以上の国際連合加盟国の軍隊が極東における国際連合の行動に従事する場合に、当該一又は二以上の加盟国がこのような国際連合の行動に従事する軍隊を日本国内及びその附近において支持することを日本国が許し且つ容易にすることを確認したので、

国際連合の軍隊は、すべての国及び当局に対して国際連合の行動にあらゆる援助を与えるよう要請した。千九百五十年六月二十五日、六月二十七日及び七月七日の安全保障理事会決議並びに千九百五十二年二月一日の総会決議に従つて今なお引き続き従事してゐるので、また、

日本国は、朝鮮における国際連合の行動に参加している軍隊に対し施設及び役務の形で重要な援助を従来与えてきており、且つ、現に与えてゐるので、

よつて、これらの軍隊が日本国の領域から撤退するまでの間日本国におけるこれらの軍隊の地位及び日本国においてこれらの軍隊に与えられるべき待遇を定めるため、この協定の当事者は、次のとおり協定した。

第一条

この協定に別段の定がある場合を除く外、この協定の適用上次の定義を採択する。

(a) 「国際連合の諸決議」とは、千九百五十年六月二十五日、六月二十七日及び七月七日の国際連合安全保障理事会決議並びに千九百五十二年二月一日の国際連合総会決議をいう。

(b) 「この協定の当事者」とは、日本国政府、統一司令部として行動するアメリカ合衆国政府及び「国際連合の諸決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣してゐる国の政府」として、この協定に受諾を条件とし、署名の上これを受諾し、又はこれに加入するすべての政府をいう。

(c) 「派遣国」とは、国際連合の諸決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣してゐる又は将来派遣する国で、その政府が「国際連合の諸決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣してゐる国の政府」としてこの協定の当事者であるものをいう。

(d) 「国際連合の軍隊」とは、派遣国の陸軍、海軍又は空軍で国際連合の諸決議に従つて行動に従事するために派遣されてゐるものをいう。

(e) 「国際連合の軍隊の構成員」とは、国際連合の軍隊に属し現に服役中の人員で日本国内にある間におけるものをいう。

(f) 「軍属」とは、派遣国の国籍を有し、且つ、国際連合の軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴する文民で、日本国内にある間におけるもの(日本国内に通常居住する者を除く)をいう。

(g) 「家族」とは、次の者で日本国内にある間におけるものをいう。

六六二

(i) 国際連合の軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一才未満の子

(ii) 国際連合の軍隊の構成員又は軍属の父、母及び二十一才以上の子で、その生計費の半額以上をこれらの者に依存するもの

第二条

日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、国際連合の軍隊並びに同軍隊の構成員、軍属及び家族の義務である。派遣国の当局及び国際連合軍司令部司令官は、この目的のため適当な措置を執らなければならない。

第三条

1 本条の規定に従ふことを条件として、日本国政府は、この協定の適用上国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族に対し、日本国への入国及び日本国からの出国を許可する。国際連合軍司令部は、日本国政府に対し、入国者及び出国者の数、入国及び出国の日付、入国の目的並びに滞在予定期間を適切に通告しなければならない。

2

国際連合の軍隊の構成員は、旅券及び在証に関する日本国の法令の適用から除外される。国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。但し、日本国の領域に永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとはみなされない。

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議録第四十三号 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件外四件

7 本条に基いて日本国に入国した者の身分に変更があつてその者が前記の入国の権利を有しなくなつた場合には、派遣国の当局は、日本国の当局にその旨を通告するものとし、また、できる限りすみやかにその者を日本国政府の負担にやらないで日本国から退去せしめなければならない。	6 軍属及び家族は、日本国にある間の身分証明のため、日本国の当局が要求するときは、その旅券を相当な期間内に呈示しなければならない。	5 軍属は、その旅券に自己の身分及び自己の属する機関の記載を受けていなければならない。家族は、その旅券に自己の身分の記載を受けていなければならない。	4 国際連合の軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならない。身分証明書は、日本国の当局が要求するときは、呈示しなければならない。	3 国際連合の軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に當つて、次の文書を携帯しなければならない。 (a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真の掲げる身分証明書 (b) その個人又は集団が国際連合の軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書
2 1に掲げる船舶及び航空機、国際連合の軍隊及び軍属用の公用車両、同軍隊の構成員、軍属及び家族並びにこれらの者の車両は、第五条に従つて同軍隊が使用している施設及び区域に出入し、これらのものの間を移動し、及びこれらのものと1に掲げる港又は飛行場との間を移動する権利を与えられる。	1 この協定の適用上、国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に運航される船舶及び航空機は、第二十条に定める合同会議によつて合意される港又は飛行場に入港料又は着陸料を課せられないで出入する権利を与えられる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がその船舶又は航空機で運送されているときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならない。その貨物又は旅客は、日本国の法令に従つて日本国に入なければならない。	8 日本国が正当な事由により国際連合の軍隊の構成員、軍属又は家族の日本国からの退去を要請したときは、当該派遣国の当局は、その者を連滞なく日本国から退去させる責任を有する。 第四条	1 1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、日本国の当局に適當な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もつとも、水先人を使用したときは、應當する料率で水先料を支払なければならない。 第五條	3 1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、日本国の当局に適當な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もつとも、水先人を使用したときは、應當する料率で水先料を支払なければならない。
4 国際連合の軍隊が1の規定に基いて使用する施設は、必要でなくかつたときはいつでも、当該施設を原状に回復する義務及びいすれかの当事者に対する又はその者による補償を伴ふことなく、すみやかに日本国に返還しなければならない。この協定の当事者は、建設又は大きな変更に関しては、合同会議を通じて別段の取極を合意することができ。 第六條	3 国際連合の軍隊は、施設内において、この協定の適用上必要且つ適當な権利を有する。国際連合の軍隊が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及び類似の事項に関するすべての問題は、合同会議を通じて相互間の合意により解決しなければならない。	2 国際連合の軍隊は、合同会議を通じて日本国政府の同意を得て、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基いてアメリカ合衆国の使用に供せられていた施設及び区域を使用することができ。	1 日本国は、派遣国が国際連合の軍隊の構成員、軍属又は家族に對して発給した運転許可証、運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認するものとす。 第七條	1 日本国は、派遣国が国際連合の軍隊の構成員、軍属又は家族に對して発給した運転許可証、運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認するものとす。
3 国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。 第八條	2 国際連合の軍隊及び軍属用の公用車両は、明確な国籍の標示及び番号を付けていなければならない。	1 日本国は、派遣国が国際連合の軍隊の構成員、軍属又は家族に對して発給した運転許可証、運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認するものとす。	2 これらの諸機関による商品及び役務の販売には、日本の租税を課さず、これらの諸機関による商品及び役務の日本国内における購入には、日本の租税を課する。	1 日本国は、派遣国が国際連合の軍隊の構成員、軍属又は家族に對して発給した運転許可証、運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認するものとす。
6 これらの諸機関は、第十一条に定める軍票の使用を認められる者	4 所得税、地方住民税及び社会保障のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除く外、貸金及び借手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによりなければならない。	3 これらの諸機関が販売する物品は、日本国の当局及び国際連合の軍隊が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除く外、これらの諸機関から購入することを認められぬ者に対して日本国内で処分してはならない。	2 これらの諸機関による商品及び役務の販売には、日本の租税を課さず、これらの諸機関による商品及び役務の日本国内における購入には、日本の租税を課する。	1 日本国は、派遣国が国際連合の軍隊の構成員、軍属又は家族に對して発給した運転許可証、運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認するものとす。

との取引において、軍票を使用することができ、これらの諸機関は、日本国内の外国為替銀行に外国通貨の預金勘定をもつことができない。但し、合同会議を通じて別段の合意をする場合は、この限りでない。

第十條

- 1 国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族は、日本国政府の外国為替管理に服さなければならない。
- 2 1の規定は、外国為替又は外貨証券で、派遣国政府の公金であるもの、国際連合の軍隊の構成員及び軍属がこの協定に関連して勤務し、若しくは雇用された結果取得したもの又はこれらの者及び家族が日本国外の源泉から取得したものの日本国内又は日本国外への移転を妨げるものと解してはならない。

- 3 国際連合の軍隊の当局及び派遣国政府は、2に定める特権の濫用又は日本国の外国為替管理の回避を防止するため適当な措置を執らなければならない。

第十一條

- 1 派遣国によつて認可された者は、同派遣国が使用している施設内における相互間の取引のため、軍票を使用することができる。但し、その使用に当つては、その軍票を發行した国で、自國通貨をもつてその軍票を表示しているものの規則に従ふものとする。国際連合の軍隊は、軍票を發行した国の規則が許す場合を除く外、認可された者が当該軍票を用いる取引に従事することを禁止するよう適当な措置を執らなければならない。

措置を執らなければならない。日本国政府は、認可されない者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するため必要な措置を執らなければならない。また、要すれば国際連合の軍隊の援助を得て、軍票の偽造又は偽造軍票の使用に關与する者で日本国の当局の裁判権に服すべきものを逮捕し、及び処罰しなければならない。

第十二條

- 1 国際連合の軍隊は、同軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課せられない。
- 2 国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族は、これらの者が同軍隊に勤務し、又は同軍隊若しくは第九條に定める諸機関に雇用された結果受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負わない。本条の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得について、日本国の租税の納付を免除するものではない。また、派遣国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる当該派遣国の市民に對し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。

し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。

- 3 2に掲げる者が国際連合の軍隊の構成員、軍属又は家族であるという理由のみによつて日本国にある期間、日本の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。
- 4 国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族は、これらの者が一時的に日本国にあることに基いて日本国に所在する有体の財産又は証券に化体された財産の保有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転についての日本国における租税を免除される。但し、この免除は、投資若しくは事業を行うため日本国において登録された無体財産権には適用しない。本条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を許す義務を定めるところではない。

第十三條

- 1 国際連合の軍隊、同軍隊の構成員、軍属及び家族並びに第九條に定める諸機関は、この協定に別段の定めがある場合を除く外、日本国の税関当局が執行する法令に服さなければならない。
- 2 国際連合の軍隊又は第九條に定める諸機関がもつばら同軍隊若しくはこれらの諸機関の公用のため又は同軍隊の構成員、軍属及び家族の使用のため輸入するすべての資料、用品及び備品は、関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に入れることを許される。

3 2に掲げる物を輸入するとき、は、国際連合の軍隊は、合同会議が決定する形式を有し、権限のある者により署名され、且つ、これらの物が2に述べた目的のために輸入されるものである旨を証する証明書を日本国の税関当局に提出しなければならない。

- 4 国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族に仕向けられ、且つ、これらの者の私用に供せられる財産には、関税その他の課徴金を課する。但し、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。

- (a) 国際連合の軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初に到着した時に輸入し、又は家族が同軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びにこれらの者が入国の際持ち込む私用のための身用品。
- (b) 国際連合の軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する自動車及び取替用部品。
- (c) 国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族の私用のため軍事郵便局を通じて日本国に郵送される合理的な数量の衣類及び家庭用品。

但し、その衣類及び家庭用品は、これらの者が属する派遣国において日常用として通常購入される種類のものに限る。

5 2及び4で許す免除は、物の輸入の場合にのみ適用するものとし、関税及び内國消費税が既に徴取された物を購入する場合に、当該物の輸入の際税関当局が徴取したその関税及び内國消費税を払い、もつものとして解してはならない。

- 6 税関検査は、次のものの場合には行われないものとする。

- (a) 命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する国際連合の軍隊の部隊又は同軍隊の構成員。
- (b) 用の封印がある公文書。
- (c) 政府の船舶証券により積載される軍需貨物及び軍事郵便路線上にある郵便物。

- 7 この協定に基き関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物は、日本国及び国際連合の軍隊の当局が相互間で合意する条件に従つて認める場合を除く外、この協定に基き関税その他の課徴金の免除を受けて当該物を輸入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。
- 8 2及び4に基き関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができる。
- 9 国際連合の軍隊は、日本国の当局と協力して、本条に従つて同軍隊、同軍隊の構成員、軍属及び家族に与えらるる特権の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならない。

- 10 (a) 日本国の当局及び国際連合の軍隊は、日本国の税関当局が執行する法令に違反する行為を防止するため、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しななければならない。
- (b) 国際連合の軍隊は、日本国の税関当局によつて又はこれに代つて行われる差押を受けるべき物件がその税関当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
- (c) 国際連合の軍隊は、同軍隊の構成員、軍属又は家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
- (d) 国際連合の軍隊に属する財産で、日本国の関税又は財務に関する法令に違反する行為に關連して日本国の税関当局が差押えたものは、その財産が属する軍隊の当局に引き渡さなければならない。
- 第十四条
- 1 現地で供給される国際連合の軍隊の支持のために必要な資材、需品、備品及び役務はその調達で日本国の経済に不利な影響を及ぼす虞があるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て、調達しななければならない。
- 2 国際連合の軍隊による又は同軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によつて解決されないものは、調停のため合同会議に付託することができる。但し、本項の規定は、契約の当事者が有することのある提訴の権利を害するものではない。
- 3 国際連合の軍隊又は同軍隊の公認調達機関が同軍隊の当局の適当な証明書を附して日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本の次の租税を免除される。
- (a) 物品税
(b) 通行税
(c) 揮発油税
(d) 電気ガス税
- 最終的には国際連合の軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は、同軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び揮発油税を免除される。日本国及び国際連合の軍隊は、本条に明示しない日本国の現在の又は将来の租税で、同軍隊が調達する資材、需品、備品及び役務の購入価格の重要な且つ容易に判別することができ部分とをなすと認められるものに関して、本条の目的に合致する免税又は税の軽減を認めるための手続について合意するものとする。
- 4 3に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物は、日本国の当局及び国際連合の軍隊が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除く外、当該租税の免除を受けて当該物を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。
- 5 国際連合の軍隊の構成員、軍属又は家族は、日本国における物品及び役務の個人の購入について日本国の法令に基いて課せられる租税又は類似の公課の免除を本条を理由として享有することはない。
- 6 現地の労務に対する国際連合の軍隊の需要は、日本国の当局の援助を得て充足されるものとする。
- 7 所得税、地方住民税及び社会保険のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除く外、貸金及び諸手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。
- 第十五条
- 日本国に国際連合の軍隊を維持することに伴うすべての経費は、この協定の存続期間中日本国に負担をかけるないで同軍隊が負担しなければならない。但し、日本国政府による施設で日本国政府により国際連合の軍隊の使用に供せられるものは、日本国によつて貸貸料その他の対価の免除を受けて提供されるものとする。
- 第十六条
- 1 本条の規定に従うことを条件として、
- (a) 派遣国の軍当局は、当該派遣国の軍法に服するすべての者に対し、当該派遣国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。
- (b) 日本国の当局は、国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族に對し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によつて罰することのできるものについて、裁判権を有する。
- (c) 派遣国の軍当局は、当該派遣国の軍法に服する者に対し、当該派遣国の法令によつて罰することのできる罪で日本国の法令によつて罰することのできるもの(当該派遣国の安全に関する罪を含む)について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
- (d) 日本国の当局は、国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族に對し、日本国の法令によつて罰することのできる罪で当該派遣国の法令によつて罰することのできるもの(日本国の安全に関する罪を含む)について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
- (e) 本条及び3の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。
- (i) 当該国に対する反逆
(ii) 妨害行為(シボタージュ)、ちやう、報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反
- 3 裁判権を行使する権利が競合する場合においては、次の規定が適用される。
- (a) 派遣国の軍当局は、次の罪については、国際連合の軍隊の構成員又は軍属に對して裁判権を行使する第一次の権利を有する。
- (i) もつぱら当該派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもつぱら当該派遣国に属する国際連合の軍隊の他の構成員、軍属若しくは家族の身体若しくは財産のみに対する罪
- (ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪
- (b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。
- (c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 4 前諸項の規定は、派遣国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。但し、これらの者が当該派遣国に属する国際連合の軍隊の構成員であるときは、この限りでない。
- 5 (a) 日本国の当局及び派遣国の軍当局は、日本国の領域内にお

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議録第四十三号 日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件外四件

る國際連合の軍隊の構成員、軍
属又は家族の逮捕及び前諸項の
規定に従つて裁判權を行使すべ
き当局へのこれらの者の引渡に
ついて、相互に援助しなければ
ならない。

日本国の当局は、派遣国の軍当局に対し、当該派遣国に属する国際連合の軍隊の構成員、軍属又は家族を逮捕についてすみやかに通告しなければならない。日本国が裁判権を行使すべき派遣国軍隊の構成員又は軍属た

柄が当該派遣国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、当該派遣国が引き続き行うものとする。

当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡を含む）について相互に援助しなければならない。但し、それらの物件の引渡は、引渡を行う当局が定める期限内に還付されることを条件と

して行つてゐる。日本国の当局及び派遣国の軍当局は、裁判権を行使する權利が鼓合するすべての事件の處理について、相互に通告しなければならぬ。

死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定してゐない場合には、派遣国の軍当局が日本国内で執行してはならない。

(b) 日本国の当局は、派遣国の軍当局が本条の規定に基いて日本国の領域内で言ひ渡した自由刑の執行について派遣国の軍当局から援助の要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払

わなければならぬ。
被告人が本条の規定に從つて日本國の當局又は派遣國の軍當局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役していると、服役したとき、若

しくは赦免されたときは、政府がこの協定の当事者たる他の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。但し、本項

の規定は、派遣国の軍当局が当該派遣国に属する国際連合の軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反については、裁判することを妨げるものではない。

国際連合の軍隊の構成員、軍属又は家族は、日本国の裁判権に基

- (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
- (b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
- (c) 自己に不利な証人と対決する権利
- (d) 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的手続により証人を求める権利

(e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行われている条件に基き費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利

(f) 必要と認めたときは、有能な通訳を用いる権利

(g) 当該派遣国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち合わせる権利

(a) 国際連合の軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、同軍

隊の施設において警察権を行う
權利を有する。國際連合の軍隊
の軍事警察は、これらの施設に
おいて、秩序及び安全の維持を
確保するため、必要の適當な措

(b) 前記の施設の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取柄に徴うことを条件とし、且つ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、国際連合の軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限

千九百五十二年三月二十八日に東京で署名された日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の行政協定の千九百五十二年九月二十九日に東京で署名された議定書により改正された第十七条の規定が更に改正される場合には、この協定の当事者は、協議の上、本条の対応規定に同様の改正を行うものとする。但し、当該派遣国に属する国

陽連合の軍隊が、その更に行われ
た改正をもたらしした事情と同様の
事情の下にある場合に限る。

権の行使に関する議定書及びその附屬書は、日本国政府と同議定書に署名したこの協定の他の当事者との間において、この協定が当該当事者について効力を生ずる日に効力を失ふ。

第十七条

この協定の当事者は、国際連合の軍隊、同軍隊の構成員、軍属及び家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため随時必要となるべき措置を執ることに於いて協力するも

の領域において国際連合の軍隊の工作物、備品、財産、記録及び公務上の情報との十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本の法令に基いて犯人を罰するたため、日本国政府が必要と認めるところに、立法を求め、及びその他の措置を執るものとす。

第十八条

1 この協定の各当事者は、その軍隊の構成員又は文民たる政府の職員が公務の執行に彼等したる間に日本国において被つた負傷又は死亡については、その負傷又は死亡が公務執行中のこの協定の他のいづれかの当事者の軍隊の構成員又は文民たる政府の職員によるものであるときは、その他方の当事者に対するすべての請求権を放棄する。

2 この協定の各当事者は、日本国において所有する財産に対する損害については、その損害が公務執行中のこの協定の他のいづれかの当事者の軍隊の構成員又は文民たる政府の職員によるものであると

きは、その他方の当事者に対するすべての請求権を放棄する。

3 契約による請求権を除く外、公務執行中の国際連合の軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は国際連合の軍隊が法律上責任を有するその他の作為、

不作爲若しくは事故で、非戦亂行為に伴つて生じ、且つ、日本國において第三者を負傷させ若しくは死亡させ、又はこれに財産上の損害を与えたものから生ずる請求權

(a) 請求は、請求権が生じた日から一年以内に提起するものとし、日本國の被用者の行動から生ずる請求権に關する日本國の法令に従つて審査し、且つ、解決し、又は裁判する。

(b) 日本國は、前記のいかなる請

(c) 前記の支払（合意による解決に從つてされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に從つてされたものであるとを問わぬ。）又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、

- (d) 拘束力を有する最終的のものとする。
- (a)、(b)及び(c)に従い請求を満了するために要した費用は、この協定の当事者が次のとおり分担する。
- (i) 一派遣国のみが責任を有する場合に、合意され、又は裁判により決定された額は、その七十五パーセントを当該派遣国が、及びその二十五パーセントを日本国が分担する。
- (ii) 二以上の派遣国が共同に責任を有する場合に、合意され、又は裁判により決定された額は、当該派遣国の分担額がこれらの国の間において均等となり、且つ、日本国の分担額が当該派遣国の一分担額の半分となる割合で分担する。
- (iii) 負傷、死亡又は財産上の損害が二以上の派遣国の国際連合の軍隊により生じ、且つ、その責任をいづれかの国際連合の軍隊に特定の国に帰すること、が不可能である場合には、すべての当該派遣国は、その負傷、死亡又は財産上の損害の原因について責任があるものとみなされ、前記の(ii)の規定が適用される。
- (e) 日本国が本項に従つて承認した又は承認しなかつたすべての請求の明細、各事件についての認定及び日本国が支払つた額の明細は、定められるべき手続に従つて、当該派遣国が支払うべき分担額の支払の要請とともに、その派遣国に定期的に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本国で行われなければならない。

4 この協定の各当事者は、前諸項の実施に当り、その人員が公務の執行に従事していたかどうかを決定する第一次の権利を有する。その決定は、当該請求権が生じた後できる限りすみやかに行われなければならない。他のいづれかの当該当事者がその決定に同意しなかつたときは、その当事者は、協議のためこの問題を合同会議に付託することができる。

5 日本国内における不法の作為又は不作が公務執行中に行われたものでないものから生ずる国際連合の軍隊の構成員又は被用者に対する請求権は、次の方法で処理するものとする。

(a) 日本国の当局は、当該事件に關するすべての事情(損害を受けた者の行動を含む)を考慮して、公平且つ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に關する報告書を作成する。

(b) その報告書は、当該派遣国の当局に交付するものとし、その当局は、遅滞なく、慰しや料の支払を申し出るかどうかを決定し、且つ、申し出る場合には、その額を決定する。

(c) 慰しや料の支払の中出があつた場合において、請求人がその請求を完全に満了するものとし

てこれを受諾したときは、当該派遣国の当局は、自ら支払をしなければならない。且つ、その決定及び支払つた額を日本国の当局に通知する。

(d) 本項のいかなる規定も、支払が請求を完全に満了するものとして行われたものでない限り、国際連合の軍隊の構成員又は被用者に対する訴を受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。

6 (a) 国際連合の軍隊の構成員及び被用者(日本の国籍のみを有する被用者を除く)は、3に掲げる請求については、日本国において訴を提起されることがないが、その他のすべての種類の事件については、日本国の裁判所の民事裁判権に服するものとする。

(b) 国際連合の軍隊が使用している施設内に日本国の法律に基き強制執行を行うべき私有の動産(国際連合の軍隊が使用している動産を除く)があるときは、当該派遣国の当局は、日本国の裁判所の要請に基き、その財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならない。派遣国の当局は、当該派遣国に属する国際連合の軍隊がその差押及び引渡を行う法律上の権限を有しない場合には、日本国の当局が日本国の法律に従つて前記の財産を差し押えることを許容しなければならない。

(c) すべての派遣国の当局は、本

条の規定に基き請求の公平な審理及び処理のため証人及び証拠を提供することについて、日本国の当局と協力しなければならない。

第十九条 この協定の当事者は、この協定の実施のため必要な立法上、予算上その他の措置をできる限りすみやかに執らなければならない。

第二十条

1 この協定の解釈及び実施に關する事項についての日本国政府とこの協定のその他の当事者との間の協議及び合意の機關として、合同会議を東京に設置する。

2 合同会議は、日本国政府を代表する一人及びこの協定のその他の当事者を代表する一人の二人の代表者が組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同会議は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務組織について取りきめる。合同会議は、いづれか一方の代表者の要請があつたときはいつでも会合することができるとし組織するものとする。

3 合同会議がなんらかの問題について合意に達することができないときは、その問題は、政府間の交渉によつて解決するものとする。

第二十一条

1 この協定は、日本国政府及び統一司令部として行動するアメリカ合衆国政府が署名するものとし、また、国際連合の諸決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣しており又は将来

派遣するいづれの国の政府も署名することができるとする。この協定は、その最初の署名からその最初の効力発生までの間、日本国政府の同意を条件として、前記の諸決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣しており又は将来派遣する他のいづれかの国の政府のためにもその署名のため開放されるものとする。

2 この協定は、日本国政府がこれを受諾する日の後十日で、日本国政府について、及び、日本国政府による受諾の日以前に、この協定に受諾を条件とし、署名の上これを受諾する政府について効力を生ずる。この協定は、日本国政府による受諾の日の後に、この協定に受諾を条件とし、署名の上これを受諾し、又は「受諾を条件として」署名の上これを受諾する各政府については、その政府がこの協定に受諾を条件とし、署名する日の後十日で、又はその政府が受諾を条件として署名の上これを受諾する日の後十日で効力を生ずる。

3 この協定の受諾は、受諾書日本国政府に寄託することにより行うものとする。日本国政府は、この協定の当事者たる各政府にすべての署名の日及び、受諾書の寄託が行われるときは、その寄託の日を通告するものとする。

4 この協定の規定は、第十六条の規定及びその性質上及び不可能である規定を除く外、日本国政府及び、この協定の最初の署名の日又はその日の後六個月以内に、

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議第四十三号 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件

この協定に受諾を条件としないので署名し、又は受諾を条件として署名の上これを受諾する他の各政府については、千九百五十二年四月二十八日から適用するものとす。

第二十二条

1 第二十一条に従つてこの協定が最初に効力を生じた日以後においては、国際連合の議決案に従つて朝鮮に軍隊を派遣して再びは将来派遣する国の政府でこの協定に署名してないものは、日本国政府の同意を条件として、日本国政府に加入書を寄託することによりこの協定に加入することができ。

2 日本国政府は、この協定の当事者たる各政府にすべての加入書の寄託の日を通告するものとする。

3 この協定は、加入政府については、それぞれその加入書の寄託の日から十日で効力を生ずる。

4 この協定の規定は、第十六条の規定及びその性質上、及が不可避である規定を除く外、この協定の最初の署名の日から六箇月以内に加入書を寄託する各加入政府については、千九百五十二年四月二十八日から適用するものとする。

第二十三条

1 この協定の各当事者は、いづれの条についてもその政府をいつても要請することができる。その要請があつたときは、日本国政府と、統一司令部として行動するアメリカ合衆国政府（この場合、当該派遣国と協議し、且つ、その

派遣国を代表するものとする）とは、交渉を行うものとする。
2 千九百五十二年九月二十九日に東京で署名された協定書により改正された千九百五十二年二月二十八日東京において署名した日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の行政協定のいづれかの規定が改訂されるときは、第十六条に定めるところを除く外、日本国政府と、統一司令部として行動するアメリカ合衆国政府（この場合、当該派遣国と協議し、且つ、派遣国を代表するものとする）とは、この協定の対応規定について同様の改訂を合意するため交渉を行うものとする。

第二十四条

すべての国際連合の軍隊は、すべての国際連合の軍隊が朝鮮から撤退していなければならない日の後九十日以内に日本国から撤退しなければならない。この協定の当事者は、すべての国際連合の軍隊の日本国からの撤退期限として前記の期日前のいづれかの日を合意することができ。

第二十五条

この協定及びその合意された改正は、すべての国際連合の軍隊が第二十四条の規定に従つて日本国から撤退しなければならない期日に終了する。すべての国際連合の軍隊がその期日前に日本国から撤退した場合に、この協定及びその合意された改正は、撤退が完了した日に終了する。

以上の証として、下名は、各自の政府から署名のために正当に委任を受け、この協定に署名した。
千九百五十四年二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書一通を作成した。この原本は、日本国政府の記録に寄託する。日本国政府は、その認証原本をすべての署名政府及び加入政府に送付するものとする。

日本国政府のために
岡崎勇男 (署名)

受諾を条件として
統一司令部として行動するアメリカ合衆国政府のために
J.ゴレイアム・バースンズ (署名)

国際連合の諸決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣している国の諸政府から
ナダ政府のために
R. W.メイヒュー (署名)

受諾を条件として
ニュー・ジブラント政府のために
R. M.ミラー (署名)

受諾を条件として
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために
エスラー・デニング (署名)

南アフリカ連邦政府のために
エスラー・デニング (署名)

受諾を条件として

オーストラリア連邦政府のために
B. ロナルド・ウオーカー (署名)

フィリピン共和国政府のために
ホセ・F. イムベリアル (署名)

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書
【最終号の附録に掲載】

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件
日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件
日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件
日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件
日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件
日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件
日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件
日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件
日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件
日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件
日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件

アメリカ合衆国及び前記の派遣国の相互間における並びに日本国に対する各自の責任を定めることを希望して、次のとおり協定した。

第一条

(a) 「国連軍協定」とは、千九百五十四年二月十九日に東京で署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定をいふ。
(b) 「行政協定」とは、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定をいふ。
(c) 「派遣国」とは、アメリカ合衆国及び国連軍協定にいう派遣国をいふ。
(d) 「国連軍協定の軍隊の構成員」とは、国連軍協定にいう国際連合の軍隊の構成員をいふ。
(e) 「合衆国軍隊の構成員」とは、行政協定にいう合衆国軍隊の構成員をいふ。
(f) 「この議定書の当事者」とは、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び、この議定書に署名した他の各政府で国連軍協定の当事者であるものをいふ。
(g) 「第三者」とは、国連軍協定及び行政協定の双方にいう「第三者」をいふ。

第二条

契約による請求権を除く外、公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者及び国際連合の軍隊の構成員若しくは被用者の双方の作為若し

は、この協定及びその合意された改正は、すべての国際連合の軍隊が第二十四条の規定に従つて日本国から撤退しなければならない期日に終了する。すべての国際連合の軍隊がその期日前に日本国から撤退した場合に、この協定及びその合意された改正は、撤退が完了した日に終了する。

くは不作爲又は合衆国軍隊及び國際連合の軍隊の双方が法律上責任を有するその他の作爲、不作爲若しくは事故で、非戦闘行為に伴つて生じ、且つ、日本国において第三者を負傷させ若しくは死亡させ、又はこれに財産上の損害を与えたものから生ずる請求権は、日本国が次の規定に従つて処理するものとする。

(a) 請求は、請求権が生じた日から一年以内に提起するものとし、日本国の被用者の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従つて審査し、且つ、解決し、又は裁判する。

(b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本国で行うものとする。

(c) 前記の支払(合意による解決に従つてされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従つてされたものであるとを問わない)又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、拘束力を有する最終的のものとする。

(d) (a)、(b)及び(c)に従い請求を満たすために要した費用は、この協定の当事者が次のとおり分担する。

(i) アメリカ合衆国を含む二以上の派遣国が共同に責任を有する場合に、合意され、又は裁判により決定された額は、当該派遣国の分担額がこれらの国の間において均等となり、且つ、日本国の分担額が当該派遣国の一

の分担額の半分となる割合で分担する。

(ii) 負傷、死亡又は財産上の損害の原因についてその責を合衆国軍隊及び國際連合の軍隊のいずれかに特定のに帰することか不可能である場合には、すべての当該派遣国は、その負傷、死亡又は財産上の損害の原因について責任があるものとみなされ、前記の(i)の規定が適用される。

(e) 日本国が本条に従つて承認した又は承認しなかつたすべての請求の明細、各事件についての認定及び日本国が支払つた額の明細は、定められるべき手続に従つて、当該派遣国がそれぞれ支払うべき分担額の支払の要請とともに、その派遣国に定期的に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本国で行わなければならない。

第三章

この協定の各当事者は、第二条の規定の実施に当り、その人員が公務の執行に従事していたかどうかを決定する第一次の権利を有する。その決定は、当該請求権が生じた後でできる限りすみやかに行われなければならない。他のいづれかの当該当事者がその決定に同意しなかつたときは、その当事者は、協議のためこの問題を合同会議に付託することができ。

第四条

この協定の各条項に該当する請求権は、この協定の規定に従つて処理するものとし、行政協定第十八条3及び4又は國連軍協定第十八条8

及び4に基いて処理してはならない。

第五条

1 この協定書は、日本国政府及びアメリカ合衆国政府がこの協定書に署名の上これを受諾し、並びにこの協定書の他のいづれかの署名政府について國連軍協定が効力を生ずる場合において、そのいづれか選出時にそのすべての政府について効力を生ずる。その後において、この協定書は、この協定書の他の各署名政府については、國連軍協定が当該政府について効力を生ずる時に効力を生ずる。

2 この協定書の受諾は、受諾書を日本国政府に寄託することにより行ふものとする。日本国政府は、この協定書の当事者たる各政府にすべての署名の日及びすべての受諾書の寄託の日を通告するものとする。

第六条

1 第二条及び第三条の規定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び、この協定書の他の当事者で、國連軍協定の最初の署名の日又はその日の後六箇月以内に、受諾を条件とし、署名の上これを受諾し、又はこれに加入するものについては、千九百五十二年四月二十八日から適用するものとする。

2 この協定書が日本国及び当該派遣国について効力を生ずる前に生じた請求権については1により第二条が適用されるときは、その請求は、第二条(a)の規定にかかわらず、日本国と当該派遣国との間に

この協定書が効力を生ずる日から一年以内に提起しなければならない。

第七条

この協定書は、國連軍協定に署名し、又は加入するすべての国の政府に対してその署名のため開放されるものとする。

以上の証として、下名は、各自の政府から署名のために正当に委任を受けて、この協定書に署名した。

千九百五十四年二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書一通を作成した。この原本は、日本国政府の記録に寄託する。日本国政府は、その認証書本をすべての署名政府に送付するものとする。

日本国政府のために
岡崎 勝男(署名)
受諾を条件として

カナダ政府のために
R. W. メイヒュー(署名)
R. M. ミラー(署名)

ニュー・ジブラルドル政府のために
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために
エヌラー・デニング(署名)

南アフリカ連邦政府のために
エヌラー・デニング(署名)
オーストラリア連邦政府のために

E. ロナルド・ウオーカー(署名)

アメリカ合衆国政府のために
J. グレイアム・パースンズ(署名)
受諾を条件として

フィリピン共和国政府のために
ホセ・ド・イムベリアル(署名)

日本国における合衆国軍隊及び國際連合の軍隊の共同の作爲又は不作爲から生ずる請求権に関する協定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

「最終号の附録に掲載」
万国農事協会に関する条約の失効に関する協定書への加入について承認を求めるの件
万国農事協会に関する条約の失効に関する協定書への加入について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。万国農事協会に関する条約の失効に関する協定書

この協定書の署名政府は、万国農事協会(以下「協会」といふ)を創設した千九百五十五年六月七日にローマで署名された条約の当事国の政府であるので、

協会(万国農事協会)を含む、以下万国農事協会を「センター」といふ。このセンターは、その任務及び資産を國際連合食糧農業機關(以下「機關」といふ)に移転することを望ましいと認めるので、

協会の常設委員会の決議を了知し、次のとおり協定した。

第一条
協会を創設した千九百五十六年六月七日にローマで署名された条約は、この議定書の第三国政府間において、この議定書の発効する日から効力を有しなくなり、従つて、協会(センターを含む)は、解散するものとする。

第二条
協会の常設委員会は、協会の總會の指示に従つて協会(センターを含む)の業務を終了するものとし、このため次のことを行わなければならない。

- (a) 協会(センターを含む)のすべての資産を取りまとめ、並びにその書籍、文書、記録及び動産を占有すること。
- (b) 協会が負つてゐるすべての未履行の債務を履行すること。
- (c) 協会の被用者を解雇し、並びに人事に関するすべての書類及び記録を機関に引き渡すこと。
- (d) 協会(センターを含む)の書籍、文書、記録及びすべての残余資産の占有権並びにこれらのものの完全な所有権を機関に移転すること。

第三条
協会の常設委員会は、この議定書の第二條によつて課せられた義務を完了したときは、協会(センターを含む)の解散並びにその任務及び資産の機関への移転を協会の加盟国に對し同章により直ちに通告するものとする。その通告の日付の日は、千九百五十六年六月七日の条約の失効の日とみなす。

及び協会(センターを含む)の業務の日とみなす。

第四条
協会(センターを含む)の業務が終了したときは、この議定書の附屬書に掲げる国際条約の規定によつて協会に与えられた権限、権利又は義務は、機関に継承するものとする。

この議定書の第三国政府であり、且つ、これらの条約の第三国の政府であるものは、これらの規定のうち効力を有するすべてのものを、協会の代りに機関に関するものとなして実施するものとする。

第五条
協会の加盟国の政府でこの議定書に署名してゐないものは、機関の事務局長に加入通告書を送付することによつていつでもこの議定書に加入することができる。同事務局長は、その加入をすべての署名政府及び加入政府に通報するものとする。

第六条
1 この議定書は、批准を要しない。但し、署名に際して批准に関する明示的な留保を附した政府については、この限りでない。
2 この議定書は、協会の加盟国の政府のうち三十五の政府がこれを受諾した時に効力を生ずる。その受諾は、次のいずれかの方法によつて行ふものとする。

- (a) 批准に関する留保を附さない署名。
- (b) 批准に関する留保を附してこの議定書に署名した政府による批准書の機関の記録への寄託。
- (c) 第五条による加入通告。

3 この議定書は、本条2に従つて効力を生じた後は、協会の加盟国の政府であるその他の政府について、次のいずれかの日に効力を生ずる。

- (a) 当該政府のために署名が行われた日。但し、その署名が批准に関する留保を附して行われた場合には、当該政府についてその批准書の寄託の日効力を生ずる。
- (b) 署名しないで第五条に従つて加入する政府の場合には、その加入通告が受領された日。

以上の証拠として、各自の政府から正当に委任を受けた代表者は、本日会合して、この議定書に署名した。ひとしく正文であるフランス語及び英語により作成されたこの議定書の原本一通は、機関の記録に寄託するものとする。機関は、各署名政府、各加入政府及びこの議定書の署名の時に協会の加盟国の政府であるその他の政府にその認証本を送付するものとする。

千九百四十六年三月三十日にローマで作成した。

アルゼンティン政府のために
カルロス・ブレシア
アルゼンティン政府の承認を条件として
オーストラリア政府のために
G・S・ブリッジランド

ベルギー(ベルギー領コンゴを含む)政府のために
G・ダスブルモン・レンデン
ブラジル政府のために
J・ラトル
批准を留保して
ブルガリア政府のために
I・イワノフ
国際連合食糧農業機関のヨーロッパ地域局を創設することにブルガリア政府が賛成であることを附言して
カナダ政府のために
アルフレッド・ライヴ
チリ政府のために
チリの法律上の規定に従い後日の批准を留保して署名する。
フエンサラーダ
中国政府のために
蔣光前
コロンビア政府のために
アブラハム・フェルナンデス・デ・ソト
コロンビアの法律上の規定に従い後日の批准を留保して署名する。
キューバ政府のために
ミゲル・A・エスピノーサ
デンマーク政府のために
T・ブル
エジプト政府のために
マホムド・モハラム・ハマッド
批准を留保して
アイルランド政府のために
マイケル・マックワイト

エクアドル政府のために
M・ソトマヨール・ルーナ
政府の承認を条件として
スペイン政府のために
ホセ・アントニオ・デ・サン・グロニス
アメリカ合衆国(ハワイ、フィリピン、プエルトリコ及びヴァージン諸島を含む)政府のために
デイヴィッド・マック・キー
批准を条件として
エチオピア政府のために
フィンランド政府のために
H・ホルマ
フランス(アルジェリア、フランス領西アフリカ、フランス領モロッコ、インドシナ、マダガスカル及びテュニシを含む)政府のために
オーギュスト・ラベ
ギリシャ政府のために
G・A・エキンタリス
ハイチ政府のために
デイヴィッド・マック・キー
政府の承認を条件として
ハンガリー政府のために
パツプ・アルモシエ
インド政府のために
ジョン・O・メイ
イラン政府のために
デイヴィッド・マック・キー
イタリア政府のために
ヴァンチエンツォ・リヴェラ
批准を留保して
ルクセンブルグ政府のために
G・ダスブルモン・L・メキシコ政府のために

ニカラガ政府のために

ドイツ・マック・キ

政府の承認を条件として

ノルウェー政府のために

シグムンド・ベントウソン

バグアイ政府のために

ドイツ・マック・キ

オランダ(オランダ領インドを含む)政府のために

H・ファン・ハステルト

ベルギー政府のために

ベルギーの法律上の規定に従い

後日の批准を留保して署名す

る。

リカルド・リヴェラ・

シユライベル

ポーランド政府のために

W・ヴィンセント

ポルトガル政府のために

アントニオ・ペレイラ・デ・

ソウザ・ダ・カマラ

ルーマニア政府のために

M・モシュニルシオン

ユーリヤン・ポルン

万国農事協定を、ローマ

を所在地とする国際連合食

糧農業機関のヨーロッパ地

域局として、維持すること

にルーマニア政府が賛成で

あることを附言して

グレート・ブリテン及び北部アイ

erland連合王国政府のために

ジョン・O・メイ

サン・マリノ政府のために

マリオ・モレスキヤルキ

シヤム政府のために

ドイツ・マック・キ

スウェーデン政府のために

J・C・ラーゲルベリ

スイス政府のために

R・ドゥ・ヴエック

チエツコスロヴァキア政府のため

に

ドクトル ヤン・パウリニ

トルコ政府のために

フルザン・セルジュツク

批准を留保して

南アフリカ連邦政府のために

F・H・シローン

ウルグアイ政府のために

ホセ・S・スカローネ

ヴェネズエラ政府のために

ユーゴスラヴィア政府のために

ドクトル ジョヴエシ・J・

スモドナカ

批准を留保して

エ・サルヴァドル政府のために

アメデオ・S・カネーサ

附屬書

議定書第四條の関連する条約

の表

千九百二十五年十月三十一日にロー

マで作成されたもの防除に關する

国際条約

千九百二十九年四月十六日にロー

マで作成された植物の防疫に關する

国際条約

千九百三十一年十二月十一日にブ

ラッセルで作成された国際貿易にお

ける鶏卵の表示に關する国際条約

千九百三十四年四月二十六日に

ローマで作成されたチーゾの分析方

法の統一に關する国際条約

千九百三十五年六月五日にローマ

で作成された酒の分析方法の

統一に關する国際条約

千九百三十六年十月十四日にロー

マで作成された家畜登録簿の記入及

び利用の方法の統一に關する国際条

約

万国農事協定に關する条約の失効に

關する議定書への加入について承認

を求める件に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

けしの栽培並びにあへんの生産、

國際取引、卸取引及び使用

の制限及び取締に關する議定書

の批准について承認を求めるの

件

けしの栽培並びにあへんの生産、

國際取引、卸取引及び使用

の制限及び取締に關する議定書

の批准について承認を求める

る。

けしの栽培並びにあへんの生

産、國際取引、卸取引及び使用

の制限及び取締に關する議定書

の批准について承認を求める

る。

麻薬系物質の中毒及び不正取引

を防止するため引き続き努力するこ

とを決定し、並びにその努力がすべ

ての間の緊密な協力によつての

み所期の成果を収めることができる

ことを認め、

一連の國際文書により麻薬の取締

の有効な方式の発達に努力してきた

ことを想起し、並びにこの取締を國

内の及び國際的の両方面において強

化することを希望し、

前文

縮約國は、

麻薬系物質の中毒及び不正取引

を防止するため引き続き努力するこ

また、植物性麻薬を得る原料の生

産を農業上及び科学上の需要に制限

して取り締ることが肝要であること

を考慮し、並びにけしの栽培及び

あへんの生産の取締が最も緊急な問

題であることを認識し、

このため議定書を締結することに

決定し、

次のとおり協定した。

第一章 定義

第一条 定義

次の定義は、別段の明文規定があ

る場合又は文脈により別に解釈され

る場合を除く外、この議定書に適用

する。

「千九百二十五年の条約」とは、千

九百四十六年十二月十一日の議定書

によつて改正された千九百二十五年

二月十九日にジュネーヴで署名され

た國際あへん条約をいう。

「千九百三十一年の条約」とは、千

九百四十六年十二月十一日の議定書

によつて改正された千九百三十一年

七月十三日にジュネーヴで署名され

た麻薬の製造制限及び分配取締に關

する条約をいう。

「中央委員会」とは、千九百二十五

年の条約の第十九条に基いて設定さ

れた常設中央委員会をいう。

「監督機關」とは、千九百三十一年

の条約の第五条に基いて設定された

監督機關をいう。

「麻薬委員会」とは、國際連合經濟

社會理事會の麻薬委員會をいう。

「理事會」とは、國際連合經濟社會

理事會をいう。

「事務局長」とは、國際連合事務總

長をいう。

「けし」とは「パバヴェル・ソムニ

フェルム・L」及びあへんの生産に

使用されるけし属の他の種の植物を

いう。

「けしがら」とは、けしを刈り取つ

た後、麻薬を抽出することができる

けしのすべての部分(種子を除く)

をいう。

「あへん」とは、けしの液汁の

凝固体で生あへん、熟あへん及び

あへん煙こうを含むいかなる形状の

もの(ガレックス製剤を除く)をもい

う。

「生産」とは、あへんの收穫を目的と

するけしの栽培をいう。

「在庫」とは、一国内に適法に保

有するあへんの総量をいう。但し、

(1)麻薬小売業者及び正式に許可を受

けて医療業務又は科学業務に従事す

る機関又は有資格者が保有するあへ

ん並びに(2)當該國政府が軍事上の目

的のため保有し、又は管理するあへ

んを除く。

「領域」とは、國の一部分であつて

千九百二十五年の条約で定める輸入

證明書及び輸出許可証の制度を適用

するに當り獨立の一體として取り扱

われるものをいう。

「輸出及び輸入」とは、それぞれ

の語意において、一國から他國へ又

は同一國の一の領域から他の領域へ

のあへんの運送をいう。

第二章 あへんの生産、使用

及び取引の取締

第二条 あへんの使用

縮約國は、あへんの使用をもつば

ら農業上及び科学上の需要に制限し

なければならない。

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議第四十三号 日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件外四件

第三条 生産国における取

あへんの生産、使用及び取引を取り締まることをもつて、

1 生産国は、本条で与えられる機能を行つたため、一又は二以上の政府機関(以下本条において「機関」という。)を、また設立して、ない場合には設立し、且つ、維持しなければならない。本条から6までに掲げる機能は、当該国の憲法が許す場合には、単一の機関で遂行しなければならない。

2 生産は、機関又は他の権限のある政府当局が指定する地域に制限しなければならない。

3 機関又は他の権限のある政府当局が許可する栽培者のみが生産に従事することを許されるものとする。

4 各許可証には、けしの栽培を許す地域の範圍を明記するものとする。

5 すべてのけしの栽培者は、あへんの全収穫を機関に納入することを要求されるものとする。機関は、できる限りすみやかにこのあへんの収穫を買い上げ、且つ、その現物を占有しなければならない。

6 機関又は他の権限のある政府当局は、あへんを輸入し、輸出し、及び取引し、並びにあへんの在庫量(あへんからアルコールイドを製造することを免許された製造業者が保有するあへんの在庫量を除く)を保有する独占的権利を有するものとする。

7 本条のいかなる規定も、けしの栽培の取締に関する現行の諸条約に従つて締結国が既に負つてゐる義務の軽減を認め、又はこれらの条約に従つて締結国が制定した法令の効力を害するものとみなしてはならない。

第四條 あへんの生産以外の目的のため栽培するけしの取締

締結国であへんの生産以外の目的のためけしの栽培及び使用を許可するものは、同時にあへんの生産を許可すると許可しないにかかわらず、次の事項を確保するため必要なすべての法令を制定しなければならない。

(i) あへんの生産以外の目的のため栽培するけしからあへんを生産しないこと。

(ii) けしがらからの麻薬系物質の製造につき充分な取締を行うこと。

(b) このように制定された法令の写を事務総長に送付しなければならない。

(c) 毎年一回中央委員会に対し、同委員会が定める日に、目的のいかにあへんを前年度中に輸入し、又は輸出したけしがらの統計を送付しなければならない。

第五條 在庫量の制限

世界で生産されるあへんの量を医薬上及び科学上の需要に制限する目的を以て、

1 締結国は、あへんの生産、輸出及び輸入を取り締まるに當つて、締結国が保有する在庫量が毎年十二月三十一日において次の量を超えないことを確保するようにしなければならない。

(a) 第六條(a)に掲げる生産国の場合には、当該国が選択する二年間に当該国から医薬上及び科学上の目的のため輸出されたあへんの製造のため使用されたあへんの総量に、当該国が選択する他のいづれかの年に輸出され、及びアルコールイドの製造のため使用された量の二分の一に等しい量を加えたもの。但し、選択される年は、千九百四十六年一月一日前の年であつてはならない。

(b) 前記の生産国は、輸出量及び使用量を計算するに當つて異なる二つの期間を選択する権利を有するものとする。

(b) 本項(a)に掲げる締結国以外の締結国であつて千九百二十五年及び千九百三十一年の条約の規定を自国に適用される範圍内でできる限り考慮してアルコールイドの製造を許可するものの場合には、二年間における当該国の通常の需要量。この需要量は、中央委員会が決定するものとする。

(c) その他の締結国の場合には、その時までの五年間に消費されたあへんの総量

2 (a) 本条1(a)に掲げる生産国は、輸出のためあへんの生産を禁止することを決定し、且つ、第六條2(a)に掲げる生産国の部類から除かれることを希望する場合

には、本条3(b)に従つて翌年の年次通告を行う際に中央委員会に対しその旨を宣言するものとする。当該締結国は、この宣言を行つた場合には、この議定書の適用上、第六條2(a)に掲げる生産国とみなされず、また、この部類の生産国として復活することができない。中央委員会は、この宣言を受領したときは、当該締結国を場合に本条1(b)又は(c)に掲げる部類のいづれかに変更し、且つ、その旨をこの議定書の他のすべての締結国に通告しなければならない。

この議定書の適用上、前記の部類の変更は、中央委員会によるこの通告の日に効力を生ずるものとする。

(b) 本項(c)に定める手続は、本条1(b)に掲げる部類から本条1(c)に掲げる部類への変更又はその反対の変更を希望する締結国による宣言について適用するものとする。但し、当該締結国がその要請によつてもこの部類に復活することを妨げるものではない。

3 (a) 本条1(a)及び(c)に掲げるあへんの量は、中央委員会がその年次報告に掲げる統計及び後に公表する前年度の十二月三十一日までの期間についての統計を基礎として計算するものとする。

(b) 本条1(a)又は(b)が適用される締結国は、毎年一回中央委員会に次の事項を通告しなければならない。

(i) 自国が本条1(a)に従つて選択した期間又は

(ii) 本条1(b)による中央委員会の決定に當り、自国がその通常の需要量と認められることを希望するあへんの量

(c) 本項(b)に掲げる通告は、その通告が関係する期日の属する年の前年の八月一日よりも遅れないよう中央委員会に到着しなければならない。

(d) 中央委員会は、本項(b)に従つて通告することを要求される締結国が期限までにこの通告を行わない場合には、当該締結国の最近の關係通告に記載された資料を採用するものとする。但し、本項(e)の規定の適用を妨げるものではない。中央委員会は、当該締結国から關係通告を受領していない場合には、当該締結国と更に協議を行うことなく、且つ、同委員会が有する情報、この議定書の目的及び当該締結国の利益に妥当な考慮を払つた後、場合により、

(i) 本条1(b)に掲げる期間を選択し、又は

(ii) 本条1(c)に掲げる期間を選択し、又は

(iii) 本条1(a)に掲げる通常の需要量を決定するものとする。

(e) 中央委員会は、本項(c)に規定する期日より遅れて通告を受領した場合にも、この通告が期限までに受領されたものとして取り扱うことができる。

(f) 中央委員会は、毎年一回、本条1(a)に掲げる各締結国に対し、本条1(a)又は3(d)及

(g) 本条1(a)に掲げる各締結国に対し、本条1(a)又は3(d)及

(h) 本条1(a)に掲げる各締結国に対し、本条1(a)又は3(d)及

(i) 本条1(a)に掲げる各締結国に対し、本条1(a)又は3(d)及

(j) 本条1(a)に掲げる各締結国に対し、本条1(a)又は3(d)及

(k) 本条1(a)に掲げる各締結国に対し、本条1(a)又は3(d)及

(l) 本条1(a)に掲げる各締結国に対し、本条1(a)又は3(d)及

(m) 本条1(a)に掲げる各締結国に対し、本条1(a)又は3(d)及

び(e)に従つて選択された年を通告するものとする。

(ii) 本条1(b)に掲げる各締約国に対し、本条1(b)に従つて同委員会が当該締約国の通常の需要量と認めらるるあへんの量を通告するものとする。

(g) 中央委員会、本項(f)に掲げる通告を、その通告内容が関係する期日の属する年の前年の十二月十五日よりも遅れないよう、に送付しなければならない。

4 (a) この議定書が効力を生じた日に同議定書の締約国である国については、本条1の規定は、この議定書が効力を生じた年の翌年の十二月三十一日に効力を生ずるものとする。

(b) その他の国については、本条1の規定は、その国が締約国となつた年の翌年の十二月三十一日に効力を生ずるものとする。

5 (a) 中央委員会は、特別の事情があると認められる場合には、同委員会が定める条件で、及び指定する期間、締約国に対しあへんの在庫量の最高水準について本条1に定める要件に従うことを免除することができる。

(b) 中央委員会は、第六條2(a)に掲げる生産国が、この議定書が効力を生じた時において、本条1(a)によつて許可される最高水準をこえるあへんの在庫量を持している場合には、この在庫量を本条1(a)に規定する最高水準まで急激に減少させることにより生ずる当該国の経済的困難を避けるため、その数量により、

この事実を考慮するものとする。

第六條 あへんの国際取引

1 締約国は、あへんの輸入及び輸出をもつば医療上及び科学上の目的に制限しなければならない。

2 (a) 締約国は、第七條5の規定の適用を妨げることなく、当該国があへんを輸入し、又は輸出する時にこの議定書の締約国である次の諸国のいずれかにおいて生産されたあへん以外のあへんを輸入し、及び輸出することを許可してはならない。

ブルガリア
ギリシャ
インド
イラン
トルコ
ソヴェト社会主義共和国連邦
ユーゴスラヴィア

(b) 締約国は、この議定書の締約国でないいかなる国からもあへんを輸入することを許可してはならない。

3 締約国は、本条2(a)の規定にかかわらず、自国の領域内においては、これらの領域のいずれかで生産されるあへんを、自国の一年間の需要量をこえない範囲内でも、つばら国内消費に充てるため輸入し、及び輸出することを許可することができる。

4 締約国は、千九百二十五年の条約の第五章に定める輸入証明書及び輸出許可証の制度をあへんの輸入及び輸出に適用するものとする。但し、同条約第十八条は、適

用しない。締約国は、あへんの輸入及び輸出について、千九百二十五年の条約の第五章により要求される条件よりも厳重な条件を課することができる。

第七條 押収したあへんの処分

1 本条に定める場合を除く外、不正取引において押収したすべてのあへんは、廃棄しなければならない。

2 締約国は、政府の取締の下に、前記のあへんに含まれる麻薬系物質の全部若しくは一部を非麻薬系物質に転換し、又は、政府により若しくは政府の取締の下に、このあへん若しくはそれから製造されるアルカロイドの全部若しくは一部を医療上若しくは科学上の用途に転換することができる。

3 第六條2(a)に掲げる生産国でこの議定書の締約国であるものは、国内で押収したあへん又はそれから製造するアルカロイドを消費し、及び輸出することができる。

4 押収したあへん、いづれかの政府の倉庫又は免許された倉庫からの盗品であると判明したものは、その正当な所有者に返還することができる。

5 あへんの生産及びあへん、アルカロイドの製造を許可しない締約国は、中央委員会から許可を得て、当該締約国の当局が押収したあへんの特定量を、あへん、アルカロイド若しくはあへん、アルカロイドを含む薬品と交換で、又は自国の医療上若しくは科学上の需要のため

このようなアルカロイドを抽出させる目的で、あへん、アルカロイドを製造する締約国の領域に輸出することができる。但し、一年間にこのように輸出するあへんの量は、薬用あへん及びあへん又はあへん、アルカロイドを含む薬品の双方の形における当該締約国の年間需要量のあへん相当量をこえてはならず、且つ、超過分は、廃棄しなければならない。

第三章 政府が提供する場合

第八條 見積り

1 締約国は、その領域のおおのに關し、千九百三十一年の条約において薬品につき要求される方法と同様の方法をもつて翌年の次の事項についての見積りを中央委員会に提出しなければならない。

(a) 医療上及び科学上の需要のためあへん自体としての使用に要するあへんの量(千九百二十五年の条約の第八條に基いて除外される製剤に要する量を含む)アルカロイドの製造に要するあへんの量

(b) 当該国が第五條の規定を考慮して維持しようとする在庫量及び現在の在庫量を望ましい水準に増加せよ、又は減少せよと必要とあへんの量

(c) 当該国があへんを軍事上の目的のため保有する場合に、その在庫量を追加し、又はこの在庫量を合法的な取引に転用しようとするあへんの量

(d) 各国又は各領域の見積りの総計は、前項(a)及び(b)に明示する量の総計に同項(c)及び(d)に明示する在庫量を望ましい水準に引き上げるため必要な量を加えるか、又はその総計からこの在庫量が前記の水準をこえる量だけを減したものであるものとする。もつとも、これらの増減は、当該締約国が中央委員会に対し適当な時に必要な見積りを送付している場合を除く外、考慮されないものとする。

3 あへんの生産を許可する締約国は、その領域のおおのに關し、あへんの収穫のためけしを栽培しようとする土地の面積を、ヘクタールで、できる限り正確に示す見積り及びその時までの五年間におけるあへんの平均生産量に基くあへんの収穫予想量のできる限り正確な見積りを毎年一回中央委員会に提出しなければならない。この目的のためけしの栽培が二以上の地域に許可される場合には、この情報は、これらの地域のおおののについて別個に示さなければならない。

4 (a) 本条1及び3に掲げる見積りは、中央委員会が随時定める様式によつて作成しなければならない。

(b) すべての見積りは、中央委員会が決定した期日までに同委員会に到着するように送付しなければならない。中央委員会は、本条1に掲げる見積り及び本条3に掲げる見積りについて異なるつた期日を定めることができる。中央委員会は、また、異なる収穫時を考慮して、本条3に基き締約国が提出すべき見積り

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議第四十三号 日本国に於ける國際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件外四件

六七四

について異なつた期日を定めることができる。

5 すべての見積りには、見積りを作成し、及びその中の諸種の量を計算した方法の説明書を添附しなければならない。

6 もとの見積りを増減する補足見積りは、提出することができる。

この補足見積りは、このような修正の理由に関する説明書とともに遅滞なく中央委員会に送付しなければならない。本条の規定は、4

(b)及び9を除く外、この補足見積りに適用するものとする。

7 見積りは、監督機関が検査するものとし、監督機関は、見積りを完全にするため又は見積りに記載された事項を説明するため更に情報提供を要し、及び当該政府の同意を得てこの見積りを修正することができる。

8 中央委員会は、この議定書が適用されない国又は領域についての見積りがこの議定書の規定に従つて作成されるよう要請するものとする。

9 いずれかの国又は領域に関するいかなる見積りも本条4(b)に基いて中央委員会が定める期日まで同委員会に到着しない場合には、このようない見積りは、できる限り監督機関が作成するものとする。

10 締約国は、本条1に掲げる見積り又は本条9に従つて監督機関が作成する見積りの量、補足見積りによつて修正されない限り、こゝてはならない。

11 中央委員会は、この議定書の第九條又は千九百二十五年の条約の第二十二條に基き同委員会に対して行われる輸出入報告によつて、

いづれかの国又は領域に輸出されたあへんの量は、当該国又は領域についての本条2に規定する見積りの総計に当該国又は領域から輸出されていると認められる量を加えたものをこえていることが明らかである場合には、直ちにすべての締約国に通告しなければならない。

締約国は、当該年度が経過するまでの間、前記の国又は領域への新たな輸出を、次の場合を除く外、許可しないことに同意する。

(a) 前記の国若しくは領域については超過輸入量及び追加需要量の双方に関する補足見積りが提出される場合又は

(b) 輸出締約国が輸出を人道に若しくは医療上不可欠であると認める例外的な場合

第九條 統計

1 締約国は、その領域のおおのに、中央委員会に対して、

(a) おそくとも三月三十一日まで、次の事項を示す前年度の統計を提出しなければならない。

(i) あへんの収獲のためけしを栽培した土地の面積及びそこで収獲したあへんの量

(ii) 消費したあへんの量、すなわち、小売取引のため交付したあへんの量、又は病院が、若しくは医薬業務に従事することについて資格を有し且つ

正当に許可された者が調剤し、若しくは投与するため交付したあへんの量

(iii) アルカロイド及びあへん製剤の製造に使用したあへんの量。これは、千九百二十五年及び千九百三十一年の条約に従い、輸出許可証を要しない輸出のための製剤(国内の消費のためである)の輸出のためであるを問わない。の製造に要する量を含む。

(iv) 不正取引において押収したあへんの量、処分した量及び処分する方法

(b) おそくとも五月三十一日まで、前年の十二月三十一日に保有している在庫量を示す統計を提出しなければならない。これらの在庫量に関する統計は、締約国が千九百五十二年十二月三十一日に軍事上の目的のため保有するあへんを除外するものとする。但し、その後前記のあへんに追加する量又は前記のあへんから合法的な取引に転用する量は、除外しないものとする。

(c) 輸入し、又は輸出したあへんの量を示す四半期統計をその期間の終りから四週間以内に提出しなければならない。

2 本条1に掲げる統計は、中央委員会が決定する様式及び方法によつて提出しなければならない。

3 この議定書の締約国である生産国は、千九百四十六年及びその後

の年に関する本条1(a)(i)に掲げる

統計を中央委員会に提出していない場合には、この統計のできる限り正確なものを提出しなければならない。

4 中央委員会は、適当と認める様式によつて、及び適当と認める期間を置いて、本条1に掲げる統計を公表しなければならない。

第十條 事務局長への報告

1 締約国は、次の報告を事務局長に提出しなければならない。

(a) 第三條に掲げる機関の組織及び同条に基いて同機関に与えられた機能並びに、他の権限のある当局があれば、第三條に基いて同当局に与えられた機能に関する報告

(b) この議定書に従つて執られた立法上及び行政上の措置に関する報告

(c) この議定書の運用に関する年次報告。この報告は、麻薬委員会が定める様式に従つて作成されるものとし、且つ、千九百三十一年の条約の第二十一條に掲げる年次報告に含め、又は附属させることができる。

2 締約国は、事務局長に対し、前項に掲げる事項に関する重要な変更について、追加情報を提出するものとする。

第四章 監督及び執行に関する国際的措置

第十一條 監督措置

1 中央委員会は、この議定書の運用を監督するため、次の措置を執ることができる。

(a) 情報の要請

1 内密にこの議定書の実施に関する情報を要請することができる。及びこの要請に関連して当該締約国に適当な示唆を与えることができる。

(b) 説明の要請

中央委員会は、自己が有する情報に基きこの議定書の重要な規定がいずれかの国若しくは領域において遵守されていないか、又は当該国若しくは領域におけるあへんの状況が解明を要すると認める場合には、当該締約国に対し内密に説明を要請する権利を有するものとする。

(c) 中央委員会は、適当と認めるときは、いかなる政府がこの議定書の重要な規定を適確に実施しなかつたかにつき、又はその取締の下にある領域のいづれかにおける著しく不満足なあへんの状況につき、当該政府に対し内密に注意を喚起することができ、中央委員会は、また、その状況に必要なきような正措置を執ることができ、かつ、かかる検討するよう当該政府に要請することができる。

(d) 現地調査

中央委員会は、現地調査が状況の解明に役だつと認めるときは、同委員会が指定する調査員又は調査団を当該国又は領域に派遣することを当該政府に提案することができる。当該政府は、中央委員会の提案に対し四箇月以内に回答を行わなかつた場合には、これに同意しなかつた

- たものとみなされる。この調査は、当該政府により明示的に同意された場合には、同政府が指定する職員と協力して行うものとする。
- 2 当該締約国は、自国の代表者を通じ、前項(c)に基いて決定が行われる前に中央委員会において意見を述べる権利を有するものとする。
- 3 本条1(c)及び(d)に従って行う中央委員会の決定は、同委員会の全構成員の過半数によるものとする。
- 4 中央委員会は、本条1(d)に基いて行つた同委員会の決定又はこれに関する資料を公表する場合に、当該政府が要請するときは、同政府の意見も公表しなければならない。
- 第十二条 執行措置
- 1 公式宣言
中央委員会は、この議定書の規定を締約国が実施しないことによりその国の領域又は他の国の領域における麻薬系物質の取締りが著しく妨げられていると認める場合には、次の措置を執ることができ
- (a) 公式通告
中央委員会は、この問題についてすべての締約国及び理事会の注意を喚起することができ
- (b) 公式声明
中央委員会は、本項(a)に従つて執つた措置が所期の成果を取めなかつたと認める場合には、いずれかの締約国がこの議定書

- に基く義務に違反した旨の声明を、又はいずれかの国が、その国の領域におけるあへんの状況が他の締約国若しくは非締約国の一若しくは二以上の領域における麻薬系物質の効果的な取締りを危くすることを防止するため必要な措置を執らなかつた旨の声明を公表することができ
- 中央委員会は、公式声明を行う場合には、当該政府が要請するときは、同政府の意見も公表しなけれはならない。
- 輸出禁止の勧告
中央委員会は、
- 2 (a) 第八条及び第九条に基き提出された見積り及び統計を検討した結果、いずれかの締約国がこの議定書に基く義務を適度に履行しなかつたか若しくはいずれかの国がこの議定書の効果的な運用を著しく妨げていると認める場合又は
- (b) 同委員会が有する情報にかんがみ、過度の量のあへんが輸出され、過度の量のあへんが輸入され、過度の量のあへんが輸出又はその双方を、一定の期間、又は同委員会が当該国若しくは領域におけるあへんの状況につき満足するまでの間、禁止するよう各締約国に勧告することができる。当該国は、千九百二十五年の条約の第二十四条の該規定に従つてこの

- 問題を理事会に提出することができ
- 3 強制的輸出入禁止
- (a) 輸出入禁止の公表及び強制
中央委員会は、本条2(a)又は(b)に基いて行つた決定に基き、次の措置を執ることができ
- (i) 中央委員会は、当該国若しくは領域からあへんの輸入、そこへあへんの輸出又はその双方を禁止する意向を公表することができ
- (ii) 中央委員会は、本項(a)(i)に掲げる公表によつてその状況をきよく正すことができない場合には、輸出入禁止を行うことができる。但し、本条1(a)及び(b)に定める軽度の措置によつて不満足な状況をきよく正すことができない場合又はきよく正す見込みがない場合に限り、この禁止は、一定の期間、又は同委員会が当該国若しくは領域における状況について満足するまでの間、行つことができる
- 中央委員会は、その決定を直ちに当該国及び事務総長に通告しなけれはならない。中央委員会の決定は、秘密としなけれはならず、且つ、本条に明示的に定める場合を除く外、禁止を実施すべきことが本条3(c)(i)に従つて確定するまでの間、公表してはならない。

- (b) 提訴
- (i) 強制的輸出入禁止を実施する決定の対象となつた国は、この決定を受領した日以後三十日以内に、提訴する意向を事務総長に対して書面により内容に通告することができ、且つ、その後の三十日以内に、その提訴の理由を書面により提出することができ
- (ii) 事務総長は、この議定書が効力を生ずる時に、国際司法裁判所長に対し、三人の委員及び二人の委員代理からなる訴訟委員会を任命するよう要請しなけれはならない。これら二人の委員及び委員代理は、資質及び公平無私によつて一般的信任を得る者でなければならぬ。二国際司法裁判所長が、この任命を行うことができなかつた場合は、事務総長に通報し、その任命を要請するよう要請しなけれはならない。事務総長は、この任命を行わなければならない。訴訟委員会の委員は、その任期を五年とし、再任されることができ。委員は、事務総長が作成する規則に従い、訴訟委員会が開会されている期間のみについて報酬を受けるものとする
- (iii) 訴訟委員会における欠員は、本項(ii)に定める手続に従つて補充するものとする
- (iv) 事務総長は、本項(b)(i)に掲げる提訴の書面による通告及び

- (c) 理由の写を委員会に送付し、且つ、遅滞なく、提訴を審理して裁定すべき訴訟委員会の開会の準備を行い、並びに訴訟委員会の活動に必要なすべての措置を執らなければならぬ。事務総長は、中央委員会の決定、本項(b)(i)に掲げる通告及び理由、入手しうるときは同委員会の答弁並びにその他のすべての関係文書の写を訴訟委員会の委員に配付しなけれはならない
- (v) 訴訟委員会は、その手続規則を採択するものとする
- (vi) 提訴した国及び中央委員会は、訴訟委員会が裁定を行う前に口頭審理を受ける権利を有するものとする
- (vii) 訴訟委員会は、輸出入禁止の実施に関する中央委員会の決定を確定し、変更し、又は取り消すことができる。訴訟委員会の裁定は、最終的であり、且つ拘束力を有するものとし、直ちに事務総長に通報しなけれはならない
- (viii) 事務総長は、訴訟委員会の裁定を、提訴した国及び中央委員会に通報しなけれはならない
- (ix) 提訴した国が提訴を取り下げた場合には、事務総長は、この取下を訴訟委員会及び中央委員会に通告しなけれはならない
- (c) 輸出入禁止の実施

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議第四十三号 日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の締結について承認を求めの件外四件

六七六

(i) 本項(a)に従つて実施する輸出入禁止は、提訴の通告が本項(b)に従つて行われないう限り、中央委員会の決定の日の後六十日で効力を生ずるものとする。この禁止は、提訴の通告が行われた場合には、当該国が提訴を取り下げたか又は訴訟委員会がその禁止の全部若しくは一部を承認することを経定した日の後三十日で効力を生ずるものとする。 (ii) 中央委員会は、本項(c)に従つて輸出入禁止を実施すべきことが確定したときは、直ちに、すべての締約国に対し、その禁止の条項を通告しなければならない。締約国は、これを遵守しなければならない。 4 手続上の保障 (a) 本条に従つて行つた中央委員会の決定は、同委員会の全構成員の過半数によるものとする。 (b) 当該国は、自国の代表者を通じて、本条に基いて決定が行われる前に中央委員会において意見を述べ、その権利を有するものとする。 (c) 中央委員会は、本条に基いて行つた決定又はこれに關する資料を公表する場合には、当該政府が要請するときは、同政府の意見も公表しなければならない。中央委員会の決定が全会一致によつて行われなかつた場合には、少数の意見も公表されなければならない。	第十三条 普遍的適用 中央委員会は、この議定書の締約国でない国及び第二十條に基きこの議定書が適用されない領域についても、実行可能な範圍内で、本章に掲げる措置を執ることが出来る。 第五章 最終事項 第十四条 実施措置 締約国は、この議定書の規定を完全に実施するため必要とするすべての立法上及び行政上の措置を執らなければならない。 第十五条 紛争 1 締約国は、國際司法裁判所がこの議定書に關する紛争を解決する権限を有することを明確に承認する。 2 この議定書の解釈又は適用に關する二以上の締約国間の紛争は、当該紛争当事国が別段の解決方式に同意しない場合には、そのいずれかの要請により國際司法裁判所に付託するものとする。 第十六条 署名 中國語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の本文をひとしく正文とするこの議定書は、國際連合加盟國この議定書を作成した會議に参加するよう理事会の指示に従い招請された非加盟國及び事務局長が理事会の要請によるこの議定書の謄本を送付した他の國の署名のため、千九百五十三年十二月三十一日まで開放して置く。 第十七条 批准 この議定書は、批准されなければならない。批准書は、事務局長に寄託するものとする。	第十八条 加入 この議定書は、國際連合加盟國、第十六條に掲げる非加盟國又は事務局長が理事会の要請によりこの議定書の謄本を送付した他の非加盟國の加入のため開放して置く。加入書は、事務局長に寄託するものとする。 第十九条 過渡的措置 1 過渡的措置として、いずれの締約国も、署名又は批准書若しくは加入書の寄託に際して明示の宣言を行つた場合に限り、次の事項を許可することができる。 (a) 自國のいずれかの領域において準医薬上の目的のためあへんを使用すること。 (b) 前記の目的のため、あへんを生産すること又は前記の宣言を行つた際に指定すべき國若しくは領域からあへんを輸入し、若しくはそこへあへんを輸出すること。但し、次のことを条件とする。 (i) 千九百五十年一月一日において、このようなあへんの使用、輸入又は輸出が、前記の宣言が行われた地域で慣習的であり、且つ、許されていたこと。 (ii) この議定書の締約国でない國に対するいかなる輸出も許可してはならないこと。 (iii) 当該締約国は、宣言に際して明示すべき期間内に、準医薬上の目的のためあへんの使用、生産、輸入及び輸出を廃止することを約束すること。
(i) 本条に基いて事務局長に提出すべき年次報告中に、準医薬用あへん及び吸食用あへんの使用、生産、輸入又は輸出を廃止する方向に向かつて前年中に達せられた進展の状況についての説明を含めなければならない。 (b) 準医薬上の目的のため使用し、輸入し、輸出し、及び保有するあへんにつき、並びに吸食用として使用し、及び保有するあへんにつき、この議定書の第八條及び第九條により要求される見積り及び統計と同様の見積り及び統計を別個に提出しなければならない。 5(a) 本条に従つて過渡的措置を援用する締約国が、 (i) 4(a)に掲げる報告を、その報告内容が關係する年度の終了の後六箇月以内に提出しない場合、 (ii) 4(b)に掲げる統計を、第九條による提出期日の後三箇月以内に提出しない場合及び (iii) 4(b)に掲げる見積りを、中央委員会が第八條に従つてこのため定める日の後三箇月以内に提出しない場合は、中央委員会又は事務局長は、場合に応じ、当該締約国に通告を通告し、且つ、この通告の受領後三箇月以内に前記の報告、統計又は見積りを提出するよう要請するものとする。 (b) 締約国が前記の期間内に中央委員会又は事務局長によるこの要請に応じない場合には、本条に基いて許可される過渡的措置は、その期間の満了の日の後は、当該締約国に適用されないものとする。 第二十条 地域的適用 この議定書は、いずれかの締約國が國際關係につき責任を有するすべての非自治地域、信託統治地域、殖民地及びその他の非本土地域に適用する。但し、非本土地域の事前の同意が当該締約國若しくは非本土地域の憲法により又は慣行上必要である場合を除く。この場合には、当該締約國は、できる限り短い期間内に、	と。もつとも、この期間は、いかなる場合にも、この議定書の効力発生の日の後十五年をこえてはならない。 2 本条1に基いて宣言を行つたいずれの締約国も、同項(b)に掲げる期間においては、毎年、第五條に規定する最大の在庫の外、その時まで二箇年に準医薬上の目的のため消費した額に等しい在庫を保有することが認められる。 3 いずれの締約国も、また、過渡的措置として、署名又は批准書若しくは加入書の寄託に際して明示の宣言を行つた場合に限り、千九百五十三年九月三十日以前に権限のある當局が登録した二十一歳以上のあへん常用者に、あへんの吸食を許可することが出来る。但し、当該締約国が千九百五十年一月一日にあへんの吸食を許可していたことを条件とする。 4 本条に基いて過渡的措置を援用する締約国は、 (a) 第十條に基いて事務局長に提出すべき年次報告中に、準医薬用あへん及び吸食用あへんの使用、生産、輸入又は輸出を廃止する方向に向かつて前年中に達せられた進展の状況についての説明を含めなければならない。 (b) 準医薬上の目的のため使用し、輸入し、輸出し、及び保有するあへんにつき、並びに吸食用として使用し、及び保有するあへんにつき、この議定書の第八條及び第九條により要求される見積り及び統計と同様の見積り及び統計を別個に提出しなければならない。 5(a) 本条に従つて過渡的措置を援用する締約国が、 (i) 4(a)に掲げる報告を、その報告内容が關係する年度の終了の後六箇月以内に提出しない場合、 (ii) 4(b)に掲げる統計を、第九條による提出期日の後三箇月以内に提出しない場合及び (iii) 4(b)に掲げる見積りを、中央委員会が第八條に従つてこのため定める日の後三箇月以内に提出しない場合は、中央委員会又は事務局長は、場合に応じ、当該締約国に通告を通告し、且つ、この通告の受領後三箇月以内に前記の報告、統計又は見積りを提出するよう要請するものとする。 (b) 締約国が前記の期間内に中央委員会又は事務局長によるこの要請に応じない場合には、本条に基いて許可される過渡的措置は、その期間の満了の日の後は、当該締約国に適用されないものとする。 第二十条 地域的適用 この議定書は、いずれかの締約國が國際關係につき責任を有するすべての非自治地域、信託統治地域、殖民地及びその他の非本土地域に適用する。但し、非本土地域の事前の同意が当該締約國若しくは非本土地域の憲法により又は慣行上必要である場合を除く。この場合には、当該締約國は、できる限り短い期間内に、	り及び統計を別個に提出しなければならない。 5(a) 本条に従つて過渡的措置を援用する締約国が、 (i) 4(a)に掲げる報告を、その報告内容が關係する年度の終了の後六箇月以内に提出しない場合、 (ii) 4(b)に掲げる統計を、第九條による提出期日の後三箇月以内に提出しない場合及び (iii) 4(b)に掲げる見積りを、中央委員会が第八條に従つてこのため定める日の後三箇月以内に提出しない場合は、中央委員会又は事務局長は、場合に応じ、当該締約国に通告を通告し、且つ、この通告の受領後三箇月以内に前記の報告、統計又は見積りを提出するよう要請するものとする。 (b) 締約国が前記の期間内に中央委員会又は事務局長によるこの要請に応じない場合には、本条に基いて許可される過渡的措置は、その期間の満了の日の後は、当該締約国に適用されないものとする。 第二十条 地域的適用 この議定書は、いずれかの締約國が國際關係につき責任を有するすべての非自治地域、信託統治地域、殖民地及びその他の非本土地域に適用する。但し、非本土地域の事前の同意が当該締約國若しくは非本土地域の憲法により又は慣行上必要である場合を除く。この場合には、当該締約國は、できる限り短い期間内に、

非本土地域の必要の同意を得ること
に努力し、その同意を得た場合には、事務総長にこれを通告しなければならぬ。事務総長は通告を受領した日から、この議定書は、通告に掲げる一又は二以上の地域に適用する。非本土地域の事前の同意を必要としない場合には、当該締約国は、署名、批准又は加入の際に、この議定書に適用する一又は二以上の非本土地域を宣言しなければならない。

第二十一条 効力発生
1 この議定書は、第六条2(a)に掲げる生産国のうち少なくとも三國と製造国たるベルギー、フランス、ドイツ連邦共和国、イタリア、日本国、オランダ、スイス、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国のうち少なくとも三國を含む少なくとも二十五國の批准書又は加入書の寄託の日から三十日目に効力を生ずるものとする。

2 この議定書は、本条によりこの議定書の効力発生のため必要とされる批准書又は加入書が寄託された後に批准書又は加入書を寄託する国については、その寄託の日から三十日目に効力を生ずるものとする。

第二十二条 改正
1 いずれの締約国も、事務総長にあつた通告によつて、いつでも、この議定書の改正を要請することができる。

2 理事会は、麻薬委員会諮問の上、この要請につき執るべき措置を勧告しなければならない。

第二十三条 廃棄
1 締約国は、この議定書の効力発生の日から五年の期間が満了した後は、事務総長に文書を寄託することによりこの議定書を廃棄することができる。

2 本条1に掲げる廃棄は、事務総長がこれを受領した日の属する年の翌年の一月一日に効力を生ずる。

第二十四条 失効
この議定書は、第二十三条に従つて廃棄が行われた結果、締約国の国名表が第二十一条に規定するいずれかの条件を満たさなくなるときは、効力を失ふものとする。

第二十五条 留保
いづれの締約国も、第十九条に認められている宣言については同条に明文規定がある場合及び適用地域については第二十条に認められている場合を除く外、この議定書のいかなる規定についても留保を行うことができる。

第二十六条 事務総長による通報
事務総長は、すべての国際連合加盟国並びに第十六条及び第十八条に掲げる他の諸國に対し、次の事項を通告するものとする。

(a) 国際連合あへん会議の閉会後この議定書に行つた署名並びに第十六条、第十七条及び第十八条に従つて行つた批准書及び加入書の寄託

(b) いずれかの地域で、その国際関係につき責任を有する国がこの議定書の適用される地域のうち第二十條に従ひ含めたもの

(c) 第二十一条によるこの議定書の効力発生
第十九条に規定する過渡的措置に従つて行つた宣言及び通告、並びにこの措置の終了及び失効の日付

(d) 第二十三条に従つて行つた廃棄
第二十一条に従つて行つたこの議定書の改正の要請及び

(e) 第二十四条に従つてこの議定書が効力を失ふ日付

(f) 中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による本文をひとしく正文とするこの議定書は、事務総長に寄託するものとする。事務総長は、この議定書の認証本をすべての国際連合加盟国並びにこの議定書の第十六条及び第十八条に掲げる他のすべての國に送付するものとする。

以上の証本として、正當に委任を受けた下名は、各自の政府のためにこの議定書一通に署名した。

千九百五十二年六月二十三日にニユー・ヨークで作成した。

アフガニスタンのために
アルバニアのために
アルゼンティンのために
オーストラリアのために
オーストリアのために

ベルギー王国のために
ボリヴィアのために
ブラジルのために
ブルガリアのために
ビルマ連邦のために
白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために
カンボディアのために
カナダのために
セイロンのために
チリのために
中国のために
コロンビアのために
コスタ・リカのために
キューバのために
チエツコスロヴァキアのために
デンマークのために
ドミニカ共和国のために
エクアドルのために
アラブ・ワールド・メネセス・パレス
エジプトのために

イエヒア・サミ
エル・サルヴァドルのために
エチオピアのために
フィンランドのために
フランスのために
フランス及びフランス連合の領域のために
シャルル・ヴァーユ
フランス政府は、インドにおけるフランスの領地のためにこの議定書の第十九条の過渡的措置を適用する権利を留保することとを、同条1(b)に掲げる期間がこの議定書の効力発生の日の後十五年であると了解して、ここに明らかに宣言する。

フランス政府は、また、前記の期間、第十九条の過渡的措置に従ひインドにおけるフランスの領地へのあへんの輸出を許可する権利を留保する。

シャルル・ヴァーユ
ドイツ連邦共和国のために
ドクトル ハンス・E・リーセル
ドクトル ハイナリツヒ・ダネル
ギリシャのために
アレクシス・キル
グアテマラのために
ハイチのために
ホンデュラスのために
ハンガリーのために

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議第四十三号 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件外四件

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議第四十三号 日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求める件外四件

アイスランドのために

インドのために

1 インド政府は、この議定書の第十九条の規定に従つて次の事項を許可することここに明らかに宣言する。

(i) 千九百五十九年十二月三十一日まで準医薬上の目的のためあへんを使用すること。

(ii) この議定書の効力発生の日の後十五年間、あへんを準医薬上の目的のため生産して、パキスタン、セイロン、アデン並びにインドにおけるフランス及びポルトガルの属地に輸出すること。

(iii) 千九百五十九年九月三十日以前に権限のある当局が登録した二十一歳以上のあへん需用者が、その存命中あへんを吸食すること。

2 インド政府は、批准書の寄託に際し、この宣言を修正し、又はこの議定書の第十九条に基いて他の宣言を行つ権利を留保する。

E・S・クリシュナムール

ルティ

インドネシアのために

イランのために

イラクのために

アイスランドのために

イスラエルのために

イタリアのために

グエリノ・ロペルティ

日本国のために

後宮虎郎

ジョルダン・ハシェムツ王国のために

大韓民国のために

D・Y・ナムクン

ラオスのために

レバノンのために

リベリアのために

リビアのために

リヒテンシュタインのために

A・リント

ルクセンブルグ大公国のために

メキシコのために

モナコのために

M・バルマロ

千九百五十九年六月二十

六日

ネパールのために

オランダ王国のために

ニュー・ジブラルドルのために

ニカラグアのために

ノールウェー王国のために

パキスタンのために

パナマのために

パラグアイのために

ペルーのために

フィリピン共和国のために

エドワード・キンテロ

メルキアデス・イバニエス

ポランドのために

ポルトガルのために

ルーマニアのために

サン・マリノのために

サウディ・アラビアのために

スペインのために

スウェーデンのために

スイスのために

A・リント

シリアのために

タイのために

トルコのために

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために

南アフリカ連邦のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

グレート・ブリテン及び北部アイ

ランド連合王国のために

J・H・ウオーカー

J・K・ジョーンズ

アメリカ合衆国のために

ハリー・J・アンズリンガー

ウルグアイのために

ヴェネズエラのために

ワイエトナムのために

チャールズ・ヴァン・リカー

イエメンのために

ユーゴスラヴィアのために

ドラガン・ニコリチ

千九百五十九年六月二十

四日

けしの栽培並びにあへんの生産、国

際取引、卸取引及び使用の制限及び

取締に関する議定書の批准について

承認を求めるの件に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

六七八

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定

日本国政府及びスウェーデン政府

は、

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する事項における相互の関係を規制することを希望するので、

次の規定を協定した。

第一条

1 千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権保護に関するパリ同盟条約第四条の規定に定める発明の特許又は実用新案、工業的の意匠若しくはひな形若しくは商標の登録の後の出願のための優先期間で、千九百四十二年一月一日前に満了していないもの又は同日以後に開始し始め、且つ、千九百五十二年十二月三十一日以前に満了したものは、この協定の効力発生の日後六箇月を経過する日まで延長されるものとする。

2 1の規定による優先期間の延長の利益は、当該出願の際工業所有権保護に関するパリ同盟条約の加盟国であつた国における最初の出願に基いて許与されるものとする。

第二条

第一条2の規定による最初の出願に基く優先権の主張をするためそれそれの締約国の法令により許与される期間は、この協定の効力発生の日後六箇月を経過する日まで満了しないものとする。

第三条

1 特許料又は登録料を納付しなかつたため千九百四十二年一月一日から千九百五十二年十二月三十一日までの間に消滅した特許権又は実用新案権若しくは意匠権は、この協定の効力発生の日後六箇月以内にその権利の回復が申請された場合に於いて、当該申請の際その権利の最長存続期間が満了してないときは、消滅に係る特許料又は登録料を納付することによつて回復することができる。

2 法定の要件を満たすことができなかつたため千九百四十二年一月一日から千九百五十二年十二月三十一日までの間に無効となつた発明の特許出願又は実用新案若しくは意匠の登録出願は、その前に履行されてない要件を追復することによつて効力を回復することができる。但し、この手続は、この協定の効力発生の日後六箇月以内に執行されなければならない。

第四条

千九百四十二年一月一日からこの協定の署名の日までの間に善意で発明、実用新案若しくは工業的意匠若しくはひな形を実施し又はその実施のための必要な準備をした第三者は、それぞれその締約国の法令に従つてその実施を継続することができる。

第五条

1 千九百四十二年一月一日から千九百五十二年十二月三十一日まで

る。この更新は、通常の存続期間の満了の時にさかのぼつて効力を生ずる。

2 法定の要件を満たすことができなかつたため千九百四十二年一月一日から千九百五十二年十二月三十一日までの間に無効となつた商標の登録出願は、その前に履行されてない要件を追復することによつて効力を回復することができる。但し、この手続は、この協定の効力発生の日後六箇月以内に執行されなければならない。

3 本相手締約国に登録された商標、通常の存続期間が満了したものの所有者がこの協定の効力発生の日前にその商標の新たな登録の出願をしていない場合において、この協定の効力発生の日後六箇月の期間が満了する時及び当該商標が登録されるその者の申請があつたときは、その新たな登録は、通常の存続期間の満了の時にさかのぼつて効力を生ずる。

第六条

千九百四十二年一月一日からこの協定の効力発生の日までの期間は、特許発明の実施若しくは登録商標の使用に關しそれぞれその締約国の法令に規定された期限又は工業所有権保護に關するパリ同盟条約第六條の第二項に従ひ規定された期間も決定するに當り、算入されないものとす

第七条

第一条、第二条、第三条、第五条及び第六条に規定する利益は、権利

の取得、存続又は更新のための法定の要件を満たすことができなかつたことが過失によるかどうかを問はず、許与されるものとす。また、それらの利益が許与されるに當つては、特別の手数料は、徴されないものとす。

第八条

1 この協定は、次の者に適用される。

(i) 住所のいかなるを問はず、日本国又はスウェーデンの国籍を有する自然人

(ii) 日本国又はスウェーデンの法令に基いて設立された法人

2 第一条、第二条及び第七条に規定する利益は、1に掲げる者がそれらの者以外の者から第一条2の規定による最初の出願に基く権利を取得した場合に、通常の優先期間が満了する日以前にその権利を取得したときのみ、1に掲げる者に許与されるものとする。

第九条

この協定は、各締約国により、それぞれその国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する公文の交換の日後十五日以内に効力を生ずる。公文は、ストックホルムで交換されるものとす。

以上の証拠として、両国政府のそれぞれ代表者は、この協定に署名した。

千九百五十四年三月三十一日に東京で、英德により本書二通を作成した。

日本国政府のために

岡崎 勝男(署名)

スウェーデン政府のために

K・G・ラーゲルフェルト

(署名)

議定書

本日、第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に關する日本国とスウェーデンとの間の協定(以下「協定」という)に署名するに當つて、下名の代表者は、このために正当に権限を与えられて、協定の不可分の一部をなす次の条項を協定した。

1 協定第二条の規定は、協定の効力発生の日前のいづれかの時に於いて、優先権の主張をしない協定第一条1の規定による後の出願を行つたすべての場合にも適用するものとす。但し、後の出願に係る発明又は考案が、それぞれ特許又は登録されてない場合に限る。

2 協定第四条の規定による第三者は、主として、次のいづれかの場合において、発明、実用新案若しくは工業的意匠若しくはひな形を実施し、又はその実施のための必要な準備をした者をいうものとする。

(i) 最初の出願に係る発明、実用新案若しくは工業的意匠若しくはひな形に關係なく自ら発明し、若しくは考案した場合又は最初の出願に係る発明、実用新案若しくは工業的意匠若しくはひな形に關係なく発明し、若しくは考案した者からこれを知得した場合

(ii) 最初の出願に係る発明、実用新案又は工業的意匠若しくはひな形が、協定第一条1に規定する後の出願が行われる締約国において、その実施又はその準備を開始した際公然知られていた場合

(iii) 発明、実用新案若しくは工業的意匠若しくはひな形の実施又はその準備を開始した際、特許権、実用新案権又は意匠権が消滅していた場合

また、(i)に掲げる場合において、後の出願がこの協定の署名の日後行われるときは、協定第四条の規定による期間は、後の出願がされる時まで延長されるものとする。

3 協定第四条の規定によるそれぞれの締約国の法令の適用に當つては、次の了解に従ふものとする。

(i) 善意の第三者は、発明、実用新案若しくは工業的意匠若しくはひな形を従来実施し、又はその実施の準備をしたことについて、損害賠償、実施に対する報酬その他いかなる名義の補償金も請求されない。

(ii) 善意の第三者は、実施に対する報酬その他いかなる名義の補償金も支払わないで、その実施を継続し、又はその準備に基き実施を開始することができる。協定第八条2の規定にかかわらず、協定第一条、第二条及び第七条に規定する利益は、いづれかの締約国の自然人及び法人で、締約

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議第四十三号 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求める件外四件

国の双方が本日署名されたこの協定と同種の協定を既に締結した国又は今後締結する国の国籍を有する者から権利を取得したものにのみ許与されるものとする。

以上の証拠として、両国政府のそれぞれ代表者は、この議定書に署名した。

千九百五十四年三月三十一日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

岡崎勝男 (署名)

スウェーデン政府のために

K・G・ラーゲルフェルト (署名)

交換公文

書簡をもつて啓上いたします。本日署名された第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定に關して、本大臣は、次のように閣下に通報する光榮を有します。

日本国政府は、この協定の規定が、千九百五十四年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約のいづれの規定の適用にも影響を与えないものと了解します。

本大臣は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十四年三月三十一日

外務大臣 岡崎勝男 (署名)

日本国駐在スウェーデン特命全權公使

K・G・ラーゲルフェルト男爵閣下

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日付の閣下の次の通り述べられた書簡を受領したことを通報する光榮を有します。

本日署名された第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定に關して、本大臣は、次のように閣下に通報する光榮を有します。

日本国政府は、この協定の規定が、千九百五十四年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約のいづれの規定の適用にも影響を与えないものと了解します。

スウェーデンは、第二次世界大戦中中立国であり、前記の日本国との平和条約の署名国ではありません。従つて、スウェーデンは、同条約を第三国間につくられた約束であると了解しております。

本使は、以上を申し進めますに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十四年三月三十一日

スウェーデン特命全權公使

K・G・ラーゲルフェルト (署名)

日本国外務大臣

岡崎勝男君閣下

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求める件外四件

エーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔野田卯一君登壇〕

○野田卯一君 たいだい議題となりました日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件、並びに日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作爲又は不作爲が生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本協定締結に至りました経緯並びに内容につきましては、長くなりますので、會議録に記載することを議長にお願いいたします。ここに御説明を省略いたします。

〔參照〕

先ず本協定締結に至りました経緯を申述べますれば、我國は、一昨々、桑港に於ける日米安全保障条約の署名に際し行われました吉田・アチソン交換公文に於て、朝鮮に於ける国際連合の行動に従事する軍隊を日本国内及び其附近に於て支持することを許し且つ容易にすることを約束致しました。之に基いて、我國には若干の国際連合の軍隊が滞留することとなりました。之等國連軍の我國に於ける地位及び同軍隊に与えらるべき待遇を定める協定を締結する目的を以て、政府は、一昨年七月閣議諸國政府との間に交渉を開始しました。此の交渉は刑事裁判権及び若干の財政経済問題等について双方の主張が対立したため一時停頓するの止むなきに至りましたが、幸い昨

年八月北大西洋条約機構即ちN.A.T.O.協定の効力発生に伴つて日米行政協定の刑事裁判権事項がN.A.T.O方式に改訂されたもので、國連軍についても我が方の主張通りN.A.T.O方式による刑事裁判権事項につき合意が成立し、昨年十月取り敢えず此の部分に関する議定書が締結され、既に第十七国会に於て本院の承認が与えられて居ります。

よつて残る財政経済問題について折衝の結果、國連軍側に於ても我方の立場を了解し、兵、広、地区に於ける相當の施設の返還、労働調達に於ける間接雇用方式の採用を認める等の歩歩を行い、我方も之に應じて大局的見地から米軍との均等待遇の方針を以て諸難案の解決を図りました結果、一年半余に亘る本協定交渉も妥結し、二月十九日に我國と統一司令部としての米國政府並びに英連邦諸國及びフィリピン共和國政府との間で此の協定が署名された次第であります。また、此の協定は別個に、日本国に於ける合衆國軍隊及び國際連合の軍隊の共同の作爲又は不作爲が生ずる請求権に関する議定書一が署名されました。これはこの協定が在日米軍を規定の対象としていないので、民事上の請求権事項において二以上の派遣國が共同に責任を有する場合の請求権の処理について、その關係派遣國の一が米國である場合に対処する為、米國政府が「統一司令部」として行動するアメリカ合衆國政府とては、自ら「アメリカ合衆國政府」としての資格において別個に取り扱われた議定書であります。

この協定の内容は前文、本文二十五カ条及び末文から成り、日米行政協定の条項と殆んど同様の内容のものであります。

りますが、その相違点を挙げますれば、第一、行政協定に於ては、我が國が駐留軍に提供する總べての施設及び区域等に関する施設は、我が國が國連軍に提供する施設は、國有財産に属するものと無償で、その他のものは有償であること。

第二、行政協定に於ては我が國は合衆國に必要な役務及び需品を日本國で調達する為、年額一億五千五百萬弗に相當する邦貨を合衆國に提供することを約しているが、此の協定に於ては國連軍の維持に伴うすべての経費は國連軍が負担すべきものとしてゐること。

第三、行政協定に於ては駐留軍關係の船舶及び航空機は我が國の總ての港及び飛行場に入出する權利が与えられてゐるが、この協定に於ては國連軍關係の船舶及び航空機は合同會議によつて合意される港及び飛行場に限り出入する權利を与へられてゐること。

第四、行政協定に於ては協定の實施に關し合同委員會を設置することになつてゐるが、この協定に於ては合同會議を東京に設置することになつてゐること。

等であります。

六八〇

本件は、四月十日内閣から国会に提出されたので、十四日から二十八日まで五回にわたる委員会を開き、慎重審議を重ねました。

まず政府当局の説明を聴取いたしました後、委員と岡崎外務大臣、木村國

務大臣及び政府委員との間に活発な質疑応答が行われ、続いて討論に入り、日本社会党徳田七郎君から、同党を代表して、国連軍の日本滞留に反対する見地等から本件に反対の意見が表明され、自由党宮原三郎君、改進黨並木芳雄君並びに日本社会党河野君等から、それらの意見を代表して本件に賛成の意見を表明し、かつ、政府において、国連軍の滞留する市町村のために米軍の場合と同様補償あるいは代替施設の建設等の立法的、予算的措置を早急に講ずるよう強く希望を述べられました。

かくして採決の結果、四月二十八日、本件は多数をもってこれを承認すべきものと議決いたしました。

次に、万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書への加入について承認を求める件、けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、御取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求める件、並びに第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求める件について御報告申し上げます。

右三案の内容についても会議録に定め、これを議長にお願いいたしました。ここにおける御説明を省略いたします。

【参照】
先、万国農事協会は古く明治三十八年に設立された国際機関であります。昭和二十一年に国際連合食糧農業機関としてA.O.が設立され、此のF.A.O.が万国農事協会の任務を遂行することとなりました。

昭和二十九年四月三十日、衆議院農林部第四十三号、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件外四件

こととなりました。よつて、万国農事協会の廃止してその任務及び資産をF.A.O.に移転する為此の議定書が作成されたのであります。今回これに加入せんとするのであります。

第二に、阿片に関する議定書は国際連合主催の下に昨年五月からニューヨークで開催されました阿片会議に於て作成されたものであります。我が国も代表を派遣して審議に参加し、昨年六月二十三日に此の議定書に署名致しました。今日迄世界三十六カ国が署名を了しております。我が国は既に過去に於て一連の麻薬諸条約の締結国であり、麻薬の密売排除の爲の国際協定に努力しており、此の議定書に参加することにより、更に麻薬の密売の流入から一層強力に防衛されることとなり、又麻薬の分野に於ける国際協力を促進せんとするものであります。

最後に、工業所有権に関する協定につきましても、第二次世界大戦と其の後連合国による我が国の占領の爲、約十年間は我が国とスウェーデンとの間の通商連絡が異常な状態に置かれ、相手国に於ける工業所有権の登録出願又は既に取得した工業所有権の保存の爲の措置を執ることが困難となりました。仍つて、これらの権利を相互に救済する爲、昨年四月から両国政府間に協定締結の交渉が行われました結果、両国間に完全に見解の一致を見ましたので、去る三月三十一日東京に於て両国代表者によつて此の協定が署名されました。既に本院に於て承認をなされましたドイツ連邦共和国、スイス連邦及びデンマークとの同種協定と差異はありません。

右第一及び第二の議定書につきましても、四月七日、工業所有権に関する協定につきましても、四月二十日内閣から閣議に提出され、たまたま委員会に付託されましたので、三回にわたり會議を開き、政府側の説明を聞き、質疑を行い、討論はこれを省略し、採決の結果、四月二十八日日本三件とも全会一致をもってこれを承認すべきものと議決いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(徳田次郎君) 討論の通告があります。これを許します。細田繁光君。

【細田繁光君登壇】
細田繁光君 私は、ただいま上程せられました議案のうち、国連軍の地位に関する協定、及び合衆国軍隊及び国連軍の共同行為から生ずる請求権に関する議定書の件につきましても、日本社会党を代表して、協定承認に反対の立場から意見を陳述いたしまして、諸君の御同調を求めんとするものであります。(拍手)

【議長退席、副議長着席】
この協定の中には、労務や材料の調達関係において従前よりもよき改善の跡のあることを認めるにやぶさかではございません。裁判管轄の問題においても、また損害補償の問題においても同様でございます。しかしながら、これらの問題は当然なこととしてございまして、これまでも当然なこととして実行されてきたので、わが国の労務者や国民、地方自治団体に不当な損害を与えておりましたところの政府の意図とその責任を、むしろ追究しなければならぬのでございます。労務者に対する

不当な待遇、あるいは兵市、岩国市などにおける地方自治団体の損害、岩国沖の姫小島の爆撃訓練などから生じた漁民の損害など、日本国民の受けました迷惑はあけて数えるにたえません。しかるに、この協定は、これら過去における損害補償等について何ら積極的な救済方法を約束しておらないのであります。また、将来の補償につきましても、この協定が万全の補償を約束しておるとは信じられないのであります。これらに関する規定または裁判権の問題など、なきにはまざるものといえども、完全なものとは言えないばかりでなく、国連軍などというものは、おつてくれないことの方が一番望ましいものであるというのを忘れてはならないのであります。私どもは、国連軍雇用の労働者諸君から、この協定のすみやかな承認を陳情せられておりまして、そしてその事情には深く同感しながらも、しかもこの協定の承認に反対せざるを得ないゆえんのものは、日本の国民の根本的な利益と独立の權威に反するからでございます。

われわれは、国連軍が従来わが国民に与えた損害を完全に補償すること、それから国連軍は即時撤退すべきであること、これを要求しまして日本の自主中立を堅持することこそ、今日の日本国民の根本的な態度でなければならぬと信ずるものであります。(拍手)

私どもは、国連の基本精神に奉仕することにはいさかも反対でございませぬ。もと／＼この国連というものは反共同体ではなかつたはずであります。またアメリカの一方的な戦略に奉仕することの機構ではないのであります。国連は、その趣意において、各

参加加盟国人民が寛容を行使し、かつ善良なる隣人と互に平和に共存し、力の平和及び安全を維持するために、力を合せるというのを誓い合つたものであるであります。私どもは、この国連の基本原則にこそ忠実に奉仕すべきであるというのを主張するものであります。(拍手)

そも／＼この問題について、国際法的にこの国連軍の地位を見ますと、国連軍の日本駐屯は、米軍駐屯であると断ぜざるを得ないのであります。アメリカ軍の駐屯は、かの取すべき安保条約によつて、一定の形式的な合法性は持つております。しかし、国連軍の駐屯には、この形式的な合法的な根拠がございませぬ。政府は、その根拠として、吉田・アチソン覚書を振りまわしたり、あるいはサンフランシスコの平和条約を振りまわすのでございませぬが、しかし、平和条約第六条但書は、むしろ明らかに、外国軍隊の駐屯または駐留のためには当該国と日本国との間にさらさらあらためての協定を必要とすることをうたつておるのであります。現在、イギリスやフィリピンその他この協定の署名国とわが日本との間に、一体どこに軍隊駐屯に関する協定の結ばれたものがありますか。国会はさういふ協定の存在を全然承知してございませぬ。吉田・アチソン覚書なるものは一体何であるか。形式的にはこれを承認するとしても、それはアメリカと日本との間の約束にすぎないのであります。この日本とアメリカとの間の約束がイギリスなどの第三国を規制するところの効力を認めるとき根拠はどこにも見出すことができません。従来、国連軍による損害の補償の問題や裁判

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議第四十三号 臨時確安需給安定法案

機などの問題におきまして、何ら合法的処置がとられ得なかつたという事実、この事実が難判以上のことと立証しておるのであります。すなわち、國連軍の現在の駐屯は占領時代からのずる／＼べつたりのやみ駐屯でありまして、日本といひましては、その即時撤退を要求し得べき法的關係にある存在であります。こういうやみ存在を申しましたら、こういう存在に対して、われ／＼は、今日あらためてこのやみ駐屯に対して合法性を与えなければならぬという理由を発見するに苦しむのであります。

更に、今日日本国民が基本的な課題としなければならぬものは、完全な独立を一日もすみやかに回復するといふところにあると思ふのであります。この際独立のためにいささかたりともマイナスになるような行動は断じてとるべきではないと信ずるのであります。(拍手)しかのみならず、國際關係の変化によりましては、この合法性を与えた國連軍が一体どういうことをしでかすに至るかかわつたものではないのであります。今日その危険を含むところの國連軍の駐屯に對しまして合法性を与えなければ、その責任の一半をわれ／＼は負わなければならぬことに相なるのであります。日本は武力による國際紛争に断じて巻き込まれてはならないと確信したのであります。

概略以上のような理由によりまして、われ／＼はこの要すべき協定は絶対に承認すべきものでないとの確信を堅持するのであります。諸君の御同調を求めやみません。(拍手)

○副議長(原忠孝) これにて討論は終局いたしました。

まず、日程第八及び第九の両件を一括して採決いたします。両件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(原忠孝) 起立多数。よつて両件とも委員長報告の通り承認するに決しました。

次に、日程第十ないし第十二の三件を一括して採決いたします。三件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(原忠孝) 御異議なしと認めます。よつて三件とも委員長報告の通り承認するに決しました。

第十三 臨時確安需給安定法案

(第十六回国会内閣提出)

○副議長(原忠孝) 日程第十三、臨時確安需給安定法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長井出一太郎君。

臨時確安需給安定法案

(目的)

第一条 この法律は、確安の需給の調整及び価格の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「確安」とは、硫酸アンモニア及び指令で定めるその他のアンモニア系養分肥料をいう。

2 この法律において「肥料年度」とは、毎年八月一日から翌年七月三十一日までを期間をいう。

(確安の需給計画)

第三条 農林大臣及び通商産業大臣は、確安需給調整会の意見を聞いて、毎肥料年度の開始前に、当該肥料年度における確安の需給計画を定めなければならない。

2 前項の需給計画に定める事項は、次の通りとする。

一 前年度からの繰越数量

二 生産見込数量

三 国内消費見込数量

四 需給調整用としての保留数量

五 輸出見込数量

六 生産業者の翌年度への繰越在庫見込数量

3 前項第三号の国内消費見込数量は、政令の定めるところにより、国内消費実績の推定値と農業生産の事情とを勘案して定める。

4 第二項第四号の保留数量は、確安の需給の調整のために必要な数量とし、同項第三号の国内消費見込数量の一定割合を基準とし、確安の需給事情を勘案して定める。

5 第二項第五号の輸出見込数量及び同項第六号の繰越在庫見込数量は、その合計が、同項第一号及び第二号の合計数量から同項第三号及び第四号の合計数量を差し引いて得た数量となるように定める。

6 農林大臣及び通商産業大臣は、第一項の需給計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四条 農林大臣及び通商産業大臣は、確安の生産条件、需給状況その他経済事情の変動のため特に必要があるとき、確安需給調整会の意見を聞いて、前条第一項

の需給計画を変更することができる。

2 農林大臣及び通商産業大臣は、前項の規定により前条第一項の需給計画を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公表しなければならない。

(保管団体による確安の買取、保管等)

第五条 農林大臣は、確安の需給の調整を図るため、その指定する団体(以下「保管団体」という。)に対し、政令の定めるところにより、確安の生産業者からその生産した確安を買い取るべき旨を指示するものとする。

2 前項の規定による保管団体の指定は、当該団体の申出によつて行ふものとする。

3 保管団体は、第一項の指示を受けたときは、その指示に従つて確安を買い取らなければならない。

4 農林大臣は、保管団体が前項の規定による買取の結果保有する確安の数量の合計が第三項第二項第四号の保留数量に相当する数量になるように、第一項の指示をするものとする。

第六条 保管団体は、前条第三項の規定により買取取つた確安を農林大臣の指示するところに従つて保管しなければならない。

2 保管団体は、農林大臣の指示によるのでなければ、前項の規定により保管する確安を譲渡し、又は消費してはならない。

3 農林大臣は、前項の指示をするには、あらかじめ、確安需給調整会の意見を聞かなければならない。

(保管団体の区分経理)

第七条 保管団体は、第五項第三項の規定による確安の買取並びに前条の規定による確安の保管及び処分業務については、政令の定めるところにより、毎肥料年度、他の業務と会計を区分して経理しなければならない。

(欠損の補てん)

第八条 前条の規定により他の業務と区分して経理される会計に、毎肥料年度末において政令で定める事由により欠損を生じたときは、政府は、毎会計年度予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その欠損金の額に相当する金額を当該団体に補助し、当該会計の欠損を補てんするものとする。

(生産業者に対する譲渡の指示)

第九条 農林大臣及び通商産業大臣は、確安の需給の調整を図るため必要があると認めるときは、確安需給調整会の意見を聞いて、確安の生産業者に対し、その在庫状況、出荷能力等を勘案して、確安を譲渡すべき旨の指示をすることができ

る。

2 前項の規定による指示は、次条第一項の規定により承認を受けた買入計画による買入に支障を及ぼすものであつてはならない。

(日本確安輸出株式会社買入計画の承認)

第十条 日本確安輸出株式会社は、第三項第二項第五号の輸出見込数量の範囲内で、確安の買入計画を定め、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議録第四十三号 臨時確安供給安定法案

2 通商産業大臣は、前項の承認をしようとするときは、農林大臣の同意を得なければならない。 (生産業者販売価格) 第十二条 農林大臣及び通商産業大臣は、確安の価格の安定を図るため必要があると認めるときは、確安審議会の意見を聞いて、確安の生産業者の販売価格につき、その最高額を定めることができる。 2 前項の販売価格の最高額は、政令の定めるところにより、生産費を基準とし、農産物価格その他の経済事情を参し、よくして定める。 3 第一項の規定による販売価格の最高額の定は、告示をもつてしなければならない。 第十三条 前条第一項の規定により販売価格の最高額が定められたときは、確安の生産業者は、その額をこえる価格による確安の販売の契約をし、又は対価の受領をしてはならない。 2 前条第一項の規定により販売価格の最高額が定められたときは、何人も、その額をこえる価格による生産業者からの確安の購入の契約をし、又は生産業者への対価の支払をしてはならない。 3 前二項の規定は、政令の定めるところにより、農林大臣及び通商産業大臣の許可を受けたときは、適用しない。 (報告及び検査) 第十三条 農林大臣及び通商産業大臣は、確安の生産費その他の確安の需給の調整及び価格の安定に関し必要な事項を調査するため必要があるときは、確安の生産業者又は販売業者に対し、政令の定めるところにより、必要な事項の報告を求めることができる。 2 農林大臣及び通商産業大臣は、確安の生産費を調査するため必要があるときは、その職員に確安の生産業者の事務所、工場又は倉庫に立ち入らせ、その帳簿書類その他の業務に關係のある物件を検査させることができる。 3 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、保管団体からその業務の状況に關する報告を徴し、又はその職員に保管団体の事務所若しくは倉庫に立ち入らせ、その帳簿書類その他の業務に關係のある物件を検査させることができる。 4 第二項又は前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 5 第二項又は第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (確安審議会) 第十四条 経済審議庁に、確安審議会(以下「審議会」という。)を置く。 2 審議会は、関係各大臣の諮問に応じ、確安の需給の調整及び価格の安定に關する重要な事項について調査審議する。 3 審議会は、確安の需給の調整及び価格の安定に關する重要な事項について関係各大臣に建議することができる。	
第十五条 審議会は、委員九人以上で組織する。 2 委員は、左に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する。 一 確安の生産業者を代表する者 二人以内 二 確安の販売業者を代表する者 三人以内 三 確安の消費者を代表する者 二人以内 四 学識経験のある者 二人以内 3 審議会に会長を置く。 4 会長は、委員のうちから互選する。 5 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。 6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定したものがその職務を代行する。 7 委員は、非常勤とする。 8 前各項に定めるものの外、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。 (罰則) 第十六条 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、契約をし、又は対価の受領若しくは支払をした者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第十七条 左の各号の一に当該する者は、三万円以下の罰金に処する。 一 第六条第二項の規定に違反して、譲渡し、又は消費した者 二 第十三条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 三 第十三条第二項又は第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。 附 則 1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める。 2 この法律は、昭和三十三年七月三十一日限り、その効力を失う。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用並びにその時まで保管及び処分業務の結果第七条の規定により他の業務と区分して経理する会計に生じた欠損又は残余財産についての第八条又は附則第四項の規定の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。 3 昭和二十八年においては、第三条第一項の需給計画は、同項の規定にかかわらず、政令で定める期日までに定めれば足りる。 4 附則第二項の規定によりこの法律が効力を失つた場合において、保管団体が第七条の規定により他の業務と区分して経理する会計に、清算の結果残余財産があるときは、政府は、政令の定めるところにより、当該保管団体に対し当該残余財産の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずることができる。 5 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。 第八条第一項第六号中「肥料の生産に關すること」を「肥料の生産に關すること及び次に掲げるものの以外のもの」に改め、同号の次に次の一号を加える。 六の二 臨時確安供給安定法(昭和二十八年法律第 号)に基く硫酸アンモニアその他のアンモニア系養分肥料の生産業者の販売価格の決定及び生産費の調査に關すること。 6 経済審議庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。 第十一条を次のように改める。 (附屬機関) 第一条 左の表の上欄に掲げる機関は、本庁の附屬機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。	
種類	目的
確安審議会	内閣総理大臣の諮問に応じ、確安の需給の調整及び価格の安定に關する重要な事項について調査審議すること。
確安審議会	関係各大臣の諮問に応じ、確安の需給の調整及び価格の安定に關する重要な事項について調査審議すること。

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議第四十三号 臨時議安情給安定法案

命令を含むに別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

臨時治安維持安定法案に対する修正案

修正

のように修正する。

臨時肥料需給安定法
第一条中「硫安」を「肥料」に改め

第二条第一項を次のように改め

この法律において「肥料」とは、

その他の重要肥料をいう。

第三条見出し及び第一項中「硫

「肥料審議会」に改め、「毎肥料年

めるところにより、」を、同条第
二項第二号中「生産見込数」の下

に「又は輸入見込数量」を、同項第六号中「生産業者」の下に「又は

「硫安」を「肥料」に改める。

に、「硫安審議会」を「肥料審議会」に改める。

安」を「肥料」に改め、「生産契

監し」の下に「又は輸入し」を、同条第二項中「保管団体の指定は、」

の下に「農業者を直接又は間接に構成員とする団体につき、」を加

に、同条第四項中「硫酸」を「肥料」

...

Journal of Management Education 30(6)

1993, 1994, 1995, 1996, 1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 26

改め、同条を第六条とし、以下第八条まで一条ずつ繰り下げ、第八條の次に次の一条を加える。

(生産業者に対する生産の指示)

第五条 通商産業大臣は、肥料の供給の適正化を図るため必要があると認めるときは、肥料審議会の意見を聞いて、第三条第一項の需料に基き、肥料の生産業者に対し、肥料の種類、数量及び品質を定めてその生産を指示することとする。

新第七条第一項及び第二項中「硫安を、肥料に」を、「硫安審議会に」に、同条第三項中「硫安審議会を、肥料審議会に」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、災害その他緊急の場合には、この限りでない。

同条に次の一項を加える。

前項但書の場合には、農林大臣は、選滞なく、肥料審議会にその旨を報告しなければならない。

新第八条中「第五条」を「第六条」に、「硫安を、肥料に」に改める。

第九条第一項中「硫安を、肥料に」を、「硫安審議会を、肥料審議会に」に改め、同条を第十一條とし、以下二条ずつ繰り下げ、新第九条の次に次の一条を加える。

(資金の融通)

第十条 政府は、必要があると認めるときは、保管団体に對し、第六條第三項の規定による肥料の買取及び第七條第一項の規定による肥料の保管をするために必要な資金について、その融通のあつた、旋その他適切な措置を講ずるものとする。

新第十二條第一項中「硫安」を「硫酸アンモニア及び政令で定める」

その他のアンモニア系窒素肥料に改める。

新第十三条の見出しを「販売価格の最高額」に、同条第一項中「硫安を肥料」に、「硫安審議会」を「肥料審議会」に改め、「生産業者の下」に又は輸入業者を、同条第二項中「生産費の下」に「又は輸入価格を」、「農産物価格の下」に、肥料の国際価格」を加える。

新第十四条第一項中「硫安」を「肥料」に改め、「生産業者の下」に「又は輸入業者」を加え、同条第二項中「硫安を肥料」に改め、「生産業者の下」に若しくは輸入業者」を加える。

新第十五条第一項中「硫安」を「肥料」に改め、「生産費の下」に「輸入価格を」、「生産業者の下」に「輸入業者」を加え、同条第二項中「輸入」を「肥料」に改め、「生産費」の下に「又は輸入価格」を、「生産業者」の下に「又は輸入業者」を加える。

新第十六条見出し及び第一項中「硫安審議会」を「肥料審議会」に、同条第二項及び第三項中「硫安」を「肥料」に改め、「価格の安定の下」に「並びに日本硫安輸出株式会社に對し通商産業大臣がする処分その他の行為」を加える。

新第十七条第一項中「九人」を「十五人」に、同条第二項中「硫安を肥料」に、同項第一号中「二人」を「三人」に、同項第二号中「三人」を「二人」に、同項第三号中「二人」を「三人」に、同項第四号中「二人」を「七人」に改める。

新第十八条中「第十二条」を「第十四条」に改める。

新第十九条第一号中「第六条」を「第七条」に、同条第二号及び

第三号中「第十三条」を「第十五条」に改める。

附則第二項中「昭和三十三年」を「昭和三十四年」に、「硫酸」を「肥料」に、「第七条」を「第八条」に、「第八条」を「第九条」に改める。

附則第三項中「昭和二十八年」を「昭和二十八肥料年度」に改める。

附則第四項中「第七条」を「第八条」に改める。

附則第五項中「臨時硫酸需給安定法（昭和二十八年法律第 号）」に基く硫酸アンモニアその他アンモニア系窒素肥料の生産業者の販売価格の決定及び生産業者の臨時肥料需給安定法（昭和二十九年法律第 号）に基く硫酸アンモニアその他重要肥料の生産業者及び輸入業者の販売価格の決定並びに生産費及び輸入価格に改める。

附則第六項中「硫酸需給会」を「肥料審議会」に、「硫酸アンモニアその他アンモニア系窒素肥料」を「硫酸アンモニアその他重要肥料」に改める。

臨時硫酸需給安定法案（第十六回国会内閣提出）に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔井出〕太郎君登壇
井出「太郎君 登壇。たたいま議題と相なされた。内閣提出、臨時硫酸需給安定法案につきまして、農林委員会におきまして審査の経過並びに結果の概要御報告申し上げます。

御承知のごとく、わが国農業は零細経営規模を集約的に利用することをも、本来的性格にいたして利用することをも、農業生産中に占める肥料の地はきわめて高く、なかなんぞく化学肥料大宗であります。硫酸は最も主要な

産資材となつてゐる現状でありま
す。従ひまして、農業生産力の発展並
に農業経営の安定上、これが需給の
整と価格の安定を期することが不可
の要件と考えられるのであります。
そのため、政府におきましては、去
る和二十八年一月、肥料対策委員会
を置き、対策を審議いたし、その答申
を基きまして、去る第十六国会に本法
を提出され、本委員会の審査に付せ
れましたが、結論を見るに至らずし
るため、本国会まで継続審査に付せられて参
つたのであります。

次に本法案の要旨を申し上げま
す。まず第一点として、調査は、硫
安、生厩肥を権限をもつて調査いたし、
正な水準でその販売価格を公定いた
し、これにより、いわゆる出血輸出に
なる国内消費者への負担軽減を防止し
うとしたことであります。

第二に、毎肥料年度に硫安の需給計
を定め、国内需要を確保するととも
に、季節的調整と輸出の円滑化をはか
りました点でございます。

第三に、硫安審議会を設置いたし、
硫安の需給の調整、価格の安定等、重
要事項について、関係各大臣の諮問に
し、あるいは調査審議することとも
関係各大臣に建議し得ることとい
ひ、もつて本法施行後におきます
止かつ円滑なる運用を期しました点
でございます。

本委員会は、本法案付託以来慎重
の審査を続け参つたものであります
。今会期におきましても、本委員会
審査と並行して肥料に関する小委員
会をも設置いたし、関係政府当局との
協議はもちろ、あるいは関係者、学
校研究者の参考意見を徴し、または懇

[illegible]

談の形式によつて各党間に腹藏なき意見の交換を行ふ等、あらゆる角度から検討を加へるとともに、各党間の意見の調整に努めて参りましした結果、各党間の修正意見につきほぼ一致し得る見通しを得ましたので、去る二十七日、綱目肥料小委員長より小委員会における審議の経過報告があり、就いて改進黨小委員長から、おおよそ次のことき内容の修正案が提出されたのであります。

その修正案は、第一、本法の適用対象に確定のみならず政令で指定するその他の重要肥料を加へることとし、このため、題名を臨時肥料供給安定法に改める等、関係事項の整理を行うこと。第二、通商大臣は、必要に応じ審議会の意見を聞いて、生産者に対し生産を指示し得ることとしたのであります。第三、政府は、保管団体が肥料の買取り及び保管に必要な資金の融通のあつせんを行うこと。第四、最高価格を定める場合は肥料の国際価格を参照すること。第五、審議会は日本硫酸輸出株式会社の業務の重要事項については調査、審議することができることにしたのであります。第六、審議会の委員(九人以内)とありますの条、十五人以内に変更し、このうち特に学識経験者を五名増加して七名とすることなどを主要内容とするものでございいます。

次いで、翌二十八日、この修正案に対する質疑を終了いたしましたので、討論に移しましたところ、自由党佐藤洋之助委員、改進黨吉川久衛委員から賛成意見の陳述があり、社会党足鹿委員は、修正案中第十六条中の日本硫酸輸出株式会社については反対であること及び他の部分については別項のごとき附帯決議を付して一応賛成する旨を、また社会党川俣委員も、本案は不満

満足ではあるが、今日の段階においては一応賛成せざるを得ない、と積極的な賛意を表明せられました。

次いで採決に入り、金子君提出の修正案中、まず日本硫酸輸出株式会社に關する部分について採決の結果、多数をもつて可決いたしました。次に、右の修正部分を除く修正案について採決いたしました結果、全会一致をもつて可決、さらに修正部分を除いた政府原案について採決の結果、これもまた全会一致をもつて可決され、よつて臨時硫酸供給安定法案は修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。

最後に、社会党足鹿委員提案の附帯決議でございしますが、その案文は「政府が本法に基づき、権限をもつて硫酸等の生産費を調査するに當つては、その機構及び人員を整備充実にし、目的の貫徹にいかんなき措置を講ずること。」

これにつきまして採決いたしました結果、これまた全会一致をもつて可決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原憲) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であり、御異議ありませんか。

○副議長(原憲) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

第十四 土地区画整理法案(内閣提出)

第十五 土地区画整理法施行法案(内閣提出)

○副議長(原憲) 日程第十四、土地区画整理法案、日程第十五、土地区画整理法施行法案、右両案を一括して議

題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長久野忠治君。

土地区画整理法案

土地区画整理法

第一章 総則(第一条 第三条)

第二章 施行者

第一節 個人施行者(第四条 第十三条)

第二節 土地区画整理組合

第一款 設立(第十四条 第二十四条)

第二款 管理(第二十五条 第四十四条)

第三款 解散及び合併(第四十五条 第五十一条)

第三節 都道府県及び市町村(第五十二条 第六十五条)

第四節 建設大臣、都道府県知事及び市町村長(第六十六 第七十一条)

第三章 土地区画整理事業

第一節 通則(第七十二条 第八十五条)

第二節 換地計画(第八十六 第九十七条)

第三節 仮換地の指定(第九十八 第一百零二条)

第四節 換地処分(第一百零三条 第一百零八条)

第五節 減価補償金(第一百零九条 第一百一十条)

第六節 清算(第一百一十一条 第一百一十二条)

第七節 権利関係の調整(第一百一十三条 第一百十七条)

第四章 費用の負担及び補助(第一百十八 第一百二十一条)

第五章 監督(第二百二十二 第二百二十七条)

第六章 雑則(第二百二十八 第二百三十六条)

第七章 罰則(第二百三十七 第二百四十八条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、土地区画整理事業に關し、その施行者、施行方法、費用の負担等必要な事項を規定することにより、健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「土地区画整理事業」とは、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、この法律で定めるところに従つて行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の施設又は変更に関する事業をいう。

2 前項の事業の施行のため若しくはその事業の施行に係る土地の利用の促進のため必要な工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する事業又は埋立若しくは干拓に関する事業が前項の事業にあわせて行われる場合においては、これらの事業は、土地区画整理事業に含まれるものとする。

3 この法律において「施行者」とは、土地区画整理事業を施行する者をいう。

4 この法律において「施行地区」とは、土地区画整理事業を施行する土地の区域をいう。

5 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場、河川その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

6 この法律において「宅地」とは、公共施設の用に供されている国又は地方公共団体の所有する土地以外の土地をいう。

7 この法律において「借地権」とは、借地法(大正十年法律第九十九号)にいう借地権をいい、「借地」とは、借地権の目的となつてゐる宅地をいう。

(土地区画整理事業の施行)

第三条 宅地について所有権又は借地権を有する者は、一人又は数人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域の宅地以外の土地について土地区画整理事業を施行することができる。

2 宅地について所有権又は借地権を有する者が設置する土地区画整理組合は、当該権利の目的である宅地を含む一定の区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。

3 都道府県又は市町村は、土地区画整理事業を施行すべきことが都市計画として決定された区域(以下次項において「計画決定区域」という)の土地について土地区画整理事業を施行することができる。

4 建設大臣は、計画決定区域の土地について、国の利害に重大な関係がある土地区画整理事業で災害の発生その他特別の事情に因り急務を要すると認められるものを、

都市計画法として、都道府県知事又は市町村長に施行させることができる。この場合において、建設大臣は、これらの事業が、その施行する公共施設に関する工事とあわせて施行することが必要であると認められるとき、又は都道府県知事若しくは市町村長に施行させることが著しく困難若しくは不適当であると認められるときは、自らこれを施行することができ

第二章 施行者

第一節 個人施行者

(施行の認可)

第四條 土地區画整理事業を前条第一項の規定により施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、その土地區画整理事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。

(規約)

第五條 前条の規約には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 土地區画整理事業の名称
- 二 施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区）に含まれる地域の名称
- 三 土地區画整理事業の範圍
- 四 事務所所在地

五 費用の分担に関する事項
六 業務を代表して行う者を定める場合にあっては、その職名、定款、任期、職務の分担及び選任の方法に関する事項
七 會議に関する事項
八 事業年度
九 公告の方法
十 その他政令で定める事項

(事業計画)

第六條 第四條の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区）、設計及び資金計画を定めなければならない。

2 事業計画においては、環境の整備改善を図り、交通の安全を確保し、災害の発生を防止し、その他健全な市街地を造成するために必要な公共施設及び宅地に関する計画が適正に定められていなければならない。

3 事業計画は、公共施設その他の施設に関して都市計画が決定されている場合においては、その都市計画に適合して定めなければならない。

4 事業計画の設定について必要な技術的基準は、建設省令で定める。

(宅地以外の土地を管理する者の承認)

第七條 第四條の事業計画を定めようとする者は、宅地以外の土地を施行地区に編入する場合において

は、当該土地を管理する者の承認を得なければならない。

(事業計画に関する関係権利者の同意)

第八條 第四條に規定する認可を申請しようとする者は、その者以外に施行地区となるべき区域内の宅地について権利を有する者がある場合においては、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。但し、その権利をもつて認可を申請しようとする者に對抗することができない者については、この限りでない。

2 前項の場合において、宅地について権利を有する者のうち所有権又は借地権を有する者以外の者について同意を得られないとき、又はその者を通知することができないときは、その同意を得られない理由又は通知することができない理由を記載した書面を添えて、第四條に規定する認可を申請することができる。

(施行の認可の基準及び公告)

第九條 都道府県知事は、第四條に規定する認可の申請があつた場合においては、左の各号の一に該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反していること。

二 規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。

三 市街地とするのに適当でない地域が施行地区に編入されていること。

四 土地區画整理事業の施行のために必要な経済的基礎がないこと。

2 都道府県知事は、第四條に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、建設省令で定める事項を公告しなければならない。

3 第三條第一項の規定による施行者（以下「個人施行者」という。）は、前項の公告があるまでは、施行者として又は規約若しくは事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

(規約及び事業計画の変更)

第十條 個人施行者は、規約又は事業計画を変更しようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 個人施行者は、施行地区の縮小又は費用の分担に関し、規約又は事業計画を変更しようとする場合においては、その者に土地區画整理事業の施行のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

3 第七條の規定は事業計画を変更しようとする個人施行者について、第八條の規定は事業計画の変更について認可を申請しようとする個人施行者について、前条の規定は第一項に規定する認可の申請があつた場合及びその認可をし

た場合の公告について準用する。この場合において、第八條第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区及び施行地区となるべき区域」と、前条第三項中「施行者として又は規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは「規約又は事業計画の変更をもつて」と読み替へるものとする。

(施行者の変動)

第十一條 施行地区内の宅地について個人施行者の有する所有権又は借地権の全部又は一部を施行者以外の者が承継した場合においては、その者は、施行者となる。

2 施行地区内の宅地について個人施行者の有する借地権の全部又は一部が消滅した場合において、その借地権の目的となつてた宅地の所有者又はその宅地の貸貸人が施行者以外の者であるときは、その消滅した借地権が地上権である場合にあつてはその宅地の所有者が、その消滅した借地権が賃借権である場合にあつてはその宅地の賃貸人がそれぞれ施行者となる。

3 一人で行う土地區画整理事業において、施行地区内の宅地について当該施行者の有する所有権又は借地権の承継又は消滅があつたことに因り施行者が数人となつた場合においては、その土地區画整理事業は、第三條第一項の規定により数人共同して施行する土地區画整理事業となるものとする。

この場合において、施行者は、遅滞なく、第四条の規約を定め、建設省令で定めるところにより、その規約について都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 数人共同して施行する土地区画整理事業において、施行地区内の宅地について当該施行者の有する所有権又は借地権の承継又は消滅があつたことに因り施行者が一人となつた場合においては、その土地区画整理事業は、第三条第一項の規定により一人で施行する土地区画整理事業となるものとする。

5 この場合において、その土地区画整理事業について定められていた規約は、その効力を失う。

6 施行地区内の宅地について個人施行者の有する所有権又は借地権の承継又は消滅があつたことに因り施行者に変動を生じた場合においては、施行者は、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、新たに施行者となつた者の氏名及び住所並びに施行者でなくなつた者の氏名を都道府県知事に届け出なければならない。

7 都道府県知事は、第三項後段の規定により定められた規約について認可した場合又は前項の規定による届出を受理した場合においては、遅滞なく、建設省令で定める事項を公告しなければならない。

8 個人施行者は、前項の公告があるまでは、施行者の変動、第三項後段の規定により定められた規約又は第四項後段に規定する規約の失効をもつて第三者に対抗することができない。

(施行者の権利義務の移転)

第十二条 施行地区内の宅地について個人施行者の有する所有権又は借地権の全部又は一部を承継した者がある場合においては、その施行者がその所有権又は借地権の全部又は一部について土地区画整理事業に關して有する権利義務（その施行者がその土地区画整理事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。以下次項において同じ。）は、その承継した者に移転する。

2 施行地区内の宅地について個人施行者の有する借地権の全部又は一部が消滅した場合においては、その施行者がその借地権の全部又は一部について土地区画整理事業に關して有する権利義務は、その消滅した借地権が地上権である場合にあつてはその借地権の目的となつていた宅地の所有者に、その消滅した借地権が賃借権である場合にあつてはその宅地の賃貸人にそれぞれ移転する。

(土地区画整理事業の廃止及び終了)

第十三条 個人施行者は、土地区画整理事業を廃止し、又は終了しようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 個人施行者は、土地区画整理事業を廃止しようとする場合において、その者に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その廃止についてその債権者の同意を得なければならない。

第九條第二項及び第三項の規定は、第一項に規定する認可をした場合の公告について準用する。この場合において、同条第三項中「施行者として又は規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは、「土地区画整理事業の廃止又は終了をもつて」と読み替へるものとする。

第二節 土地区画整理組合

第一款 設立

(設立の認可)

第十四条 第三條第二項に規定する土地区画整理組合（以下「組合」という。）を設立しようとする者は、七人以上共同して、定款及び事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けなければならない。

(定款)

第十五条 前条の定款には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 組合の名称

二 施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区）に含まれる地域の名称

三 事業の範圍

四 事務所の所在地

五 費用の分担に關する事項

六 役員（定款、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に關する事項

七 總會に關する事項

八 總會を設ける場合においては、總代及び總代会に關する事項

九 事業年度

十 公告の方法

十一 その他政令で定める事項（事業計画）

第十六条 第六條の規定は、第十四條の事業計画について準用する。

(宅地以外の土地を管理する者の承認)

第十七条 第七條の規定は、第十四條の事業計画を定めようとする者について準用する。

(定款及び事業計画に關する宅地の所有者及び借地権者の同意)

第十八条 第十四條に規定する認可を申請しようとする者は、定款及び事業計画について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつてゐるその区域内の宅地の地積との合計が、その区域内の宅地の總地積と借地権の目的となつてゐる宅地の總地積との合計の三分の二以上でなければならない。

(借地権の申告)

第十九条 前条に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

2 市町村長は、前項に規定する申請があつた場合においては、政令で定めるところにより、遅滞なく、施行地区となるべき区域を公告しなければならない。

く、施行地区となるべき区域を公告しなければならない。

3. 前項の規定により公告された施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、前項の公告があつた日から一月以内に当該市町村長に対し、その借地権の目的となつてゐる宅地の所有者と連帯し、又はその借地権を証する書面を添えて、建設省令で定めるところにより、書面をもつてその借地権の種類及び内容を書明しなければならない。

4 未登記の借地権で前項の規定による申告のないものは、前項の申告の期間を経過した後は、前条の規定の適用については、存しないものとみなす。

(事業計画の縦覧及び意見書の処理)

第二十条 都道府県知事は、第十四條に規定する認可の申請があつた場合においては、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供せなければならない。但し、当該申請に關し明らかに次条第一項各号の一に該当事業がある場合においては、この限りでない。

2 当該土地区画整理事業に關係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に關係のある水面について権利を有する者（以下「利害關係者」という。）は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議録第四十三号 土地區画整理法案外一件

六八八

内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。
 3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合において、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは、第十四条に規定する認可を申請した者に対し事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないと思ふるときは、その旨を意見書に提出した者に通知しなければならない。
 4 第十四条に規定する認可を申請した者が、前項の規定により事業計画に修正を加へ、その旨を都道府県知事に申告した場合において、その修正に係る部分について、更に本条に規定する手続を行うべきものとする。
 (設立の認可の基準及び公告並びに組合の成立)
 第二十一条 都道府県知事は、第十四条に規定する認可の申請があつた場合においては、左の各号の一に該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。
 一 申請手続が法令に違反していること。
 二 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。
 三 市街地とするのに適当でない地塊が施行地区に編入されていること。

四 土地區画整理事業の施行のために必要な経済的基礎がないこと。
 2 都道府県知事は、第十四条に規定する認可をした場合において、遅滞なく、建設省令で定める事項を公告しなければならない。
 3 組合は、第十四条に規定する認可により成立する。
 4 組合は、第二項の公告があるまでは、組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて組合員その他の第三者に対抗することができない。
 (組合の法人格)
 第二十二条 組合は、法人とする。
 (名称の使用制限)
 第二十三条 組合は、その名称中に「土地區画整理組合」という文字を用いなければならない。
 2 組合でない者は、その名称中に「土地區画整理組合」という文字を用いてはならない。
 (設立の費用の負担)
 第二十四条 組合の設立に関する費用は、その組合の負担とする。但し、組合が成立しなかつた場合においては、その費用は、その設立について認可を申請した者の負担とする。
 第二款 管理
 (組合員)
 第二十五条 組合が施行する土地區画整理事業に係る施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、すべてその組合の組合員とする。
 2 施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第十九条第三

項又は第八十五条第一項の規定による申告のないものは、その申告のない限り、前項の規定の適用については、存しないものとみなす。施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第十九条第三項又は第八十五条第一項の規定による申告があつたもののうち同条第三項の規定による届出のないものは、その届出のない限り、前項の規定の適用については、その借地権の移転、変更又は消滅がないものとみなす。
 (組合員の権利義務の移転)
 第二十六条 施行地区内の宅地について組合員の有する所有権又は借地権の全部又は一部を承継した者があつた場合においては、その組合員がその所有権又は借地権の全部又は一部について組合に対して有する権利義務は、その承継した者に移転する。
 2 施行地区内の宅地について組合員の有する借地権の全部又は一部が消滅した場合においては、その組合員がその借地権の全部又は一部について組合に対して有する権利義務は、その消滅した借地権が地上権である場合にあつたはその借地権の目的となつた宅地の所有者に、その消滅した借地権が賃借権である場合にあつたはその宅地の賃貸人にそれぞれ移転する。
 (役員)
 第二十七条 組合に、役員として、理事及び監事を置く。
 2 理事の定数は五人以上、監事の定数は二人以上とし、それぞれ定款で定める。

3 理事及び監事は、定款で定めるところにより、組合員のうちから総会で選舉する。但し、特別の事情がある場合においては、定款で定めるところにより、組合員以外の者のうちから総会で選任することができる。
 4 前項本文の規定により組合員のうちから選舉された理事又は監事が組合員でなくなつた場合においては、その理事又は監事は、その地位を失ふ。
 5 理事及び監事の任期は、三年をこえない範囲内において定款で定める。補欠の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
 6 理事又は監事は、その任期が満了しても、後任の理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行う。
 7 組合員は、組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から理由を記載した書面を組合に提出し、理事又は監事の解任を請求することができる。
 8 前項の規定による請求があつた場合においては、理事は、直ちにその請求の要旨を公表し、これを組合員の投票に付さなければならない。
 9 理事又は監事は、前項の規定による投票において過半数の同意があつた場合においては、その地位を失ふ。
 10 前三項に定めるものの外、理事及び監事の解任の請求及び第八項の規定による投票に關し必要な事項は、政令で定める。
 (役員の仕事)

第二十八条 理事は、定款で定めるところにより、組合の業務を執行し、及び組合を代表する。
 2 定款に別段の定めがある場合を除く外、組合の業務は、理事の過半数で決する。
 3 監事は、組合の業務の執行及び財産の状況を監査する。
 4 監事は、組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると認める場合においては、その旨を総会に報告しなければならない。
 5 組合が理事と契約する場合においては、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。
 6 理事は、事業報告書、収支決算書及び財産目録を毎事業年度作成し、監事の意見書を添えて、これを通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。
 7 理事は監事と、監事は理事又は組合の職員と兼ねてはならない。
 (理事の氏名等の届出)
 第二十九条 組合は、建設省令で定めるところにより、理事の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。
 2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合においては、遅滞なく、これを公告しなければならない。
 3 組合は、前項の公告があるまでは、理事の代表権をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。
 (総会の組織)
 第三十条 組合の総会は、総組合員で組織する。

(総会の議決事項)

第三十一条 左の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 事業計画の変更
- 三 借入金金の借入及びその方法並びに借入金金の利率及び償還方法
- 四 経費の取支予算
- 五 予算をもつて定めるものを除く外、組合の負担となるべき契約

- 六 賦課金の額及び賦課徴収方法
- 七 換地計画
- 八 仮換地の指定
- 九 保留地の処分方法
- 十 事業の引継ぎについての同意
- 十一 その他定款で総会の議決を経なければならないものと定め

(総会の招集)

第三十二条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

- 2 理事は、必要と認める場合においては、何時でも臨時総会を招集することができる。

- 8 組合員が組合員の五分の一以上の同意を得て会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して総会の招集を請求した場合においては、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 4 理事の職務を行う者がなく場合においては、総会の招集は、監事が行う。

第三項の規定による請求があつた場合において、理事が正当な理由がないのに総会を招集しないときは、監事は、同項の期間経過後十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第三十三条 総会に、議長を置く。

- 2 議長は、組合員のうちから総会で選挙する。
- 3 議長は、総会の議事を主宰する。
- 4 議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。但し、次条第二項の規定による議決については、この限りでない。

- 6 第二十八条第四項の規定により総会に報告しなければならないと認める場合においては、監事は、臨時総会を招集することができる。
- 7 第十四条に規定する認可を受けた者は、その認可の公告があつた日から一月以内に、最初の理事及び監事を選挙し、又は選任するた

- 8 総会を招集するには、少くとも会議を開く日の五日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を組合員に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合においては、二日前までにこれらの事項を組合員に通知して、総会を招集することができる。

- 第三十三条 総会に、議長を置く。
- 2 議長は、組合員のうちから総会で選挙する。
- 3 議長は、総会の議事を主宰する。
- 4 議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。但し、次条第二項の規定による議決については、この限りでない。

- 第三十四条 総会の会費は、定款に特別の定めがある場合を除く外、組合員の半数以上が出席しなければ

- 第三十四条 総会の会費は、定款に特別の定めがある場合を除く外、組合員の半数以上が出席しなければ

第三十一条第一号及び第二号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項、同条第十号に掲げる事項並びに組合の解散及び合併の決定に関する総会の議事は、前項の規定にかかわらず、組合員の三分の二以上が出席し、施行地区内の宅地について所有権を有する出席組合員及びその地区内の宅地について借地権を有する出席組合員のそれぞれ三分の二以上で決する。第十八条後段の規定は、この場合について準用する。

第三十二条 総会において、第三十二条第八項の規定によりあらかじめ通知した会議の目的である事項についてのみ議決することができる。

- 3 総会において、第三十二条第八項の規定によりあらかじめ通知した会議の目的である事項についてのみ議決することができる。

- 第三十五条 組合は、施行地区が工区に分れている場合においては、総会の議決を経て、工区ごとに総会の部会を設け、工区内の宅地に関し第三十一条第七号から第九号までに掲げる総会の権限をその部会に行わせることができる。
- 2 総会の部会は、その部会の設けられる工区内の宅地について所有権又は借地権を有するすべての組合員で組織する。
- 3 第三十二条第二項から第五項まで及び第八項、第三十三条第一項から第三項まで及び第四項本文並びに前条第一項及び第三項の規定は、総会の部会について準用する。

- 第三十六条 組合員の数が百人をこえる組合は、総会に代つてその権限を行わせるために総代会を設けることができる。
- 2 総代会は、総代をもつて組織するものとし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。但し、組合員の総数が五百人をこえる組合にあつては、五十人以上であることをもつて足りる。
- 3 総代会が総会に代つて行う権限は、左の各号に掲げる事項以外の事項に関する総会の権限とする。一 理事及び監事の選挙及び選任

- 二 第三十四条第二項の規定に従つて議決しなければならない事項
- 4 第三十二条第一項から第六項まで及び第八項、第三十三条第一項から第三項まで及び第四項本文並びに第三十四条第一項及び第三項の規定は、総代会について準用する。この場合において、これらの規定中「通常総会」とあるのは「通常総代会」と、「臨時総会」とあるのは「臨時総代会」と、「総会」とあるのは「総代会」と、「組合員」とあるのは「総代」と読み替へるものと

- 第三十七条 総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合員のうちから選挙する。
- 2 総代は、組合員でなくなつた場合においては、その地位を失う。
- 3 総代の任期は、三年をこえない範囲内において定款で定める。補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第二十七条第七項から第十項までの規定は、総代の解任の請求及び解任の投票について準用する。この場合において、施行地区内の宅地について所有権を有する組合員及び施行地区内の宅地について借地権を有する組合員が各別に総代を選挙するものと定款で定めたときについての特例は、政令で定める。

- 第三十八条 組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。
- 2 施行地区内の宅地についての所有権及び借地権をともに有する組合員は、第三十四条第二項の規定による議決については、前項の規定にかかわらず、宅地について所有権を有する組合員として、及び宅地について借地権を有する組合員として、それぞれ一箇の議決権を有する。施行地区内の宅地について所有権を有する組合員及び施行地区内の宅地について借地権を

第三十七条 総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合員のうちから選挙する。

第三十八条 組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。

- 2 施行地区内の宅地についての所有権及び借地権をともに有する組合員は、第三十四条第二項の規定による議決については、前項の規定にかかわらず、宅地について所有権を有する組合員として、及び宅地について借地権を有する組合員として、それぞれ一箇の議決権を有する。施行地区内の宅地について所有権を有する組合員及び施行地区内の宅地について借地権を

- 第三十九条 組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。
- 2 施行地区内の宅地についての所有権及び借地権をともに有する組合員は、第三十四条第二項の規定による議決については、前項の規定にかかわらず、宅地について所有権を有する組合員として、及び宅地について借地権を有する組合員として、それぞれ一箇の議決権を有する。施行地区内の宅地について所有権を有する組合員及び施行地区内の宅地について借地権を

- 第三十九条 組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。
- 2 施行地区内の宅地についての所有権及び借地権をともに有する組合員は、第三十四条第二項の規定による議決については、前項の規定にかかわらず、宅地について所有権を有する組合員として、及び宅地について借地権を有する組合員として、それぞれ一箇の議決権を有する。施行地区内の宅地について所有権を有する組合員及び施行地区内の宅地について借地権を

- 第三十九条 組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。
- 2 施行地区内の宅地についての所有権及び借地権をともに有する組合員は、第三十四条第二項の規定による議決については、前項の規定にかかわらず、宅地について所有権を有する組合員として、及び宅地について借地権を有する組合員として、それぞれ一箇の議決権を有する。施行地区内の宅地について所有権を有する組合員及び施行地区内の宅地について借地権を

- 第三十九条 組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。
- 2 施行地区内の宅地についての所有権及び借地権をともに有する組合員は、第三十四条第二項の規定による議決については、前項の規定にかかわらず、宅地について所有権を有する組合員として、及び宅地について借地権を有する組合員として、それぞれ一箇の議決権を有する。施行地区内の宅地について所有権を有する組合員及び施行地区内の宅地について借地権を

- 第三十九条 組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。
- 2 施行地区内の宅地についての所有権及び借地権をともに有する組合員は、第三十四条第二項の規定による議決については、前項の規定にかかわらず、宅地について所有権を有する組合員として、及び宅地について借地権を有する組合員として、それぞれ一箇の議決権を有する。施行地区内の宅地について所有権を有する組合員及び施行地区内の宅地について借地権を

有する組合員が各別に総代を選挙するものと定款で定めた場合におけるその選挙に係る選挙権について、同様とする。

3 組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて議決権及び選挙権を行うことができる。

4 前項の規定により議決権及び選挙権を行う者は、第三十四条第一項(第三十五条第三項及び第三十六条第四項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定の適用については、出席者とみなす。

5 代理人は、同時に十人以上の組合員を代理することができる。

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

(定款及び事業計画の変更)

第三十九条 組合は、定款又は事業計画を変更しようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第七条の規定は事業計画を変更しようとする組合について、第十八条の規定は新たに施行地区となるべき区域がある場合における事業計画の変更についての認可を申請しようとする組合について、第十九条の規定は本項において準用する第十八条に規定する同意を得ようとする組合及び新たに施行地区となるべき区域の公告があつた場合における借地権の申告について、第二十条の規定は事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について前項に規定する認可

の申請があつた場合について、第二十一条第一項の規定は前項に規定する認可の申請があつた場合について準用する。この場合において、第十八条及び第十九条中「施行地区となるべき区域」とあるのは「新たに施行地区となるべき区域」と、第二十条中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と読み替へるものとする。

3 組合は、施行地区の縮小又は費用の分担に關し、定款又は事業計画を変更しようとする場合において、その組合に借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

4 都道府県知事は、第一項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、建設省令で定める事項を公告しなければならない。

5 組合は、前項の公告があるまでは、定款又は事業計画の変更をもつて、その変更について第一項に規定する認可があつた際に従前から組合員であつた者以外の第三者に対抗することができない。

第四十条 組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。

12 賦課金の額は、組合員が施行地区内に所有する宅地又は借地の位置、地積等を考慮して公平に定めなければならない。

3 組合は、組合員が賦課金の納付を怠つた場合においては、定款で

定めるところにより、その組合員に対して過怠金を課することができる。

(賦課金等の滞納処分)

第四十一条 組合は、賦課金又は過怠金を滞納する者がある場合においては、督促状を発して督促し、その者がその督促状において指定した期限までに納付しないときは、市町村長に対し、その徴収を申請することができる。

2 組合は、前項の督促をする場合においては、定款で定めるところにより、十円以下の督促手数料を徴収することができる。

3 市町村長は、第一項の規定による申請があつた場合においては、地方税の滞納処分の例により滞納処分をする。この場合においては、組合は、市町村長の徴収した金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

4 市町村長が第一項の規定による申請を受けた日から三十日以内に滞納処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しない場合においては、組合の理事は、都道府県知事の認可を受けて、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をする。

5 前二項の規定による徴収金の先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の市町村の徴収金と同順位とする。

(賦課金等の時効)

第四十二条 賦課金、過怠金及び督促手数料を徴収する権利は、五年間行わない場合においては、時効に因り消滅する。

2 前条第一項の督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(借入金)

第四十三条 組合は、その事業を行うため必要がある場合においては、借入金を借入れることができる。

2 国は、前項の借入金を貸し付けることができる。

(民法の準用)

第四十四条 民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十条(法人の住所)、第五十四条(代表権の制限)、第五十五条(代表権の委任)及び第六十六条(社員の表決権のない場合)の規定は、組合について準用する。この場合において、同法第五十五条中「定款、寄附行為又は總會ノ決議」とあるのは「定款」と、第六十六条中「社員」とあるのは「土地区画整理組合」と、「社員」とあるのは「組合員」と読み替へるものとする。

第三款 解散及び合併

(解散)

第四十五条 組合は、左の各号に掲げる事由に因り解散する。
一 設立についての認可の取消
二 總會の議決
三 定款で定めた解散事由の発生

四 事業の完成又はその完成の不能
五 合併
六 事業の引継

2 組合は、前項第二号から第四号までの一に掲げる事由に因り解散しようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、その解散について都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 組合は、第一項第二号から第四号までの一に掲げる事由に因り解散しようとする場合においては、その組合に借入金があるときは、その解散についてその債権者の同意を得なければならない。

4 都道府県知事は、組合の設立についての認可を取り消した場合又は第二項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

5 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。

(清算)

第四十六条 組合が前条第一項第一号から第四号までの一に掲げる事由に因り解散した場合においては、理事がその清算人となる。但し、總會で他の者を選任した場合においては、この限りでない。

(清算事務)

第四十七条 清算人は、就職の後、遅滞なく、組合の財産の現況を調査し、財産目録を作成し、及び財産処分の方法を定め、財産目録及び財産処分の方法について總會の承認を求めなければならない。

(残余財産の処分制限)

第四十八条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

(決算報告)

第四十九条 清算人は、清算事務が終了した場合においては、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。

(合併)

第五十条 組合は、合併しようとする場合においては、總會においてその旨を議決しなければならない。

2 合併によつて組合を設立しようとする場合においては、関係各組合の總會で組合員のうちから選挙された者が、第十四条に規定する認可を申請する者となり、設立に必要な行為をしなければならぬ。

3 合併をする組合の一方が合併後存続する場合においては、その組合は、関係各組合の合併の議決書添えて、定款及び事業計画の変更について第三十九条第一項に規定する認可を受けなければならない。

4 組合は、合併しようとする場合において、その組合に借入金があるときは、その合併についてその債権者の同意を得なければならない。

5 第二項の場合においては、組合の設立に關して第七條において準用する第七條に規定する手続を行うことを要しないものとし、第三項の場合においては、定款及び事業計画の変更に關して第三十九條第二項において準用する第七條に規定する手続及び第三十九條第三項に規定する手続を行うことを要しないものとする。

6 第二項又は第三項に規定する認可があつた場合においては、その認可の公告前においても、第二十一条第四項又は第三十九條第五項の規定にかかわらず、合併に因り新たに設立された組合はその成立並びに定款及び事業計画をもつて、合併後存続する組合は事業計画及び定款の変更をもつて、合併に因り解散した組合はその解散をもつて、関係各組合の組合員に對抗することができぬ。

7 組合が合併した場合においては、合併に因り新たに設立された組合又は合併後存続する組合は、合併に因り消滅した組合の権利義務（その組合がその行方事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む）を承継する。

(民法及び非訟事件手続法の準用)
第五十一条 民法第七十三条（清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）、第七十八條から第八十條まで（清算人の職務権限等）及び第八十二条（解散及び清算の監督）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条

第二項（法人の解散及び清算の監督の管轄）、第三十六條（検査人の選任）、第三十七條（清算人等の報酬）、第三十五條（二十五第二項及び第三項（裁判所の監督上の調査等）、第三十六條（清算事件の管轄）、第三十七條（清算人の選任及び解任の裁判）及び第三百三十八條（清算人不適格者）の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五條中「前条」とあるのは、「土地地區面整理法第四十六條」と読み替へるものとする。

第三節 都道府県及び市町村

(施行規程及び事業計画の決定)
第五十二条 都道府県又は市町村は、第三條第三項の規定により土地地區面整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定めなければならない。

この場合において、市町村は、その事業計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。

(施行規程)
第五十三条 前条の施行規程は、当該都道府県又は市町村の条例で定める。

2 前項の施行規程には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 土地地區面整理事業の名称
- 二 施行地區（施行地區を二区に分ける場合においては、施行地區及び工區）に含まれる地域の名称
- 三 土地地區面整理事業の範圍
- 四 事務所の所在地

五 費用の分担に關する事項

六 土地地區面整理審議会並びにその委員及び予備委員に關する事項（委員の報酬及び費用外償に關する事項を除く。）

七 その他政令で定める事項
(事業計画)
第五十四条 第六條の規定は、第五十一条の事業計画について準用する。

(事業計画の決定及び変更)
第五十五条 都道府県又は市町村が第五十二条の事業計画を定めようとする場合においては、都道府県知事又は市町村長は、事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、市町村長は、あらかじめ、その事業計画を都道府県知事に送付しなければならない。

2 利害關係者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、これを都市計画審議会に付議しなければならない。

六 費用の分担に關する事項

六 土地地區面整理審議会並びにその委員及び予備委員に關する事項（委員の報酬及び費用外償に關する事項を除く。）

七 その他政令で定める事項
(事業計画)
第五十四条 第六條の規定は、第五十一条の事業計画について準用する。

(事業計画の決定及び変更)
第五十五条 都道府県又は市町村が第五十二条の事業計画を定めようとする場合においては、都道府県知事又は市町村長は、事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、市町村長は、あらかじめ、その事業計画を都道府県知事に送付しなければならない。

2 利害關係者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、これを都市計画審議会に付議しなければならない。

七 都市計画審議会の設置

第五十六条 都道府県又は市町村が施行する土地地區面整理事業ごとに、都道府県又は市町村に、土地

第五十六条 都道府県又は市町村が施行する土地地區面整理事業ごとに、都道府県又は市町村に、土地

第五十六条 都道府県又は市町村が施行する土地地區面整理事業ごとに、都道府県又は市町村に、土地

第五十六条 都道府県又は市町村が施行する土地地區面整理事業ごとに、都道府県又は市町村に、土地

第五十六条 都道府県又は市町村が施行する土地地區面整理事業ごとに、都道府県又は市町村に、土地

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議録第四十三号 土地區調整法案外一件

1 區調整審議會(以下本節において「審議會」という。)を置く。

2 施行地区を工区に分けた場合においては、審議會は、工区ごとに置くことができる。

3 審議會は、換地計画、仮換地の指定、換地補償金の交付及び保留地の処分方法に関する事項についてこの法律に定める権限を行使し、

4 審議會は、その任務を終了した場合においては、廃止されるものとする。

(審議會の組織)
第五十七条 審議會は、十人から五十人までの範圍内において、政令で定める基準に従つて施行規程で定める数の委員をもつて組織する。

(委員)
第五十八条 委員は、政令で定めるところにより、施行地区(工区ごとに審議會を置く場合において)は、工区、以下本節において同じ。)内の宅地の所有者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者が、それぞれのうちから各別に選挙する。この場合において、それぞれ選挙される委員の数は、施行地区内の宅地の所有者の総数と施行地区内の宅地について借地権を有する者の総数との割合におおむね比例しなければならない。

2 施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第八十五条第一項の規定による申告のないものは、その申告のない限り、前項の規定の適用については、存しないものとみなし、施行地区内の宅地について存する未登記の借地権について、その代表者から理由を記載し

た書面を都道府県知事又は市町村長に提出して、それぞれそれらの者の選挙に係る委員の改選を請求することができる。

8 前項の規定による請求があつた場合においては、都道府県知事又は市町村長は、直ちにその請求の要旨を公表し、これを施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者の投票に付さなければならない。

9 委員は、前項の規定による投票において過半数の同意があつた場合においては、その地位を失う。この場合においては、その委員について置かれる予備委員も、その地位を失う。

10 前三項に定めるところの外、委員の改選の請求及び第八項の規定による投票に關し必要な事項は、政令で定める。

(予備委員)
第五十九条 審議會に、施行規程で定めるところにより、施行地区内の宅地の所有者から選挙される委員及び施行地区内の宅地について借地権を有する者から選挙される委員について、予備委員をそれぞれ置くことができる。

2 予備委員の数は、施行規程で定めるところとし、その数は、それぞれ施行地区内の宅地の所有者から選挙すべき委員の数又は施行地区内の宅地について借地権を有する者から選挙すべき委員の数の半数をこえてはならない。

3 予備委員には、前条第一項に規定する選挙において、当選人を除いて、施行規程で定める数以上の

有効投票を得た者がある場合において、施行規程で定めるところにより、得票数の多い者から順次なるものとする。

4 前条第五項の規定は、予備委員について準用する。

5 前条第一項の規定により選挙された委員に欠員を生じた場合においては、施行規程で定めるところにより、予備委員をもつてこれを補充する。

6 予備委員の任期は、委員の任期による。

(委員の補欠選挙等)
第六十条 第五十八条第一項の規定により選挙された委員の欠員の数が施行規程で定める数にこえるに至つた場合においては、前条第五項の規定により委員となるべき予備委員がないときは、政令で定めるところにより、補欠選挙を行わなければならない。

2 第五十八条第三項の規定により選任された委員に欠員を生じた場合においては、施行規程で定めるところにより、委員を選任しなければならない。

(審議會の会長)
第六十一条 審議會に、会長を置く。

2 会長は、委員のうちから委員が選挙する。

3 会長は、審議會を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 会長は、委員として審議會の議決に加わることができる。

5 会長に事故がある場合においては、委員のうちからあらかじめ互選された者がその職務を代理する。

(審議會の招集、会談及び議事)
第六十二条 審議會は、都道府県知事又は市町村長が招集する。

2 審議會を招集するには、少くとも會議を開く日の五日前までに、會議の日時、場所及び目的である事項を委員に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合においては、二日前までにこれらの事項を委員に通知して、審議會を招集することができる。

3 審議會の會議は、委員の半数以上が出席しなければならないことができ、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合においては、会長の決するところによる。

(委員の選挙権及び被選挙権)
第六十三条 施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、委員の選挙について、各一箇の選挙権及び被選挙権を有する。

2 施行地区内の宅地について所有権と借地権とをともに有する者は、前項の規定にかかわらず、宅地の所有者として、及び宅地について借地権を有する者として、それぞれ一箇の選挙権及び被選挙権を有する。

3 施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第八十五条第一項の規定による申告のないものは、その申告のない限り、前二項の規定の適用については、存しないものとみなし、施行地区内の宅地について存する未登記の借地権について、その代表者から理由を記載し

申告があつたものうち同条第三項の規定による届出のないものは、その届出のない限り、前二項の規定の適用については、その借地権の移転、変更又は消滅がないものとみなす。

4 左の各号の一に掲げる者は、第一項の規定にかかわらず、委員の被選挙権を有しない。

一 未成年者
二 禁治産者又は準禁治産者
三 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（審議会の会議が開かれない場合等の措置）

第六十四条 都道府県又は市町村は、審議会の意見を聞いて処分又は決定をする場合において、審議会が同一議題について再度招集されても、正当な理由がなく、会議を開かず、又は意見を提出しないときは、その意見を聞かずに処分又は決定をすることができるとし、審議会の同意を得て処分又は決定をするべき場合において、審議会が同一議題について再度招集されても、正当な理由がなく、会議を開かないときは、その同意を得ないで処分又は決定をすることができるとする。

(評価員)
第六十五条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県又は市町村が施行する土地区画整理事業ごとに、土地又は建築物の評価について経験を有する者三人以上を、審議会の同意を得て、評価員に選任しなければならない。

2 前項の評価員は、非常勤とする。

3 都道府県又は市町村は、換地計画において清算金若しくは保留地を定めようとする場合、第九十九条第一項の規定により減価償却金を交付しようとする場合及び第二百十条第一項の規定により費用を負担させる金額を定めようとする場合においては、土地及び土地について存する権利の価額並びに第九十三条第一項、第三項又は第四項の規定により定められる建築物の部分の価額を評価しなければならぬものとし、その評価については、第一項の規定により選任された評価員の意見を聞かなければならない。

第四節 建設大臣、都道府県知事及び市町村長

(施行規程及び事業計画の決定)
第六十六条 建設大臣、都道府県知事又は市町村長は、第三項第四項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合において、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、市町村長は、その施行規程及び事業計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。

(施行規程)
第六十七条 前条の施行規程は、建設大臣が土地区画整理事業を施行する場合にあつては建設省令で、都道府県知事又は市町村長が土地区画整理事業を施行する場合にあつては都道府県又は市町村の規則で定める。

ては都道府県又は市町村の規則で定める。

2 第五十三条第二項の規定は、前項の施行規程について準用する。

(事業計画)
第六十八条 第六十六条の規定は、第六十六条の事業計画について準用する。

施行規程及び事業計画の決定及び変更
第六十九条 都道府県知事又は市町村長が第六十六条の施行規程及び事業計画を定めようとする場合においては、都道府県知事又は市町村長は、施行規程及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、市町村長は、あらかじめ、その施行規程及び事業計画を都道府県知事に送附しなければならない。

2 利害関係者は、前項の規定により縦覧に供された施行規程及び事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、これを都市計画審議会に付議しなければならない。

4 都道府県知事は、都市計画審議会が前項の意見書に係る意見を採択すべきであるとして議決した場合においては、都道府県知事は定めようとする施行規程及び事業計画について必要な修正を加へ、市町村長が定めようとする施行規程及び事業計画についてはその市町村長に対し必要な修正を加へるべきことを命じ、都市計画審議会がその意見書に係る意見を採択すべきでないとして議決した場合においては、その旨を意見書に提出した者に通知しなければならない。

5 都道府県知事又は市町村長が前項の規定により施行規程及び事業計画に修正を加えた場合においては、更にその修正に係る部分について第一項から本項までに規定する手続を行ふべきものとする。

6 都道府県知事は、その施行する土地区画整理事業について事業計画を定めた場合又は市町村長が施行する土地区画整理事業について施行規程及び事業計画を認可した場合においては、遅滞なく、建設省令で定める事項を公告しなければならない。

7 都道府県知事又は市町村長は、前項の公告があるまでは、事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

8 市町村長は、第六十六条の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。

9 第一項から第五項までの規定は、第六十六条の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合（政令で定める軽微な変更をしないとする場合を除く。）について、第六項及び第七項の規定は、同条の施行規程又は事業計画の変更をした場合又は変更の認可をした場合の公告について準用する。

10 建設大臣が施行する土地区画整理事業については、建設大臣は、第一項から第五項まで（前項）において準用する場合を含む。）の規定に準じ、政令で定めるところにより、施行規程及び事業計画を定め、及び変更するものとする。この場合においては、第六項及び第七項の規定は、事業計画を決定し、又は変更した場合の公告について準用する。

(土地区画整理審議会)
第七十条 建設大臣、都道府県知事又は市町村長が施行する土地区画整理事業ごとに、それぞれ建設省、都道府県知事又は市町村長の附属機関として土地区画整理審議会（以下本節において「審議会」という。）を置く。

2 施行地区を工区に分けた場合においては、前項に規定する審議会は、工区ごとに置くことができる。

3 第五十六条第三項及び第四項並びに第五十七条から第六十四条までの規定は、前二項の規定により置かれる審議会について準用する。この場合において、第五十八条第三項、第七項及び第八項並びに第六十二条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあり、又は第六十四条中「都道府県又は市町村」とあるのは、「建設大臣、都道府県知事又は市町村長」と読み替へるものとする。

(評価員)
第七十一条 第六十五条の規定は、建設大臣、都道府県知事又は市町村長が施行する土地区画整理事業について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあり、又は同

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議録第四十三号 土地区画整理法案外一件

条第一項若しくは第三項中「都道府県又は市町村長」とあるのは、「建設大臣、都道府県知事又は市町村長」と読み替へるものとする。

第三章 土地区画整理事業

第一節 通則

(測量及び調査のための土地の立入等)

第七十二条 建設大臣、都道府県知事又は市町村長は、土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入つて測量し、又は調査する必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じたる若しくは委任した者に立ち入らせることが出来る。第三項第一項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者は、組合について、その者が当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けた場合においては、同様とする。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入りようとする者は、立ち入りようとする日の三日前までにその旨を土地の占有者に通知しなければならない。但し、前項前段に掲げる者にあつては、通知することが著しく困難である場合においては、公告をもつてその通知に代へることが出来る。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入りようとする場合においては、その立ち入りようとする者は、立入の際、あらかじめ、その旨をその土地の占有者に告げなければならない。

際、あらかじめ、その旨をその土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な事由がない限り、第一項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。

6 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者が、その測量又は調査があつて、障害となる植物又はかき、さく等を伐除しようとする場合においては、その所有者及び占有者がその場所について、その承諾を得ることが困難であり、且つ、その現状を著しく損傷しないときは、第一項前段に掲げる者又は同項後段に掲げる者(その命じたる者又は委任した者を含む)は、当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けて、これを伐除することができる。この場合においては、植物又はかき、さく等を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

7 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入りようとする者又は前項の規定により植物若しくはかき、さく等を伐除しようとする者は、その身分を示す証票又は市町村長の認可証を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(土地の立入等に伴う損失の補償)

第七十三条 国、都道府県若しくは市町村又は前条第一項後段に掲げる者は、同条同項又は第六項の規定による行為に因り他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者が協議しなければならぬ。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、取用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

4 建設大臣、都道府県知事若しくは市町村長又は前条第一項後段に掲げる者は、前条第一項又は第六項の規定による行為を自らし、又はその命じたる者若しくは委任した者に因り他人に損失を与えたとき、その損失の程度を証するため必要な資料を作成しておかなければならない。

施行地区を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要の簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(技術的援助の請求)

第七十五条 第三項第一項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者又は組合は、都道府県知事及び市町村長に対し、市町村又は市町村長は建設大臣及び都道府県知事に対し、都道府県又は都道府県知事は建設大臣に対し、土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために、それぞれ土地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員に技術的援助を求めることができる。

(建築行為等の制限)

第七十六条 左の各号に掲げる公告があつた日以後、第三十三条第四項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくははたき、移動の容易でない物件の設置若しくははたきを行おうとする者は、建設大臣が施行する土地区画整理事業にあつては建設大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行行について認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の

変更(以下本項において「事業計画の変更」という。)についての認可の公告

二 組合が施行する土地区画整理事業にあつては、その設立についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

三 市町村又は市町村長が施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の変更の認可の公告又は建設大臣が施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の変更の認可の公告

四 都道府県、都道府県知事又は建設大臣が施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の変更の公告又は事業計画の変更の公告

2 都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、施行者の意見を聞かなければならない。

3 建設大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、土地区画整理事業の施行のため必要であると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議第四十三号 土地區畫整理法案外一件

- 害を排除するため必要の限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができ、この場合においては、あらかじめ、それらの者について聴聞を行わなければならない。
- 5 前項前段の規定により土地の原状回復を命じ、又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合には、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、建設大臣又は都道府県知事は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、建設大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨をあらかじめ公告しなければならない。
- (建築物等の移転及び除却)
- 第七十七条 施行者は、第九十八条第一項の規定により仮換地若しくは仮換地について仮に権利の目的となるべき地若しくはその部分を指定した場合、第九十八条第一項の規定により従前の宅地若しくはその部分について使用し、若しくは収容することを停止させた場合又は公共施設の變更若しくは廃止に關する工事を施行する場合において、従前の宅地又は公共施設の用に供する土地に存する建築物その他の工作物又は竹木土石等（以下これらを本条及び次条において「建築物等」と総称する。）を移転し、又は除却することが必要となつたときは、これらの建築物等を移転し、又は除却することができる。
- 2 施行者は、前項の規定により建築物等を移転し、又は除却しようとする場合には、相当の期限を定め、その期限後においては、これを移転し、又は除却する旨をその建築物等の所有者及び占有者に対し通知するとともに、その期限までに自ら移転し、又は除却する意思の有無をその所有者に對し照会しなければならない。
- 3 前項の場合においては、住居の用に供している建築物については、同項の相当の期限は、三月を下つてはならない。但し、建築物の一部に於いて政令で定める軽微な移転若しくは除却をする場合又は前条第三項の規定に違反し、若しくは同条第三項の規定により附された条件に違反して建築されている建築物で既に同条第四項若しくは第五項の規定により移転若しくは除却が命ぜられ、若しくはその旨が公告されたものを移転し、若しくは除却する場合については、この限りでない。
- 4 第一項の規定により建築物等を移転し、又は除却しようとする場合において、施行者は、過失がなく建築物等の所有者を確知することができないときは、これに對し第二項の通知及び照会をしないで、過失がなく占有者を確知することができないときは、これに對し同項の通知をしないで、移転し、又は除却することができる。この場合においては、相当の期限を定め、その期限後においては、これを移転し、又は除却する旨を、政令で定めるところにより公告しなければならない。
- 5 第三項の規定は、前項後段の規定により公告する場合における期限について準用する。
- 6 施行者は、第二項の規定により建築物等の所有者に通知した期限後又は第四項後段の規定により公告された期限後においては、何時でも自ら建築物等を移転し、若しくは除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に建築物等を移転させ、若しくは除却させることができる。この場合においては、個人施行者又は組合は、建築物等を移転し、又は除却しようとするときは、あらかじめ、建築物等の所在する土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けなければならない。
- 7 前項の規定により建築物等を移転し、又は除却する場合においては、その建築物等の所有者及び占有者は、施行者の許可を得た場合を除き、その移転又は除却の開始から完了に至るまでの間は、その建築物等を使用することができない。
- 8 第六項の規定により建築物等を移転し、又は除却しようとする者は、その身分を示す証票又は市町村長の認可証を携帯し、関係人の請求があつた場合には、これを呈示しなければならない。
- (移転等に伴う損失補償)
- 第七十八条 前条第一項の規定により施行者が建築物等を移転し、若しくは除却したことに因り他人に損失を受けた場合又は同条第二項の照会を受けた者が自ら建築物等を移転し、若しくは除却したことに因りその者が損失を受け、若しくは他人に損失を受けた場合には、施行者は、建設大臣又は都道府県知事若しくは市町村長である場合においては、同条第一項又は第二項後段に掲げる者であるのは、施行者、前条第一項又は第六項とあるのは、「前条第一項又は第六項」と読み替へるものとする。
- 行政執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五及第六条の規定は施行者（個人施行者及び組合を除く。）が第二項の規定により費用を徴収する場合に於いて、第四十一条の規定は組合が第二項の規定により徴収する徴収金を滞納する者がある場合について準用する。
- 5 施行者は、前条第一項の規定により除却した建築物等に対する補償金を支払う場合において、その建築物等について先取特権、質権又は抵当権があるときは、その補償金を供託しなければならない。但し、先取特権、質権又は抵当権を有する債権者から供託をしないという旨の申出があつた場合においては、この限りでない。
- 6 前項に規定する先取特権、質権又は抵当権を有する債権者は、同項
- は、移転又は除却に因り生じた損失を補償することを要しないものとし、前条第一項の規定によりこれらの建築物等を移転し、又は除却した場合におけるその移転又は除却に要した費用は、これらの建築物等の所有者から徴収することができるものとする。
- 3 第七十三条第二項から第四項までの規定は、第二項の規定による損失の補償について準用する。この場合においては、同条第四項中「建設大臣、都道府県知事若しくは市町村長」は「前条第一項後段に掲げる者」とあるのは、施行者、前条第一項又は第六項とあるのは、「前条第一項又は第六項」と読み替へるものとする。
- 4 行政執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五及第六条の規定は施行者（個人施行者及び組合を除く。）が第二項の規定により費用を徴収する場合に於いて、第四十一条の規定は組合が第二項の規定により徴収する徴収金を滞納する者がある場合について準用する。
- 5 施行者は、前条第一項の規定により除却した建築物等に対する補償金を支払う場合において、その建築物等について先取特権、質権又は抵当権があるときは、その補償金を供託しなければならない。但し、先取特権、質権又は抵当権を有する債権者から供託をしないという旨の申出があつた場合においては、この限りでない。
- 6 前項に規定する先取特権、質権又は抵当権を有する債権者は、同項

昭和二十九年四月三十日 農林部令第四十三号 土地区画整理法外一件

の規定により供託された補償金に
ついてその権利を行うことができ
る。

(土地等の使用)

第七十九条 第三項又は第四
項の規定による施行者は、移転
し又は除却しなければならぬ建
築物に居住する者を一時的に収容
するために必要な施設、公共施設に
関する工事の施行のために必要な
材料置場等の施設その他土地区画
整理事業の施行のために欠くこと
のできない施設を設置するため必
要がある場合においては、土地取
用法で定めるところに従い、土地を
使用することができる。この場合
においては、施行者が市町村である
ときはその事業計画の認可をもつ
て土地取用法第二十條の規定によ
り都道府県知事の事業の認定と
みなし、施行者がその他の者であ
るときは事業計画の認可又は決
定をもつて同法同条の規定により
建設大臣の事業の認定とみな
す。

(工事施行のための土地の立入等)

第八十条 第九十八條第一項の規定
により仮換地若しくは仮換地につ
いて仮に権利の目的となるべき宅
地若しくはその部分を指定した場
合又は第九十條第一項の規定によ
り従前の宅地若しくはその部分につ
いて使用し若しくは収益すること
を停止させた場合において、それ
らの処分に関し使用し、又は収益
することができる者となつた
従前の宅地又はその部分について
は、施行者又はその命じた者若し
くは委任した者は、その宅地の所

有者及び占有者の同意を得ること
なく、土地区画整理事業の施行に
必要な範囲内において、これに立
ち入つて土地区画整理事業の工事
を行い、その他その土地区画整理
事業の施行のためにこれを使用す
ることができる。

(標識の設置)

第八十一條 施行者は、土地区画整
理事業の施行に必要な測量を行う
ため、又は仮換地若しくは換地の
位置を表示するため必要がある場
合においては、建設省令で定める
標識を設けることができる。

2 何人も、第九十三條第四項の公告
がある日までは、前項の規定によ
り設けられた標識を施行者の承諾
を得ないで移動し、若しくは除却
し、又は汚損し、若しくは毀損し
てはならない。

(土地の分筆及び合筆)

第八十二條 施行者は、土地区画整
理事業の施行のために土地を分筆
し、又は合筆する必要がある場合
においては、その土地の分筆又は
合筆について、土地の所有者に代
つて土地台帳法(昭和二十二年法
律第三十号)第二十六條に規定す
る手続をすることができる。

2 施行者は、次条の規定による届
出をする場合において、一筆の土
地が施行地区の内外又は二以上の
工区にわたるときは、その届出と
ともに、その土地の分筆の手続を
しなければならない。

(登記所への届出)

第八十三條 施行者は、第七十六條
第一項各号に掲げる公告があつた
場合においては、当該施行地区を

管轄する登記所に、建設省令で定
める事項を届け出なければならない。

(関係簿書の備付)

第八十四條 施行者は、規約、定款
又は施行規程並びに事業計画及び
換地計画に関する図書その他政令
で定める簿書を主たる事務所に備
え付けておかなければならない。

2 利害関係者から前項の簿書の関
覧の請求があつた場合においては
は、施行者は、正当な事由がない
のに、これを拒んではならない。
(権利の申告)

第八十五條 施行地区(個人施行者
の施行する土地区画整理事業に係
るものを除く)内の宅地について
の所有権以外の権利で登記のない
ものを有し、又は有することとな
つた者は、当該権利の存する宅地
の所有者若しくは当該権利の目的
である権利を有する者と連署し、
又は当該権利を証する書類を添え
て、建設省令で定めるところによ
り、書面をもつてその権利の種類
及び内容を施行者に申告しなけれ
ばならない。

2 第九十九條第三項(第三十九條第
二項において準用する場合を含む)
の規定による申告があつた未
登記の借地権は、前項の規定によ
る申告があつたものとみなす。

3 第一項の規定による申告に係る
登記のない権利(前項の規定により
第一項の規定による申告があつた
ものとみなされた借地権を含む)
の移転、変更又は消滅があつた場
合においては、当該移転、変更又は
消滅に係る当事者は、連署し、

建設省令で定めるところにより、
書面をもつてその旨を施行者に届
け出なければならない。

4 施行者は、換地権又は選挙権を
行う者を確定するため必要がある
場合においては借地権について、
換地計画の決定又は仮換地の指定
のため必要がある場合においては
宅地についての所有権以外の権利
について、その必要限度において、
第一項又は前項の規定にかかわ
らず、定款又は施行規程で定める
ところにより、一定期間第一項の
申告又は前項の届出を受理しない
こととすることができる。

5 個人施行者以外の施行者は、第
一項の規定により申告しなければ
ならない権利でその申告のないも
の(第二項の規定により第一項の
規定による申告があつたものとみ
なされた借地権を除く)について
は、その申告がない限り、これを
存在しないものとみなして、本章
第二節から第六節までの規定による
処分又は決定をすることができる
ものとし、第一項の規定による申
告があつた施行地区内の宅地につ
いて存する登記のない権利(第二
項の規定により第一項の規定によ
る申告があつたものとみなされた
借地権を含む)で第三項の規定に
よる届出のないものについては、そ
の届出のない限り、その権利の移
転、変更又は消滅がないものとみ
なして、本章第二節から第六節ま
での規定による処分又は決定をす
ることができる。

6 組合が成立した後、最初の役員
が選挙され、又は選任されるまで

の間は、第一項又は第三項の規定
により組合に対してされた申告又
は届出は、第十四條に規定する認
可を受けた者が受理するものとす
る。

第二節 換地計画

(換地計画の決定及び認可)
第八十六條 施行者は、施行地区内
の宅地について換地処分を行うた
め、換地計画を定めなければならない。
この場合においては、施行者
が個人施行者、組合、市町村又は
市町村長であるときは、建設省令
で定めるところにより、その換地
計画について都道府県知事の認可
を受けなければならない。

2 施行地区が工区に分れてゐる場
合においては、前項の換地計画
は、工区ごとに定めることができ
る。

3 都道府県知事は、第一項に規定
する認可の申請があつた場合にお
いては、左の各号の一に該当する
事実があると認めるとき以外は、
その認可をしなければならない。
一 申請手続が法令に違反してい
ること。

二 換地計画の決定手続又は内容
が法令に違反していること。
三 換地計画の内容が事業計画の
内容としていふこと。

(換地計画)
第八十七條 前条第一項の換地計画
においては、建設省令で定めると
ころにより、左の各号に掲げる事
項を定めなければならない。

一 換地設計
二 各筆換地明細
三 各筆各権利別清算金明細

る輕微なもの又は形式的なもので

第九十條 宅地の所有者の申出又は

るため特別な必要があると認めら

の借地の所有者が所有し、且つ、当

があつた場合においては、その宅

地の全部又は一部について、換地計画において換地の定めのないで、施行者が処分する権限を有する建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるように定めることができる。この場合に於いて、施行者は、換地を定めない部分について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者があるときは、これらの者の同意を得なければならない。

の宅地又はその宅地について存する権利の目的である宅地につきはその部分及び換地又は換地について定める権利の目的となるべき宅地若しくはその部分の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮して、金銭により清算するものとし、換地計画においてその額を定めなければならない。この場合において、前条第一項、第三項又は第四項の規定により建築物の一部及びその建築物

第九十條又は前項の規定により
換地を定めない宅地又はその部分
について借地権を有する者がある
場合において、その者がこれらの
規定による同意にあわせて、その
借地権について建築物の一部及

のように定める宅地又は借地権については、当該建築物の一部及びその建築物の存する土地の位置、面積、利用状況、環境等をも考慮しなければならぬものとする。

持分を与えられるべき旨を申し出たときは、施行者は、換地計画においてその借地権について施行者が処分する権限を有する建築物の一部及びその建築物の存する土地

第九十五條 左の各号に掲げる宅地
に対しては、換地計画において、
その位置、地積等に特別の考慮を
払い、換地を定めることができる。

の共有持分を与えるように定めることができる。

第一項、第三項及び前項に規定する建築物は、その主要構造部が建築基準法第二十条第七号に規定する耐火構造のものでなければなら

一 鉄道、軌道、飛行場、港灣、
学校、市場、と畜場、墓地、火
葬場、じんかい焼却場及び防
火、防水、防砂又は防潮の施設
その他の公共の用に供する施設
で政令で定めるものの用に供し

ない。

(清算金)

第九十四条、換地又は換地について、
権利(処分)の制限を含み、所有権
及び地役権を含まない。以下本条
において同じ。)の目的となるべき事

二 病院、療養所、診療所その他の医療事業の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地

三 養老施設、救護施設その他の

地若しくはその部分を定め、又は
定めない場合において、不均衡が
生ずると認められるときは、従前

社会福祉事業の用に供する施設
で政令で定めるものの用に供し
ている宅地

四 電気工作物、ガス工作物その他の公益事業の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地

五 国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他の直接その事務又は事業の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地

で政令で定めるもの

工区ごとに換地計画を定める場合において必要があるときは、一の工区において換地を定めないのでとされる宅地について、その宅地とされる宅地があるのみならず、

て、当該他の工区に係る換地計画
において換地を定めることができ
る。

第一項第一号から第五号までに
掲げる施設で主として当該換地計

國に係る区域内に居住する者の利便に供するものの用に新たに供すべき土地については、換地計画において、一定の土地を換地として定めないで、その土地を当該施設の用に供すべき宅地として定める

ことができる。この場合においては、この土地は、換地計画において、換地とみなされるものとす

る。

4 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により昭

要文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物その他の土地の定着物でその文化財としての性質上これを移転することが適当でないものの所在する宅地については、これらの定着物の移転の

5 第一項第一号から第五号までに、必要を生じないように、換地計画において換地を定めなければならない。

掲げる施設で主として当該換地地区に係る区域内に居住する者の利便に供するものの用に供している地又はその用に供すべき土地にいては、換地計画において、金

6 第三條第三項又は第四項の規定による施行者は、前各項の規定より換地計画において特別の定しよとする場合においては、定をすることができる。

地区調整審議會の同意を得なければならぬ。

(保留地)

第九十六条 第三条第一項又は第一項の規定により施行する土地地区調整事業の興築計画においては

土地區劃整理事業の施行の費用充てため、又は規約若しくは款で定める目的のため、一定の地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めること

2 第三条第三項又は第四項の規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、その土地区画整理事業の施行後の宅地の額の総額（第九十三条第一項、

三項又は第四項の規定により建築物の一部及びその建築物の存す土地の共有持分を与えるようにめる場合においては、当該建築物の価額を含むものとする。以下じがその土地区画整理事業の

行前の宅地の価額の総額をこえる場合においては、土地区画整理費の施行の費用に充てるため、その差額に相当する金額をこえる

3 第三条第三項又は第四項の規定による施行者は、前項の規定にかかわらず、定めようとする場合、価額の一定の土地を換地として、めなないで、その土地を保留地と定めることができる。

おいては、土地区画整理審議会
同意を得なければならぬ。
(換地計画の変更)
第九十七条 個人施行者、組合、
町村又は市町村長は、換地計画
変更しようとする場合において、

2 第八条の規定は換地計画を変更するに

て、第八十六條第三項の規定は人施行者から前項に規定する認の申請があつた場合について準する。この場合において、第八十一項中「施行地区となるべき

3 第八十六条第三項の規定は個
 施行者以外の施行者から第一項
 規定する認可の申請があつた場
 について、第八十八条第二項か

第七項までの規定は個人施行者
外の施行者が換地計画を変更し
うとする場合（政令で定める軽
な又は形式的な変更をしようと
する場合を除く。）について準用す
る場合において、第八十八条

第二節 仮換地の指定

の變更若しくは公共施設の新設若しくは變更に係る工事のため必要がある場合又は換地計画に基き換地処分を行うため必要がある場合においては、施行地区内の宅地について仮換地を指定することができる。この場合において、従前の宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は取捨することができる権利を有する者があるときは、その仮換地について仮にそれらの権利の目的となるべき宅地又はその部分を指定しなければならない。

2 施行者は、前項の規定により仮

換地を指定し、又は假換地について假に捐利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定する場合においては、換地計画において定められた事項又はこの法律に定める換地計画の決定の基準を考慮してしなければならない。

3 第一項の規定により仮換地を指定し、又は仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくは

その部分を指定しよとする場合においては、あらかじめ、その指定について、個人施行者は、従前の宅地の所有者及びその宅地についての第一項後段に規定する権利をもつて施行者に対抗することができ、若し並びに仮換地となるべき

なければならぬものとする。

5 前項の規定により通知をする

地の指定の効力発生の日を、従前

(仮換地の指定の効果)

第九十九条 前条第一項の規定により仮換地が指定された場合においては、従前の宅地について權原に基き使用し、又は収益することが出来る者は、仮換地の指定の効力発生の日から第三百三条第四項の公

ことができないものとする。

始することが出来る日を前条第

3 前二項の場合においては、

を使用し、又は収益すること。

きない。

(使用収益の停止)

第百条 施行者は、換地処分を行う前に於いて、土地の区画形質の変更若しくは公共施設の新設若しくは変更に係る工事のため必要がある

に於いて使用し又は収益する

ることが停止された場合にお

できない。

できる日を別に定められたた

従前の宅地について使用し、又は収益することができなくなつたことに因り損失を受けた場合においては、施行者（施行者が建設大臣である場合においては国、都道府県知事又は市町村長である場合）

者が、第九十九条第三項の規

3 従前の宅地の所有者及びそ

に因り損失を受けた場合にお

項までの規定による補償金を

る場合について準用する。この場合において、同条第五項中「その建築物等について」とあるのは、「当該宅地又はその宅地について存する権利について」と読み替へるものとする。

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議第四十三号 土地區画整理法案外一件

(仮清算)

第二百二条 施行者は、第九十八条第一項の規定により仮換地を指定した場合又は第九十九条第一項の規定により使用し、若しくは収益することを停止させた場合において、必要があるとき、第九十九、第一百零四、第一百零五、第一百零六、第一百零七、第一百零八、第一百零九、第一百一十、第一百一十一、第一百一十二、第一百一十三、第一百一十四、第一百一十五、第一百一十六、第一百一十七、第一百一十八、第一百一十九、第一百二十条に定めることに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は交付の方法に準ずる方法により徴収し、又は交付することができ。

第二百一十二条の規定は、施行者が前項の規定により仮清算金を交付する場合において、宅地又は宅地の特種、質権又は抵当権があるときについて準用する。

第四節 換地処分

第二百一十三条 換地処分は、関係権利者に換地計画において定められた関係事項を通知して行ふものとする。

2 換地処分は、換地計画に係る区域の全部について土地区画整理事業の工事が完了した後に、関係権利者、関係定款又は施行規程に別段の定めがある場合においては、換地計画に係る区域の全部について工事が完了する以前においても換地処分をすることができ。

3 個人施行者、組合、市町村又は市町村長は、換地処分をした場合においては、関係権利者、関係定款又は施行規程に別段の定めがある場合においては、換地計画に係る区域の全部について工事が完了する以前においても換地処分をすることができ。

その旨を公告しなければならない。都道府県知事は、都道府県が換地処分をした場合又は前項の届出があつた場合においては、換地処分があつた旨を公告しなければならない。

5 換地処分の結果、市町村の区域の町又は字の区域又は名称について変更又は廃止をすることが必要となる場合においては、前項の公告に係る換地処分の効果及びこれらの変更又は廃止の効力が同時に発生するように、その公告をしなければならない。

(換地処分の効果)

第二百一十四条 前条第四項の公告があつた場合においては、換地計画において定められた換地は、その公告があつた日の翌日から従前の宅地とみなされるものとし、換地計画において換地を定めなかつた従前の宅地について存する権利は、その公告があつた日が終了した時において消滅するものとする。

終了した時において消滅するものとする。

3 前二項の規定は、行政上又は裁判上の処分従前の宅地に専属するものに影響を及ぼさない。

4 施行地区内の宅地について存する地役権は、第一項の規定にかかわらず、前条第四項の公告があつた日の翌日以後においても、なお従前の宅地の上に存する。

5 土地区画整理事業の施行に因り行使する利益がなくなつた地役権は、前条第四項の公告があつた日が終了した時において消滅する。

6 第九十三条第一項、第三項又は第四項の規定により換地計画において建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えられようとする定められた宅地又は借地権を有する者は、前条第四項の公告があつた日の翌日において、換地計画において定められたところにより、その建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を取得するものとする。この場合において、従前の宅地又は借地権又は抵当権は、同条第四項の公告があつた日の翌日以後においては、その建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分の存する土地の共有持分の上存するものとする。

7 第九十四条の規定により換地計画において定められた清算金は、前条第四項の公告があつた日の翌日において確定する。

8 第九十五条第二項又は第三項の規定により換地計画において定められた換地は、前条第四項の公告

があつた日の翌日において、当該換地の所有者となるべきものとして換地計画において定められた者が取得する。

9 第九十六条第一項又は第二項の規定により換地計画において定められた保留地は、前条第四項の公告があつた日の翌日において、第三項の規定による土地区画整理事業にあつては施行者が、同条第四項の規定による土地区画整理事業にあつてはそれぞれ、都道府県又は市町村が取得する。

(公共施設の利用に供する土地の帰属)

第二百五条 換地計画において換地を宅地以外の土地に定めた場合において、その土地に存する公共施設が廃止されるときは、これに代るべき公共施設の利用に供する土地は、その廃止される公共施設の利用に供していた土地が国の所有する土地である場合においては、地方公共団体の所有する土地である場合においては、地方公共団体の所有する土地である場合においては、第九十三条第四項の公告があつた日の翌日においてそれぞれ帰属する。

2 換地計画において換地を宅地以外の土地に定めた場合においては、その土地について存する従前の権利は、第九十三条第四項の公告があつた日が終了した時において消滅する。

3 土地区画整理事業の施行に因り生じた公共施設の利用に供する土地は、第一項の規定に該当する場合を除き、第九十三条第四項の公

告があつた日の翌日において、その公共施設を管理すべき者(当該公共施設を管理すべき者が主務大臣、都道府県知事又は市町村長である場合においては、それぞれ、都道府県又は市町村)に帰属するものとする。

(土地区画整理事業の施行により設置された公共施設の管理)

第九十六条 土地区画整理事業の施行により公共施設が設置された場合においては、その公共施設は、第九十三条第四項の公告があつた日の翌日において、その公共施設の所在する市町村の管理に属するものとする。但し、管理すべき者について、他の法律又は規約、定款若しくは施行規程に別段の定めがある場合においては、この限りでない。

2 施行者は、第九十三条第四項の公告があつた日以前において、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理する者となるべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3 施行者は、第九十三条第四項の公告があつた日の翌日において、公共施設に関する工事を完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。但し、当該公共施設のうち工事を完了した部分についてその管理を引き継ぐことができるものと認められる場合においては、この限りでない。

- 4 公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により施行者からその公共施設について管理の引継の申出があつた場合においては、その公共施設に関する工事が事業計画において定められた設計に適合しない場合の外、その引継を拒むことができない。
- (換地処分に伴う登記等)
- 第百七条 施行者は、第百三条第四項の公告があつた場合においては、直ちに、その旨を換地計画に係る区域を管轄する登記所に通知しなければならない。
- 2 施行者は、第百三条第四項の公告があつた場合において、施行地区内の既登記の土地及び建物について土地区画整理事業の施行に因り変動があつたときは、遅滞なく、その変動に係る登記を申請し、又は略記しなければならない。
- 3 第百三条第四項の公告があつた日後においては、施行地区内の土地及び建物に関しては、前項に規定する登記がされるまでは、他の登記をすることができない。但し、登記の申請人が確定日付のある書類によりその公告前に登記原因が生じたことを証明した場合においては、この限りでない。
- 4 施行地区内の土地及びその土地に存する建物の登記については、政令で、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の特例を定めることができる。
- (保留地等の処分)
- 第百八条 第三項又は第四項の規定による施行者は、第百四条

第九項の規定により取得した保留地を、当該保留地を定めた目的のために、当該保留地を定めた目的に適合し、且つ、土地区画整理審議会の同意を得て定めた方法に従つて処分しなければならない。この場合において、施行者が建設大臣であるときは国の、都道府県又は都道府県知事であるときは都道府県の、市町村又は市町村長であるときは市町村の、それぞれの財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

2 第三項第三項又は第四項の規定による施行者は、第百四条第六項前段の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を取得させる場合については、施行者が建設大臣であるときは国の、都道府県又は都道府県知事であるときは都道府県の、市町村又は市町村長であるときは市町村の、それぞれの財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

第五節 減価補償金

第百九条 第三項又は第四項の規定による施行者は、土地区画整理事業の施行に因り、土地区画整理事業の施行後の宅地の価額の総額が土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額より減少した場合においては、その差額に相当する金額を、その公告があつた日における従前の宅地の所有者及びその宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができ権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、減価補償金として交付しなければならない。

2 施行者は、前項の規定による減価補償金を交付しようとする場合においては、各権利者別の交付額について、土地区画整理審議会の意見を聞かなければならない。

第六節 清算

(清算金の徴収及び交付)

第百十条 施行者は、第百三条第四項の公告があつた場合においては、第百四条第七項の規定により確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならない。この場合においては、確定した清算金の額と第百二条第一項の規定により徴収し、又は交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。

2 前項の規定により徴収し、又は交付すべき清算金は、政令で定めるところにより、利子を附して、分割徴収し、又は分割交付することができる。

3 第三項第三項又は第四項の規定による施行者は、第一項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を附した場合においては、その利子を含む。以下同じ)を滞納する者がある場合においては、督促状を発送して督促し、その者がその督促状において指定した期限までに納付しないときは、国税滞納処分の例により滞納処分をすることができる。

4 前項の督促をする場合においては、第三項第三項又は第四項の規定

による施行者は、政令で定めるところにより、十以下の督促手数料を徴収することができる。

5 第四十一条の規定は組合が第一項の規定により徴収すべき清算金を滞納する者がある場合について、第四十二条の規定は組合が清算金及び督促手数料を徴収する権利について準用する。

(清算金等の相殺)

第百十一条 施行者は、施行地区内の宅地又は宅地について存する権利について清算金又は減価補償金を交付すべき場合において、その交付を受けるべき者から徴収すべき清算金があるときは、その者から徴収すべき清算金とその者に交付すべき清算金又は減価補償金とを相殺することができる。

2 施行者は、減価補償金が次条第一項の規定により供託する必要があるものである場合においては、その減価補償金は、前項の規定にかかわらず、その減価補償金に係る宅地又はその宅地について存する権利について徴収すべき清算金とのみ相殺することができる。

(抵当権等が存する場合の清算金等の供託)

第百十二条 施行者は、施行地区内の宅地又は宅地について存する権利について清算金又は減価補償金を交付する場合において、当該宅地又は権利について先取特権、質権又は抵当権があるときは、その清算金又は減価補償金を供託しなければならない。但し、先取特権、質権又は抵当権を有する債権者から供託しなくてもよい旨の申出があつた場合においては、この限りでない。

2 前項に規定する先取特権、質権又は抵当権を有する債権者は、同項の規定により供託された清算金又は減価補償金についてその権利を行うことができる。

第七節 権利関係の調整

(地代等の増減の請求等)

第百十三条 土地区画整理事業の施行に因り地上権、永小作権、賃借権その他の土地を使用し、若しくは収益することができ権利の目的である土地又は地役権についての承役地の利用が増し、又は妨げられるに至つたため、従前の地代、小作料、賃借料その他の使用料又は地役権の対価が不当となつた場合においては、当事者は、契約の条件にかかわらず、将来に向つてこれらの増減を請求することができる。

2 前項の規定により従前の地代、小作料、賃借料その他の使用料又は地役権の対価の増額の請求があつた場合においては、同項に掲げる権利を有する者は、その権利を放棄し、又は契約を解除してその義務を免れることができる。

(権利の放棄等)

第百十四条 土地区画整理事業の施行に因り地上権、永小作権、賃借権その他の土地について使用し、若しくは収益することができ権利又は地役権を設定した目的を達することができなくなつた場合においては、これらの権利を有する者は、その権利を放棄し、又は契約を解除することができる。

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議録第四十三号 土地區画整理法案外一件

七〇二

2 前項の規定により権利を放棄し、又は契約を解除しようとする者は、当該宅地(地役権)について、当該要役地を他の者に使用させ、又は収益させている場合において、その者の同意を得なければならぬ。

3 第一項の規定により権利を放棄し、又は契約を解除した者は、その権利を放棄し、又は契約を解除したことに因り生じた損失の補償を施行者に対して請求することができる。この場合において、施行者が損失の補償をしたときは、施行者は、当該宅地(地役権)については、当該要役地。以下本項において同じ。)の所有者又は当該宅地をその損失の補償を受けた者に使用させ、若しくは収益させていた者に対して、その者が受ける利益の限度において求償することができる。

4 第七十三条第二項及び第三項の規定は、前項前段の規定による損失の補償について準用する。この場合において、これらの規定中「損失を受けた者」とあるのは、「施行者」と読み替えるものとする。

(地役権の設定の請求)

第七十五条 土地區画整理事業の施行に因り従前同一の利益を受けることができなくなつた地役権者は、その利益を保存する範囲内において、地役権の設定を請求することができる。但し、第七十三条第一項の規定による請求に基づく地役権の対価の減額があつた場合においては、この限りでない。

(移転建築物の賃貸借料の増減の請求等)

第七十六條 土地區画整理事業の施行に因り建築物が移転された結果、その建築物の利用が増し、又は妨げられるに至つたため、従前の賃貸借料が不当となつた場合において、当事者は、契約の条件にかかわらず、将来に向つて賃貸借料の増減を請求することができる。

2 前項の規定により賃貸料の増額の請求があつた場合においては、建築物について賃借権を有する者は、その契約を解除してその義務を免れることができる。

3 土地區画整理事業の施行に因り建築物が移転された結果、その建築物を賃借した目的を達することができなくなつた場合においては、建築物について賃借権を有する者は、その契約を解除することができる。

4 前項の規定により契約を解除した者は、施行者に対し、その契約を解除したことに因り生じた損失の補償を請求することができる。この場合において、施行者が損失の補償をしたときは、施行者は、当該建築物の賃貸人に対して、その者が受ける利益の限度において求償することができる。

5 第七十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、これらの規定中「損失を受けた者」とあるのは、「施行者」と読み替えるものとする。

(請求の期限)

第七十七條 第三條第四項の公告があつた日から起算して二月を経過した日以後は、第七十三條第一項の規定による地代等の増減の請求、第七十四條第一項の規定による権利の放棄若しくは契約の解除、第七十五條の規定による地役権の設定の請求、前条第一項の規定による賃貸借料の増減の請求又は同条第三項の規定による契約の解除の請求は、することができない。

第四章 費用の負担及び補助(費用の負担)

第七十八條 第三條第一項、第二項又は第三項の規定により施行する土地區画整理事業に要する費用は、施行者が負担する。

2 第三條第四項の規定により都道府県知事又は市町村長が施行する土地區画整理事業に要する費用は、当該都道府県又は市町村が負担し、同条同項の規定により建設大臣が施行する土地區画整理事業に要する費用は、国が負担する。

3 国は、第三條第四項の規定により都道府県知事又は市町村長が施行する土地區画整理事業について、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その土地區画整理事業に要する費用の一部を負担させることができる。

(地方公共団体の分担金)

第七十九條 都道府県知事は、第三條第三項又は第四項の規定により都道府県又は都道府県知事が施行する土地區画整理事業の施行に因り利益を受ける市町村に対し、建

設大臣は、同条第四項の規定により施行する土地區画整理事業の施行に因り利益を受ける地方公共団体に對し、その利益を受ける限度において、政令で定めるところにより、その土地區画整理事業に要する費用の一部を負担させることができる。

2 都道府県知事又は建設大臣は、前項の規定により、利益を受ける市町村又は地方公共団体に對し、土地區画整理事業に要する費用の一部を負担せようとする場合においては、あらかじめ、当該市町村又は地方公共団体の意見を聞かなければならない。

(受益者負担金)

第八十條 第三條第三項又は第四項の規定による施行者は、施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者で土地區画整理事業の施行に因り著しく利益を受けるものがある場合においては、それらの者に、それらの者の受ける利益の限度において、政令で定める基準に従い施行規程で定めるところにより、その土地區画整理事業に要する費用の一部を負担させることができる。

2 第八十條第三項及び第四項の規定は、前項の規定により負担させた金銭を滞納する者がある場合について準用する。

(補助金)

第八十一條 国は、第三條第三項の規定により施行する土地區画整理事業が大規模な公共施設の新設若しくは変更に係るものである場

合又は災害その他の特別の事情に因り施行されるものである場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その土地區画整理事業に要する費用の一部に充てるため、その費用の二、の一以内を施行者に対し補助金として交付することができる。

第五章 監督

(設計に関する建設大臣の認可)

第八十二條 都道府県知事は、第三條第一項の規定による土地區画整理事業の施行、組合の設立又は市町村若しくは市町村長の施行する土地區画整理事業の事業計画について認可しようとする場合においては、当該事業計画において定める設計について建設大臣の認可を受けなければならない。設計の変更を伴う事業計画の変更を認可しようとする場合においては、同様とする。

2 都道府県又は都道府県知事は、事業計画を定めようとする場合においては、その事業計画において定める設計について建設大臣の認可を受けなければならない。設計の変更を伴う事業計画の変更をしようとする場合においても、同様とする。

3 前二項の規定は、政令で定める小規模の土地區画整理事業に係る設計及び政令で定める軽微な設計の変更については、適用しない。

(報告、勧告等)

第八十三條 建設大臣は、都道府県、市町村、都道府県知事又は市町村長に対し、都道府県知事は個

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議録第四十三号 土地区画整理法案外一件

人施行者、組合、市町村又は市町村長に対し、市町村長は個人施行者又は組合に対し、それぞれその施行する土地区画整理事業に關し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する土地区画整理事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。 (個人施行者に対する監督) 第二百二十四条 都道府県知事は、個人施行者の施行する土地区画整理事業について、その事業又は会計がこの法律（これに基づく命令を含む。以下本章において同じ。）若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規約、事業計画若しくは換地計画に違反すると認める場合その他監督上必要がある場合においては、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認める場合においては、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。	行者について腹問を行わなければならない。 4 都道府県知事は、第二項の規定により認可を取り消した場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。 5 個人施行者は、前項の公告があるまでは、認可の取消に因る土地区画整理事業の廃止をもつて第三者に対抗することができない。 (組合に対する監督) 第二百二十五条 都道府県知事は、組合の施行する土地区画整理事業について、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは換地計画に違反すると認める場合その他監督上必要がある場合においては、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。
3 都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消そうとする場合においては、あらかじめ、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。 2 都道府県知事は、個人施行者が前項の規定による命令に従わない場合においては、その施行者に対する土地区画整理事業の施行について、認可を取り消すことができる。	正するため必要な限度において、組合のした処分の取消、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。 4 都道府県知事は、組合が前項の規定による命令に従わない場合又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から一月を経過してもなお總會を招集しない場合においては、その組合の設立についての認可を取り消すことができる。 5 都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消そうとする場合においては、あらかじめ、その組合の役員又は組合の設立についての認可を受けた者について腹問を行わなければならない。 6 都道府県知事は、第三十二条第三項の規定により組合員から總會の招集の請求があつた場合において、理事及び監事が總會を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、總會を招集しなければならない。第三十五条第三項又は第三十六条第四項において準用する第三十二条第三項の規定により組合員又は総代会から總會の部会又は総代会の招集の請求があつた場合において、理事及び監事が總會の部会又は総代会を招集しないときも、同様とする。
3 都道府県知事は、前二項の規定により検査を行つた場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは換地計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。 7 都道府県知事は、第二十七条第七項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、理事がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、總會を招集しなければならない。第三十五条第三項又は第三十六条第四項において準用する第三十二条第三項の規定により組合員又は総代会から總會の部会又は総代会の招集の請求があつた場合において、理事及び監事が總會の部会又は総代会を招集しないときも、同様とする。	の組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第三十七条第四項の規定により組合員から総代の解任の請求があつた場合において、理事がこれを組合員の投票に付さないときも同様とする。 8 都道府県知事は、組合の組合員が總會の十分の一以上の同意を得て總會若しくはその部会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消を請求した場合においては、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。 (都道府県、市町村等に対する監督) 第二百二十六条 建設大臣は、都道府県、市町村、都道府県知事又は市町村長に対し、これらの者が施行者として行う処分又は工事、この法律又はこれに基づく建設大臣若しくは都道府県知事の処分違反していることと認める場合においては、土地区画整理事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。
4 第二項の規定により個人施行者又は組合が施行していた土地区画整理事業が引き継がれた場合においては、当該施行地区となつてい	は、当該処分があつた日から一月以内に、組合、市町村又は市町村長がした処分に対しては都道府県知事に、都道府県、都道府県知事又は建設大臣がした処分に対しては建設大臣に訴願することができる。 2 前項の規定により都道府県知事がした訴願の裁決に対して不服のある者は、裁決のあつた日から一月以内に、建設大臣に訴願することができる。 第六章 雑則 (土地区画整理事業の重複施行の制限及び引越) 第二百二十八条 現に施行されている土地区画整理事業の施行地区となつてい

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議録第四十三号 土地区画整理法案外一件

七〇四

る区域について新たに施行者となつた者に係る第九條第二項(第三十三條第三項において準用する場合を含む)、第二十一條第二項、第三十九條第四項、第五十五條第六項(同条第九項において準用する場合を含む)又は第六十九條第六項(同条第九項及び第十項において準用する場合を含む)の公告があつた日において、当該個人施行者が施行する土地区画整理事業は廃止されるものとし、当該組合は解散するものとする。

(宅地の共有者の取扱)

第三百三十条 宅地の共有者若しくは共同借地権者又は宅地の同一部分に二人以上の借地権者がある場合のこれらの借地権者は、第八條(第三十三條第三項において準用する場合を含む)、第十八條(第三十九條第二項において準用する場合を含む)、第二十五條第一項、第五十八條第一項(第七十條第三項において準用する場合を含む)並びに第六十三條第一項及び第二項(第七十條第三項において準用する場合を含む)の規定の適用については、あわせて一の所有者又は借地権者とみなす。但し、これらの者のみにより土地区画整理事業を施行しようとし、若しくは施行する場合又はこれらの者のみにより組合を設立しようとし、若しくはこれらの者のみが組合の組合員となつてゐる場合においては、この限りでない。

(前項本文の規定により一の所有者又は借地権者とみなされる者は、それぞれのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。)

3 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもち、施行者に対抗することができない。

(第二項の代表者の解任は、施行者にその旨を通知するまでは、これをもち、施行者に対抗することができない。)

4 第二項の代表者の解任は、施行者にその旨を通知するまでは、これをもち、施行者に対抗することができない。

(第二項の規定により代表者を選任しなければならない場合において、同項の規定による通知がないときは、施行者がこの法律又はこの法律に基く命令、規約、定款若しくは施行規程の規定により第一項本文に掲げる者に対してする行為は、これらの者のうちいずれが一人に対してすることをもちて足りる。)**(公有水面の取扱)**

第三百三十一條 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条に規定する免許を受けた者がある場合においては、この法律の規定の適用については、その免許に係る水面を宅地とみなし、その者を宅地の所有者とみなす。

(借権者の同意の基準)

第三百三十二條 第三十條第二項、第三十三條第二項、第三十九條第三項、第四十五條第三項、第五十條第四項又は第六十八條第三項の規定による同意を求められた借権者は、正当な事由がある場合を除いては、その同意を拒むことができる。

(書類の送付にかゝる公告)

第三百三十三條 施行者は、土地区画整理事業の施行に關して書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくその者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を通知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付にかゝることができ。

(前項の公告があつた場合においては、その公告があつた日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。)**(意見書の提出の期間の計算等)**

第三百三十四條 この法律の規定による意見書が郵便で差し出された場合においては、郵送に要した日数は、期間に算入しない。

(この法律の規定による意見書は、その提出期間が経過した後においても、容認すべき事由がある場合においては、受理することができる。)**(他の工事の費用の負担)**

第三百三十五條 土地区画整理事業の施行に因りその施行地区に隣接する鉄道若しくは軌道の踏切又は橋の新設若しくは変更の工事を施行する必要がある場合には、その工事に要する費用は、その必要を生じた場合において、は、その工事に要する費用は、施行者が負担するものとする。

(前項の工事の設計及び施行方法は、当該工事を施行する者と当該施行者との協議により定めなければならない。)**(土地区画整理事業と農地等の関係の調整)**

第三百三十六條 都道府県知事は、事業計画若しくは事業計画の変更について審査する場合又は事業計画を定め、若しくは変更しようとする場合において、当該土地区画整理事業が、農地の廃止を伴うものであるとき、又は用排水施設その他農地の保全若しくは利用に上必要な公共の用に供する施設を

(廃止し、変更し、その他これらの施設の管理若しくはこれらの施設のの新設若しくは改良に係る土地改良事業計画に影響を及ぼすおそれがあるときは、当該事業計画又はその変更について、当該農地を管轄する市町村農業委員会(市町村農業委員会が置かれていない市町村においては、市町村長)及び当該施設を管理する土地改良区の意見を聞かなければならない。但し、政令で定める軽微なものについては、この限りでない。)**第七章 罰則**

第三百三十七條 組合の役員又は総代が、その職務に關して賄物を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

(組合の役員又は総代であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關し賄物を收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。)**(組合の役員又は総代がその職務に關し請託を受けて第三者に賄物を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。)****(犯人又は情を知つた第三者の收受した賄物は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。)**

第三百三十八條 前条第一項から第三項までに掲げる者に対して賄物を供与し、又はその申込み若しくは約

(処分、手續等の効力)

第三百三十九條 土地区画整理事業を施行しようとする者、組合を設立しようとする者若しくは施行者又は土地区画整理事業の施行に係る土地若しくはその土地に存する工作物その他の物件について権利を有する者の変更があつた場合においては、この法律又はこの法律に基く命令、規約、定款若しくは施行規程の規定により従前のこれらの者がした処分、手續その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手續その他の

行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

(宅地の共有者の取扱)

第三百四十条 宅地の共有者若しくは共同借地権者又は宅地の同一部分に二人以上の借地権者がある場合のこれらの借地権者は、第八條(第三十三條第三項において準用する場合を含む)、第十八條(第三十九條第二項において準用する場合を含む)、第二十五條第一項、第五十八條第一項(第七十條第三項において準用する場合を含む)並びに第六十三條第一項及び第二項(第七十條第三項において準用する場合を含む)の規定の適用については、あわせて一の所有者又は借地権者とみなす。但し、これらの者のみにより土地区画整理事業を施行しようとし、若しくは施行する場合又はこれらの者のみにより組合を設立しようとし、若しくはこれらの者のみが組合の組合員となつてゐる場合においては、この限りでない。

(前項本文の規定により一の所有者又は借地権者とみなされる者は、それぞれのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。)

3 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもち、施行者に対抗することができない。

(第二項の代表者の解任は、施行者にその旨を通知するまでは、これをもち、施行者に対抗することができない。)

4 第二項の代表者の解任は、施行者にその旨を通知するまでは、これをもち、施行者に対抗することができない。

束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

2 前条の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第三百三十九条 第三十二條第一項の規定による土地の立入を拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三百四十条 第七十六條第四項の規定による命令に違反して土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しなかつた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三百四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第三百三十九条又は前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三百四十二条 第八十一條第二項の規定に違反して同条第一項の規定による標識を移転し、除却し、汚損し、又は損した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三百四十三条 左の各号に掲げる場合においては、個人施行者は、三万円以下の過料に処する。
一 第十條第二項、第十三條第二項又は第三十八條第三項の規定に違反したとき。
二 第二百二十四條第一項の規定による都道府県知事の検査を妨げたとき。

三 第二百二十四條第一項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。
第三百四十四条 左の各号に掲げる場合においては、その行為をした組合の理事、監事又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 組合が土地区画整理事業以外の事業を営んだとき。
二 第三十九條第三項、第四十五條第三項、第五十條第四項又は第二百二十八條第三項の規定に違反したとき。

三 第四十七條又は第四十九條に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
四 第四十八條の規定に違反して組合の残余財産を処分したとき。

五 第二百二十五條第一項又は第二項の規定による都道府県知事の検査を妨げたとき。
六 第二百二十五條第三項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

七 建設大臣、都道府県知事若しくは市町村長又は総会、総会の都会若しくは総代会に対し、不実の申立をし、又は事実を隠べしたとき。
八 組合がこの法律の規定による公告をすべき場合において、公告をせず、又は不実の公告をしたとき。

第三百四十五条 左の各号に掲げる場合においては、個人施行者は、一万円以下の過料に処する。
一 第八十四條第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二 第八十四條第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。
第三百四十六条 左の各号に掲げる場合においては、その行為をした組合の理事、監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 第二十八條第七項の規定に違反したとき。
二 第三十二條第一項（第三十六條第四項において準用する場合を含む。又は第三項から第五項まで（第三十五條第三項及び第三十六條第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三 第八十四條第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
四 第八十四條第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

第三百四十七条 第三十二條第七項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。
第三百四十八条 第二十三條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附則
この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

土地区画整理法案（内閣提出）に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

土地区画整理法施行法案
土地区画整理法施行法
（特別都市計画法等の廃止）
第一条 左に掲げる法律は、廃止する。
一 特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）
二 特別都市計画法第四條の規定による国庫補助を国債証券の交付により行う等の法律（昭和二十二年法律第二百二十七号）
（一人又は数人共同して施行している土地区画整理に関する措置）

第二条 土地区画整理法（昭和二十九年法律第 号。以下新法といふ。）の施行の際第十條の規定による改正前の都市計画法（大正八

年法律第三十六号）第十二條の規定により現に一人又は数人共同して施行している土地区画整理は、新法の施行の日において、同法第三條第一項の規定により施行される土地区画整理事業となり、その土地区画整理の整理施行者は、その日において、同法同条同項の規定によりその土地区画整理事業を施行する者となるものとする。
（土地区画整理組合が施行している土地区画整理に関する措置）

第三条 新法の施行の際第十條の規定による改正前の都市計画法第十二條の規定により現に土地区画整理を施行している土地区画整理組合（以下本条及び第八條において「旧組合」といふ。）又は旧組合が設けている土地区画整理組合連合会及びこれらが施行する土地区画整理については、第十條の規定によ

る改正前の都市計画法第十二條及び第十四條から第十五條ノ三まで（これらの規定に基く命令を含む。）の規定（以下第八條において「旧組合等に関する規定」といふ。）は、新法の施行後においても、なおその効力を有する。

2 前項に規定する旧組合又は土地区画整理組合連合会が新法の施行の日から起算して五年を経過した日において現に存するもの（清算中のものを除く）は、その日において、解散するものとする。

3 旧組合は、新法の施行の日から起算して五年以内に、その組織を変更して、同法の規定による土地区画整理組合（以下本条において「新組合」といふ。）となることができる。

4 旧組合は、前項の規定により新組合とならうとする場合においては、総会の議決を経なければならない。この場合においては、総会の議決は、第十條の規定による改正前の都市計画法第十二條第二項において準用する旧耕地整理法（明治四十二年法律第二十号）第五十條の条件を備えなければならない。

5 旧組合は、第三項の規定により新組合とならうとする場合において、その旧組合が土地区画整理組合連合会に所属しているときは、その土地区画整理組合連合会に所属している他の旧組合の同意を得なければならない。

6 第四項に規定する議決及び前項に規定する同意があつた場合においては、旧組合を代表する者は、

- 新法第十四条に規定する認可を申請する者となり、新法の規定に基き、新組合の設立に必要な行為をしなければならぬ。この場合において、旧組合の規約及び設計書を基準として新組合の定款及び事業計画を定めるものとし、組合の設立に關して新法第七條において準用する同法第七條に規定する手続は、要しないものとする。
- 7 新組合の設立について新法第十四条に規定する都道府県知事の認可があつた場合においては、当該旧組合は、その認可があつた時に於いて、新組合となり、旧組合の施行において、土地区画整理は、その時に於いて、同法第三條第二項の規定により施行される土地区画整理事業となる。
- 8 新組合は、その設立について新法第十四条に規定する認可があつた場合においては、同法第二十一條第四項の規定にかかわらず、その認可の公告前においても、新組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて当該旧組合の組合員である者に対抗することができる。
- 9 土地区画整理組合連合会に所属している旧組合が第七項の規定により新組合となつた場合においては、当該土地区画整理組合は、当該土地区画整理組合連合会から脱退したものとす。
- 10 第七項の規定により旧組合が新組合となつた際に旧組合の組合員となる前に生じたその旧組合の債務については、第十條の規定による改正前の都市計画法第十二條第二項において準用する旧耕地整理法第八十一條の規定による責任を免れることができる。この責任は、新組合の設立について新法第二十一條第三項の公告があつた日後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に於いて消滅する。
- 11 第七項の規定により旧組合が新組合となつた場合においては、その新組合は、その際に旧組合の組合員であつた者以外の者で新組合の組合員となつたものに対し、その旧組合の事業に要した経費に充てるための金銭を賦課徴収することができる。
- (公共団体が施行している土地区画整理に關する措置)
- 第四條 新法の施行の際第十條の規定による改正前の都市計画法第十三條の規定により現に公共団体が施行している土地区画整理については、第十條の規定による改正前の都市計画法第十二條から第十五條ノ三まで(これらの規定に基く命令を含む。)(の規定以下第八條において「公共団体施行に關する規定」という。)(は、新法の施行後においても、なおその効力を有する。
- 2 新法の施行の日から起算して五年を経過した日において前項に規定する土地区画整理で現に施行されているものは、その日において、廃止されるものとする。
- 3 都道府県又は市町村が、新法の施行の日から起算して五年以内に、第一項に規定する土地区画整理について同法の規定により施行規程を定めた場合においては、その土地区画整理は、その施行規程の施行の日において、同法第三條第三項の規定により施行される土地区画整理事業となり、当該都道府県又は市町村は、その日において、同法同条同項の規定によりその土地区画整理事業を施行する者となる。
- 4 前項の規定により第一項に規定する土地区画整理が新法第三條第三項の規定により施行される土地区画整理事業となつた場合においては、その土地区画整理について定められていた施行地区及び設計書は、新法の規定により事業計画において定められたものとみなす。この場合においては、その設計書に記載されている事項のうち同法又はこれに基く命令の規定に違反する部分があるときは、その部分は、同法の規定による事業計画としての効力を有しないものとする。
- (行政庁が施行している土地区画整理に關する措置)
- 第五條 新法の施行の際現に行政庁が施行している旧特別都市計画法第五條第一項の土地区画整理は、新法の施行の日において、同法第三條第四項の規定により施行される土地区画整理事業となり、当該行政庁は、その日において、同法同条同項の規定によりその土地区画整理事業を施行する者となるものとする。
- 2 前項の規定により同項に規定する土地区画整理が新法第三條第四項の規定により施行される土地区画整理事業となつた場合においては、その土地区画整理について定められていた施行規程は、新法の施行後においては、同法の規定により定められた施行規程とみなし、その土地区画整理について定められていた施行地区及び設計書は、同法の施行後においては、同法の規定により事業計画において定められたものとみなす。この場合においては、その施行規程又は設計書に記載されている事項のうち同法又はこれに基く命令の規定に違反する部分があるときは、その部分は、同法の規定による事業計画としての効力を有しないものとする。
- 3 第一項の規定により新法第三條第四項の規定により施行される土地区画整理事業となつた第一項に規定する土地区画整理については、同法第七十條第一項の規定により置かれる土地区画整理審議会の委員が同法同条第三項において準用する同法第五十八條第一項の規定により選挙されるまでの間は、なお従前の例により存続するものとし、その間は、同法に規定する土地区画整理審議会の権限を行うものとする。但し、同法の施行の日から起算して一年を経過した日後においては、この限りでない。
- (従前の処分、手続等の効力)
- 第六條 第二條、第三條第七項、第四條第三項又は前条第一項の規定により土地区画整理事業となつた土地区画整理について、それぞれ土地区画整理事業となる前に、第十條の規定による改正前の都市計画法若しくは旧特別都市計画法の規定(これらの規定において準用する旧耕地整理法の規定を含む。)(又はこれらの規定に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の適用については、同法中これらの規定に相當する規定がある場合においては、同法の規定によつてしたものとみなす。
- (第三條第一項又は第四條第一項に規定する土地区画整理に關する新法の適用)
- 第七條 第三條第一項又は第四條第一項に規定する土地区画整理は、新法第二百八條の適用については、同法の規定により現に施行されている土地区画整理事業とみなす。
- (新法の施行前の行為等に対する罰則の適用等)
- 第八條 新法の施行前(第三條第一項に規定する旧組合、土地区画整理組合連合会又は土地区画整理については、同条同項の規定により効力を有する旧組合等)に關する規定の失効前とし、第四條第一項に規定する土地区画整理について、同条同項の規定により効力を有する公共団体施行に關する規定の失効前とする。以下本条において同じ。した行為に対する罰則の適用については、新法の施行後(第三條第一項に規定する旧組合、土地区画整理組合連合会又は土地区画整理については、同条同項の規定により効力を有する旧組合等

に関する規定の失効後とし、第四条第一項に規定する土地区画整理については、同条同項の規定により効力を有する公共団体施行に関する規定の失効後とする。新法の施行前にした行為に対する異議の申立、訴訟、訴訟又は第十条の規定による改正前の都市計画法第十二条第二項において準用する旧耕地整理法第八十七条の規定による補償金額決定の請求についても、同様とする。

(登録税法の一部改正)

第九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二十一号中「土地改良法ニ依ル土地改良事業」の下に「又ハ土地区画整理法ニ依ル土地区画整理事業」を加える。

(都市計画法の一部改正)

第十条 都市計画法の一部を次のように改正する。

第十一条ノ二中「都市計画図トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地区画整理ノ区域内」を「第十二条ノ土地区画整理事業ヲ施行スベキコトニ付都市計画図トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル区域内」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 都市計画図区域内ニ於ケル土地ニ付テハ公共ノ用ニ供スベキ施設ノ整理改善及宅地トシテノ利用ノ増進ヲ図ル為土地区画整理法ノ定ムル所ニ依リ土地区画整理事業ヲ施行スルコトヲ得

第十三条から第十五条ノ三までを次のように改める。

第十三条乃至第十五条 削除

第十七条中「土地区画整理ノ為又ハ衛生上若ハ」を「衛生上又ハ」に改める。

(公有水面埋立法の一部改正)

第十一条 公有水面埋立法(大正十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「土地改良法の下に又ハ土地区画整理法」を加える。

第二十六条中「土地改良法第五十条の下に又ハ土地区画整理法(租税特別措置法の一部改正)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第十二条 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項及び第十六条第一項中「特別都市計画法若しくは都市計画法により土地区画整理」を「土地区画整理法により土地区画整理事業」に改める。

(土地台帳法の一部改正)

第十三条 土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

土地台帳法目次中「第三章 土地改良事業施行地域の特例」を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

「第三章 土地改良事業施行地域の特例」を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

「第三章 土地改良事業施行地域の特例」を「第三章 土地改良事業及び土地区画整理事業の施行地域の特例」に改める。

第三十五条中「土地改良事業(以下土地改良事業と略する)」の下に「又は土地区画整理法(昭和二十九年法律第 号)の規定による土地区画整理事業(以下土地区画整理事業と略する)」を加える。

「土地の異動」とは、第十条に規定する「土地の異動」に関するに、「同法の規定により土地改良事業を行う土地改良区」を土地改良法の規定により土地改良事業を行う市町村、土地改良区に、又は同法第九十五条第一項に規定する共同施行者若しくは同法第九十五条第一項に規定する共同施行者又は土地区画整理法により土地区画整理事業を施行する者」に改める。

第三十六条及び第三十七条中「土地改良事業」の下に「又は土地区画整理事業」を加える。

第十四条 家屋台帳法(昭和二十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)第三十七條の二」を「土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)第三十五條の規定は、土地区画整理事業の施行に因る家屋の異動に関する申告について、同法第三十七條の二」に改める。

(社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部改正)

第十五条 社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部改正

律(昭和二十二年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「都市計画法若しくは特別都市計画法による土地区画整理」を「土地区画整理法による土地区画整理事業」に改める。

同条第二項中「都市計画法又は特別都市計画法」を「又は土地区画整理法」に改める。

第五条第一項中「都市計画法若しくは特別都市計画法による土地区画整理」を「土地区画整理法による土地区画整理事業」に改める。

(墓地、埋葬等に関する法律の一部改正)

第十六条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「又は特別都市計画法」を削り、同条第二項を次のように改める。

第二 土地区画整理法(昭和二十九年法律第 号)の規定による土地区画整理事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、事業計画の認可をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

(建設省設置法の一部改正)

第十七条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四 土地区画整理法(昭和二十九年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

(土地改良法の一部改正)

第十八条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二百二十五条の次に次の一条を加える。

(都市計画区域の特例)

第二百二十五条の二 都道府県知事は、都市計画区域内の土地に係る第二条第二項第二号の土地改良事業に關し、土地改良事業計画又はその変更について審査する場合において、当該土地改良事業が道路その他の公共の用に供する施設を廃止し、変更し、その他都市計画又は現に施行され、若しくは将来施行されるべき土地区画整理事業に影響を及ぼすおそれがあるときは、当該土地改良事業計画又はその変更について、当該都道府県に設置された都市計画審議会及び当該土地を施行地区に含む土地区画整理組合の意見を聞かなければならぬ。但し、政令で定める軽微な事項については、この限りでない。

(建築基準法の一部改正)

第十九条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第八十四条第一項中「土地区画整理」を「土地区画整理事業」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議錄第四十三号 利息制限法案外一件

第百廿一条の六の見出し中「土地区画整理」を「土地改良事業」に改め、同条第二項中「都市計画法（大正八年法律第三十六号）若しくは特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）による土地区画整理の施行に伴う換地の取得」を削り、「又は土地改良法」を「又は同法」に改め、同条に次の一項を加える。

3
道府県は、土地區劃整理法
(昭和二十九年法律第 号)に
よる土地區劃整理事業の施行に伴
う換地の取得若しくは同法第百
四條第六項の規定により建築物
の一部(その建築物の共用部分
の共有持分を含む。以下本項に
おいて同じ。)及びその建築物の
存する土地の共有持分を取得し
た場合における当該建築物の一
部及びその建築物の存する土地
の共有持分の取得又は同法同条
第九項の規定により保留地を取
得した場合における当該保留地
の取得に対しては、不動産取得
税を課することができない。
第三百四十三條第六項を次のよ
うに改める。

6 土地区画整理法による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地については、法令又は規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、又は収益することができ土地（以下本項及び第三百八十一條第八項において「仮換地」と総称する。）の指定があつた場合においては、当該仮換地

等について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分公告がある日又は換地計画認可の公告がある日までの間は、当該仮換地等に対応する従前の土地について土地台帳又は土地補充税観台帳に所有者として登録されている者をもつて当該仮換地等に係る第一項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画認可の公告があつた日から換地を取得した者が土地台帳に当該換地に係る所有者として登録される日までの間は、当該換地を取得した者をもつて当該換地に係る第一項の所有者とみなすことができる。

第三百八十一條第八項中「換地」を「仮換地等」に改める。

第七百二條第一項中「若しくは特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）」を削る。

連合國財産の返還等に関する政令の一部改正）
 第二十一条 連合國財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第八年法律第三十六号)、特別都市計画法(昭和二年法律第二十四号)又は土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)を「土地区画整理法施行法(昭和二十九年法律第 号)第三条第一項若しくは第四条第一項の規定によりなおその効力を有する同法による改正前の都市計画法(大正八年法律第三

十六号)、土地改良法(昭和二十四
年法律第九十五号)又は土地
区画整理法(昭和二十九年土
地区画整理法(昭和三十九年
法律第二十号)に、(都市計画法第
十二条第二項)を「土地区画整理
法施行法第三条第一項又は第四
条第一項の規定に準じなおその効力を有
する同法に基き改正前の都市計
画法第十二条第二項に、又は土
地改良法第五十二条第八項の告示又は
公告のあつた日から」を、告示若
しくは土地改良法第五十二条第八
項の公告のあつた日から又は土地
区画整理法第一百三十四条の公告
のあつた日の翌日から」に改め、
「土地改良法第五十二条第一項」の
下に「若しくは土地区画整理法第
八十六条第一項」を加える。

（農地法の一部改正）
第二十二條 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八十七條第一項中「都市計画法（大正八年法律第三十六号）第十二条第二項で準用する旧耕地整理法の規定による土地区画整理又は土地改良法に基く土地改良事業に係る規約を」と土地区画整理法施行法（昭和二十九年法律第 号）

第三條第一項若しくは第四條第一項に規定する土地區画整理若しくは土地改良法に基く土地改良事業に係る規約又は土地區画整理法昭和二十九年法律第 号）第九十八條第一項の規定」に改める。

2 旧特別都市計画法第三条（これに係る同法第一条第二項及び第三項を含む）の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

3 新法の施行の際現に都市計画法の規定により都市計画として決定されている土地区画整理の区域は、新法の適用及び第十条の規定による改正後の都市計画法の適用については、都市計画法の規定により土地区画整理事業を施行すべきことが都市計画として決定された区域とみなす。

4. 第三条第一項又は第四条第一項に規定する土地区画整理については、第十二条、第十五条、第十六条、第十九条及び第二十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

土地区画整理法施行法案(内閣提出
に關する報告書

【最終号の附録に掲載】

○久野忠治君登壇　ただいま議題となりま
した土地区画整理法案及び土地区画整
理法施行法案につきまして、建設委員
会における審査の様過並びに結果を簡
単に御報告申し上げます。

上げます。御承知の通り、現在の土地区画整理法に基づいて、土地区画整理事業は都市計画法及び特別都市計画法に基いて運営されているのでありますが、その施行の方法に関する主要事項は旧耕地整理法を適用しているのでありますが、この法律はす

て、单独法を制定し運用の統一を期するとともに、市街地における土地区画整理事業の円滑な施行を促進して、公共施設の整備改善並びに宅地の利用の

増進をはかり、もつて健全な市街地の造成に寄与せんとするものであります。

なお、土地区画整理法施行法案は、現行法による土地区画整理について必要な経過規定を設け、あわせて関係法令の改廃を行う必要のため提案されたものであります。

同法案は、去る三月三十日本委員会

に付託されて以来、農林委員会との適合審査を含め前後十一回にわたる会議を開き、慎重に審査いたしました。その際、主として永小作権、借家権の尊重、農地と宅地との調整、国庫補助率の問題及び土地区画整理審議会委員の

かくて、討論を省略して採決を行つた結果、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原彪君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○副議長（原彪君） 御異議なしと認めます。よつて兩案は委員長報告の通り可決いたしました。

第十六 利息制限法案（内閣提出）

第十七 日本国における國際連合

の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う刑事特別法案（内閣提出）

90

○附則(罰則) 日 六、利息制限法案、日附第十七、における罰則の適用の地位、右同案を一括して罰則といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長小林鶴君。

利息制限法案

(利息の最高限)

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

元本が十万円未満の場合

年二割

元本が十万円以上百万円未満の場合

年一割八分

元本が百万円以上の場合

年一割五分

2 債務者は、前項の超過部分を任意に支払つたときは、同項の規定にかかわらず、その返還を請求することができない。

(利息の天引)

第二条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本として前条第一項に規定する利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。

(みなし利息)

第三条 前二条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に關し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問はず、利息とみなす。但

し、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。

(賠償額の予定の制限)

第四条 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第一第二項に規定する率の二倍をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

2 第一第二項の規定は、債務者が前項の超過部分を任意に支払つた場合に準用する。

3 前二項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

2 利息制限法(明治十年太政官布告第六十六号)は、廃止する。

3 商法施行法(明治三十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九十五条から第九十七条までを次のように改める。

第九十五条乃至第九十七条 前除この法律の施行前になされた契約については、なお従前の例による。

利息制限法案(内閣提出)に關する報告書

(最終号の附録に掲載)

日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う刑事特別法案

目次

第一章 總則(第一条)

第二章 刑事手続(第二条 第十條)

附則

(定義)

第一条 この法律において「協定」とは、日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定をいう。

2 この法律において「派遣国」とは、千九百五十年六月二十五日、六月二十七日及び七月七日の國際連合安全保障理事會決議並びに千九百五十一年二月一日の國際連合總會議決に従つて朝鮮に軍隊を派遣したアメリカ合衆国以外の国であつて、日本国との間に協定が効力を有している間におけるものをいう。

3 この法律において「國際連合の軍隊」とは、派遣国が前項に規定する諸決議に従つて朝鮮に派遣した陸軍、海軍及び空軍であつて、日本国内にある間におけるものをいう。

4 この法律において「國際連合の軍隊の構成員」とは、國際連合の軍隊に屬する人員で、現に服役中のものをいう。

5 この法律において「軍属」とは、派遣国の國籍を有する文民(派遣国及び日本国の二重國籍者については、当該派遣国が日本国内に入れた者に限る)で、当該國際連合の軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの(通常日本国内に在留する者を除く)をいう。

6 この法律において「家族」とは、左に掲げる者(日本国の國籍のみを有する者を除く)をいう。

一 國際連合の軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一歳未満の子

二 國際連合の軍隊の構成員又は軍属の父、母及び二十一歳以上の子で、その生計費の半額以上を当該國際連合の軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

7 この法律において「國際連合の軍隊の使用する施設」とは、協定第五條第一項の施設をいう。

第二章 刑事手続

(施設内の逮捕等)

第二条 國際連合の軍隊がその権限に基いて警備している國際連合の軍隊の使用する施設内における逮捕、勾引状又は拘留状の執行その他他人を拘束する処分は、当該國際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は当該國際連合の軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。

2 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設内で逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。

(逮捕された國際連合の軍隊の構成員又は軍属の引渡)

第三条 檢察官又は司法警察員は、逮捕された者が國際連合の軍隊の構成員又は軍属であり、且つ、その者の犯した罪が協定第十六條第三項(a)に掲げる罪のいずれかに該当すると明らかに認めるときは、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第四

三十一号)の規定にかかわらず、直ちに被疑者を当該國際連合の軍隊に引き渡さなければならない。

2 司法警察員は、前項の規定により被疑者を國際連合の軍隊に引き渡した場合において、必要な捜査を行い、すみやかに書類及び証拠物とともに事件を檢察官に送致しなければならない。

(國際連合の軍隊によつて逮捕された者の受領)

第四条 檢察官又は司法警察員は、國際連合の軍隊から日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状を示して被疑者の引渡を受け、又は檢察事務官若しくは司法警察員にその引渡を受けさせなければならない。

2 檢察官又は司法警察員は、引き渡さなければならない。その引渡を受けるべき者が日本国の法令による罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由があつて、急遽を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げてその者の引渡を受け、又は受けさせなければならない。

この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。

3 前二項の場合を除く外、檢察官又は司法警察員は、引き渡さなければならない。直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による引渡があつた場合には、刑事訴訟

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議第四十三号 利息制限法外一件

法第九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。但し、同法第二百三条、第二百四條及び第二百五條第二項に規定する時間は、引渡があつた時から起算する。

(施設内の捜査、捜索等)

第五條 國際連合の軍隊がその権限に基いて警備している國際連合の軍隊の使用する施設内における、又は國際連合の軍隊の財産についての捜索(捜索状の執行を含む)、監押(監押状の執行を含む)、又は検証は、當該國際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は檢察官若しくは司法警察員から當該國際連合の軍隊の権限ある者に委託して行ふものとす。但し、裁判所又は裁判官が必要とする検証の委託は、その裁判所又は裁判官からするものとす。

(日本国の法令による罪に係る事件についての捜査)

第六條 協定により派遣國の軍事裁判所が裁判権を行使する事件であつても、日本国の法令による罪に係る事件については、檢察官、檢察事務官又は司法警察員(鉄道公安職員を含む)は、捜査をすることが出来る。

2 前項の捜査に関しては、裁判所又は裁判官は、令状の発付その他刑事訴訟に関する法令に定める権限を行使することが出来る。

(証人の出頭等の義務)

第七條 派遣國の軍事裁判所の委託により、裁判官から派遣國の軍事裁判所に証人として出頭すべき旨

を命ぜられ、又は派遣國の軍事裁判所において宣誓若しくは証言を求められた者は、これに応じなければならぬ。

(証人の勾引についての協力)

第八條 正当な理由がないのに、前條第一項の規定による裁判官の出頭命令に応じない証人について派遣國の軍事裁判所から委託があつたときは、裁判官は、その証人に対して勾引状を発して、これを派遣國の軍事裁判所に勾引することが出来る。

2 前項の勾引状には、派遣國の軍事裁判所の委託の趣旨を記載しなければならぬ。

3 第一項の勾引状は、檢察官の指揮により司法警察員が執行する。

4 刑事訴訟法第七十一條及び第七十三條第一項前段の規定は、第一項の規定による勾引に準用する。

(書類又は証拠物の提供等)

第九條 裁判所、檢察官又は司法警察員は、その保管する書類又は証拠物について、派遣國の軍事裁判所又は國際連合の軍隊から、刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すことができる。

(日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件についての協力)

第十條 檢察官又は司法警察員は、國際連合の軍隊から、日本国の法

令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、當該國際連合の軍隊の構成員、軍属又は當該派遣國の軍法に服する家族の逮捕の要請を受けたときは、これを逮捕し、又は檢察事務官若しくは司法警察員に逮捕させることが出来る。

(船舶内における捜査)

2 國際連合の軍隊から逮捕の要請があつた者が、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内にあることを疑ひ足りる相當な理由があるときは、裁判官の許可を得て、その場所に入りその者を捜索することが出来る。但し、追跡されている者がその場所に入つたことが明らかであつて、急迫を要し裁判官の許可を得ることができないときは、その許可を得ることを要しない。

3 第一項の規定により國際連合の軍隊の構成員、軍属又は當該派遣國の軍法に服する家族を逮捕したときは、直ちに檢察官又は司法警察員から、その者を當該國際連合の軍隊に引き渡さなければならぬ。

4 司法警察員は、前項の規定により國際連合の軍隊の構成員、軍属又は當該派遣國の軍法に服する家族を引き渡したときは、その旨を檢察官に通報しなければならぬ。

第十一條 檢察官又は司法警察員は、派遣國の軍事裁判所又は國際連合の軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有

者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求めることができる。

2 檢察官又は司法警察員は、檢察事務官又は司法警察員に前項の処分をさせることが出来る。

(前二項の処分に際しては、檢察官、檢察事務官又は司法警察員は、その処分を受ける者に対して派遣國の軍事裁判所又は國際連合の軍隊の要請による旨を明らかにしなければならない。)

4 正当な理由がないのに、第一項又は第二項の規定による檢察官、檢察事務官又は司法警察員の処分を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一萬元以下の過料に処する。

(刑事補償)

第十二條 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の適用については、派遣國の軍事裁判所又は國際連合の軍隊による拘留又は拘禁は、刑事訴訟法による拘留又は拘禁とみなす。

附則

1 この法律は、日本国とアメリカ合衆国以外の国との間における協定の最初の効力発生の日から施行する。

2 この法律の施行前に派遣國に關して日本国における國際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に關する協定の實施に伴う刑事特別法(昭和二十八年法律第二百六十五号)の規定によつてなされた手続及び処分は、この法律の施行後に法律第二百六十五号の派遣國がこの

法律の派遣國となつた場合において、この法律の派遣國となつた前に當該派遣國に關し法律第二百六十五号の規定によつてなされた手続及び処分についても、同様とする。

法律の派遣國となつた場合において、この法律の派遣國となつた前に當該派遣國に關し法律第二百六十五号の規定によつてなされた手続及び処分についても、同様とする。

3 法律第二百六十五号の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「鑑定書に署名し、且つ、日本国との間に鑑定書の効力が発生したものを日本国との間に鑑定書が効力を有している間におけるもの」に改める。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 この法律は、鑑定書が効力を発生したすべての国と日本国との間において鑑定書が効力を失つたときは、鑑定書の最後の失効の時に、その効力を失う。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時まで派遣國の軍事裁判所又は國際連合の軍隊によつてなされた拘留又は拘禁についての刑事補償法の適用に関しては、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う刑事特別法(内閣提出)に關する報告書(最終号の附録に掲載)

○小林錦君登壇

たゞいま議題となりました利息制限法案及び日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う刑事特別法案につきまして、提案の要旨及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

たゞいま議題となりました利息制限法案及び日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う刑事特別法案につきまして、提案の要旨及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

たゞいま議題となりました利息制限法案及び日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う刑事特別法案につきまして、提案の要旨及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、利息制限法案について申し上げる。

御承知のように、現行法は明治十年の公布にかかり、その後明治三十一年及び大正八年の二回にわたり改正され今日に至つてゐるのでありますが、戦後における貨幣価値の急激な変動や、いわゆる庶民金融と称せられるものの実体、金融機関による貸付金利の取扱ひ基準等を考慮するとき、現行法はその古めかしい表現と相まつて新時代の国民経済生活に適合しない点が多ありますので、今般、現行利息制限法を廃止し、これにかえて新たな利息制限法を制定すべく本案を提出された次第でございます。

この法律案の要旨は、第一は、金銭を目的とする消費貸借上の利息の最高限度を改めたこととあります。すなわち、現行法におきましては、元金百円未満は年一割五分、百円以上千円未満は年一割二分、千円以上は年一割をもつて制限され、この限度を越えては裁判上請求できないこととなつておりましたが、これを元金十万円未満の場合には年二割、十万円以上百万円未満は年一割八分、百万円以上は年一割五分をもつて制限することとしたのであります。

第二は、利息を天引した場合に關し新たに規定を設けたこととございします。従来、制限を越える利息を天引した場合の効果につきましても、利息制限法の適用上疑義があつたのであります。が、この際、この疑義を一掃するため、天引額のうち債権者の手取り額を元本として正規の利率により計算した金額を越える部分は、元本の支払ひに充てたものとみなすこととしたしりました。

第三は、貸主が利息のほかに礼金、割引金、手数料、調査料等の名義で金銭を徴することとありますが、これらのものの多くは実質上利息と見られる点が多分にあり、他面控往々にしてこのような名義で多額の金銭を徴し利息の制限を潜脱する手段ともなつておりますので、これを防ぐ必要から、この点を明らかにしたものであります。

第四は、債務の不履行による賠償額の予定及び違約金の定めについては、現行法にあつては、その額が債権者の事実受けた損害に比し不当であると裁判所が思料したときには相当の減額をすることができることになつており、これは商事に適用されなかつたこととなつておりました。賠償額の予定または違約金に名をかりて利息の制限を免れることが容易に行われる弊害があり、債務者の保護に欠けることがありましたので、これを制限することとしたのであります。

以上が政府提案の要旨であります。さて、法務委員会におきましては、本案が一般国民の経済生活上影響するところを極めて重大なるにんがみまして、再度にわたつて大蔵省銀行、相互銀行、信用組合等、正統の金融機関代表並びに全国金融業団体連合会、中小企業家、学界、経済評論家等の参考意見を徴し、あらゆる角度から慎重審議を重ねて参つたのであります。これら質疑の詳細につきましても速記録に譲りたいと存じますが、その一、二を申し上げますれば、まず本案のねらいとするとこれは何であるか、しつうして一般金融業者の金利に対する取締りとの関係いかんという点について活発なる論議がかわされました。

た。これに對し、政府より、本法案は金融の面における経済的弱者を保護するための社会政策的立法であつて、今回のこの限度を今日の経済事情に適合するように改めたこと、及び従来放任されておつた賠償額の予定あるいは違約金等の名義による金利についても制限利息の二倍という具体的基準を設けたこと、この二点が本案のねらいであります。一般金融業者の金利におきまして、銀行等の正統の金融機関については臨時金利調整法によつて行政上取締りが行われており、貸金業者に對しては貸金業等の取締りに關する法律によつて一応の監督がなされております。なお、今国会に於いて出資の受入、預り金及び金利等の取締りに關する法律案が大蔵委員会で審議中でありまして、極端な暴利は反社会的なものとして刑罰をもつて取締ることになるものであります。結局国家機関の力を借りて取締り得る利息の限度を本法案が定めておるわけである旨の答弁がございました。

また、借主が任意に支払つた利息は、たとひそれが定められた制限額を超過してもその返還を請求することができない旨の規定があるが、弱者保護の建前からいつて矛盾ではないかと質問があらう。この点は、現行法の判例の解釈をそのまゝ本文に表わした趣旨であつて、もし超過分を任意に支払つたときには返還請求ができることとしますと、債務者の保護は一層完全なものとなりましかねない、一面金融を扼緊するといふ結果を招来するおそれがありまして、かゝつて借主に不利となることも考えられる旨の答弁がございました。さらに、賠償額の予定及び違約金について制限利息の二倍まで許した点は理論的矛盾はないか、また利息を年四割まで公認すると同様な逆効果を生ずることになりはしないかとの質問がございました。これに對し、政府より、現行法のごとく具体的事案ごとに裁判によらなければ減額されないのは不便であり、一律に賠償額を制限することが債務者保護の上から適當と考えられるので、約定利息の二倍まで認めることとしたのであるし、また違約金は、賠償額の予定であることもあり違約罰であることもあつて、實際上區別が困難であるので、すべて賠償額の予定とみなすことにしたのである、また貸金業が多く株式会社組織をもつて行われておる現状にあつて、商事債権は金銭消費貸借のうち大きな領域を占めており、現行法においてはこれが不履行による賠償額の予定についてその適用を除外しておるのは債務者保護に欠けるものと考え、本法案では商事につき例外を認めないことにした旨の答弁がございました。

かくて、四月二十八日すべての質疑を終了し、討論省略の上、本法案を採決いたしましたところ、全会一致をもつて政府原案通り可決した次第であります。

次に、日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う軍事特別法案について簡単に申し上げます。

この法案は、去る二月十九日署名された日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定により、日本国における國際連合の軍隊に對する刑事裁判権の行使に關する事項が定められたもので、これに伴ひ國內手續を定めたものであります。わが國に駐留する國際連合の軍隊に對する刑事裁判権の行使につきましても、すでに昨年十月二十六

日署名された日本国における國際連合の軍隊に對する刑事裁判権の行使に關する協定の實施に伴ひ、刑事特別法が公布施行されております。今國庫結された協定は、その内容において右の協定書とまつたと同様であります。これを再言すれば、國際連合軍の施設内においてまたは公務執行中に行つた犯罪については、その刑事裁判権は國際連合軍側にあるが、それ以外の犯罪についてはすべてわが國に刑事裁判権があるとの趣旨であります。

委員会においては、何ゆゑに、さきに協定の實施に伴ひ、刑事特別法が制定され、今回また協定の實施に伴ひ、刑事特別法が立案され、同じ内容の法案が二つ必要であるかとの質疑がありましたが、これに對して、政府より、さきの協定の刑事特別法は現在フランス、イタリヤ等に対し効力を有するので、今回の協定の刑事特別法はイギリス、カナダ、ニュージーランド等の英連邦國に効力を有し、なお今後この協定の効力を発生する諸國に對して効力を有する旨の答弁がございました。

さて、四月二十八日質疑終了、討論省略、採決の結果、全会一致をもつて政府原案の通り可決された次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(原憲君) 同案を一括して採決いたします。同案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○副議長(原憲君) 御異議なしと認めます。よつて同案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

へき地教育振興法案(内閣提出)
○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議第四十三号 へき地教育振興法案

閣議出、へき地教育振興法案を議題となし、この委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○副議長(原田重雄) 荒瀬君の動議に御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○副議長(原田重雄) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられまし

へき地教育振興法案を議題といたし、委員長の報告を求めます。文部委員長荒瀬一君。
へき地教育振興法案
(目的)
第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に基き、かつ、へき地における教育の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体がへき地における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もつてへき地における教育の水準の向上を図ることを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「へき地」とは、交通至難で自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれな

山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校をいふ。
(市町村の任務)
第三条 市町村は、へき地における教育の振興を図るため、当該地方の必要に応じ、左に掲げる事務を行う。
一 へき地学校の教材、教員等の整備、へき地学校に勤務する教育の研修その他へき地における教育の内容を充実するため必要な措置を講ずること。
二 へき地学校に勤務する教員及

び職員のための住宅の建築、あつてはその他の福利厚生のために必要な措置を講ずること。
三 体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設を、へき地学校に設けること。
四 市町村は、前項に掲げる事務を行うほか、へき地学校における教員及び職員並びに児童及び生徒の健康及び生活の適正な実施を図り、児童及び生徒の通学を容易にするため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(都道府県の任務)
第四条 都道府県は、へき地における教育の特殊事情に適した学習指導、教材、教員等について必要な調査、研究を行い、及び資料を整備し、前条に規定する市町村の任務の遂行について、市町村に対し、適切な指導、助言又は援助を行い、並びに、へき地学校に勤務する教員の研修について教員に十分な機会を与えるよう努めなければならない。

2 都道府県は、必要に応じ、へき地学校に勤務する教員の養成施設を設けなければならない。
3 都道府県は、へき地学校に勤務する教員及び職員に対する特殊勤務手当の支給について、特別の考慮を払わなければならない。
(文部大臣の任務)
第五条 文部大臣は、へき地における教育について必要な調査、研究を行い、及び資料を整備し、並びに前二条に規定する地方公共団体の任務の遂行について、地方公共団体に對し、適切な指導、助言を行わなければならない。
(国の補助)
第六条 国は、市町村が行う第三条

第一項第二号又は第三号に掲げる事務に要する経費について、予算の範囲内でその一部を補助することができる。
2 国は、都道府県が設置する第四条第二項に規定する施設に要する経費について、予算の範囲内で、その一部を補助することとする。
3 前二項の規定により国が補助する場合の経費の範囲、算定基準及び補助の比率は、政令で定める。
(補助金の返還)
第七条 国は、国庫から補助金の交付を受けた地方公共団体が左の各号の一に該当するに至つたときは、当該年度におけるその後の補助金の全部又は一部の交付をやめるとともに、すでに交付した当該年度の補助金の全部又は一部を返還させることができる。
一 補助金を補助の目的以外の目的に使用したとき。
二 正当な理由がなく、補助金の交付を受けた年度内に補助に係る施設を設けないこととなつたとき。
三 補助に係る施設を、正当な理由がなく、補助の目的以外の目的に使用し、又は文部大臣の許可を受けずに処分したとき。
四 補助金の交付の条件に違反したとき。
五 虚偽の方法により補助金の交付を受けたことが明らかになつたとき。
(政令への委任)
第八条 この法律に定めるもののほか、補助金の交付及び返還の手續その他国の補助金に關し必要な事項は、政令で定める。
(負担金、補助金等の配分)
第九条 国及び都道府県は、学校施設

の建設又は復旧、教材、教員等の整備その他の教育事務に要する経費について市町村に交付する負担金、補助金等の配分を行うに当たっては、へき地における教育の特殊性に留意して適切な配分を行わなければならない。
附則
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
へき地教育振興法案に対する修正
へき地教育振興法案に對する修正
正
へき地教育振興法案の一部を次のように修正する。
第二条中「交通至難」を「交通困難」に改める。
第四条に次の一項を加える。
4 都道府県は、市町村が行うへき地学校に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の考慮を払い、並びにこれらの者の採用について必要な指導、助言及びあつては必要な措置を講ずることとする。
第五条中「對し、適切な指導、助言を行わなければならない」と對し「適切な指導、助言を行い、又は必要なら、適切な措置を講ずることとする」に改める。
第六条中「補助することができ」を「補助するものとする」に改める。
へき地教育振興法案(内閣提出)に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
〔辻寛一君登壇〕
○辻寛一君 ただいま上程せられました、へき地教育振興法案につきまして、文部委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。
今日のわが国教育事情全般の上から見ますとき、僻地における教育は、ま

ことに恵まれな状態に置かれておりまして、教育の機会均等の精神にはなはだそぐわぬ事態にあるのであります。ここで僻地に於けるものは、交通的な諸条件に恵まれな山間地、離島その他これに類似した地域をさすのであります。ことに北海道、東北あるいは長崎県の離れ島等になりますと、これら僻地に勤務する教員が、名ばかりの学校で、児童生徒の教育はもうろん、その身辺の世話から、部落民の物心両面にわたる相談相手ともなり、みずからは衣食住の困難と闘わねばならないのに、給分の面では一般地の教職員よりは非常な不利を忍ばねばならぬ実情であります。従つて、特殊の精神的な教員を別といたしまして、一般には有資格教員をかかざる地域に確保することは困難なのであります。このよう

な事情にかんがみまして、国及び都道府県並びに市町村が、各段階ごとにそれらの立場から、僻地教育を充実するため総合的施策をもつて臨み、一日も早くいづゆる僻地性を解消させようというのが本案のねらいでありまして、この法案の要点をかいつまんで申し上げますと、市町村にありましては、教育内容の充実、教員住宅の建設、学校教育及び社会教育の用に供するための施設の設置、健康の管理の適正な実施、通学条件の改善等のため必要な措置を講ずることとしており、都道府県は、これに対して必要な施設、指導、助言を行うこととしており、なお国においては、これらの場合に経費の一部を補助することとしております。

次に審議の経過を申し上げます。僻地教育の問題につきましては以前から深い関心を寄せておりまして、委員諸君の熱心な現地調査も行われておつたところであります。が、本案の付託以來慎重な審議を行つて参りまして、本日質疑を終りました。

この法案は、公布の日から施行する。へき地教育振興法案に對する修正
へき地教育振興法案に對する修正
正
へき地教育振興法案の一部を次のように修正する。
第二条中「交通至難」を「交通困難」に改める。
第四条に次の一項を加える。
4 都道府県は、市町村が行うへき地学校に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の考慮を払い、並びにこれらの者の採用について必要な指導、助言及びあつては必要な措置を講ずることとする。
第五条中「對し、適切な指導、助言を行わなければならない」と對し「適切な指導、助言を行い、又は必要なら、適切な措置を講ずることとする」に改める。
第六条中「補助することができ」を「補助するものとする」に改める。
へき地教育振興法案(内閣提出)に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
〔辻寛一君登壇〕
○辻寛一君 ただいま上程せられました、へき地教育振興法案につきまして、文部委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。
今日のわが国教育事情全般の上から見ますとき、僻地における教育は、ま

ことに恵まれな状態に置かれておりまして、教育の機会均等の精神にはなはだそぐわぬ事態にあるのであります。ここで僻地に於けるものは、交通的な諸条件に恵まれな山間地、離島その他これに類似した地域をさすのであります。ことに北海道、東北あるいは長崎県の離れ島等になりますと、これら僻地に勤務する教員が、名ばかりの学校で、児童生徒の教育はもうろん、その身辺の世話から、部落民の物心両面にわたる相談相手ともなり、みずからは衣食住の困難と闘わねばならないのに、給分の面では一般地の教職員よりは非常な不利を忍ばねばならぬ実情であります。従つて、特殊の精神的な教員を別といたしまして、一般には有資格教員をかかざる地域に確保することは困難なのであります。このよう

な事情にかんがみまして、国及び都道府県並びに市町村が、各段階ごとにそれらの立場から、僻地教育を充実するため総合的施策をもつて臨み、一日も早くいづゆる僻地性を解消させようというのが本案のねらいでありまして、この法案の要点をかいつまんで申し上げますと、市町村にありましては、教育内容の充実、教員住宅の建設、学校教育及び社会教育の用に供するための施設の設置、健康の管理の適正な実施、通学条件の改善等のため必要な措置を講ずることとしており、都道府県は、これに対して必要な施設、指導、助言を行うこととしており、なお国においては、これらの場合に経費の一部を補助することとしております。

昭和二十九年四月三十日 衆議院會議第四十三号 議長の報告

次いで、伊藤第一君より各派共同提案による次の修正案が提出せられました。すなわち、僻地を指定するにあたり、できる限り弾力性を与え、るため第二條の定義中「交通至難」とあるを「交通困難」と改めること、次に第四條都道府県の任務に新たに一項を加へ、僻地学校の教員の定数を決定するにあつては、地方教育委員会と都道府県教育委員会とが協力いたし、つて、その特殊事情に應ずるよう定員について考慮するようにいたし、さらに文部大臣の任務に、指導助言にとどまらず、起便その他類似の場合を考慮して、あつせんを旨を挿入し、なお国の補助が確保に行われるように修正しようとするものであります。

次いで、伊藤第一君提出の修正案並びに原案について討論に入りましたところ、日本社会党を代表して高津正造君より賛成意見が述べられました。

次に採決に入りましたところ、伊藤第一君提出にかかる各派共同提案の修正案は起立議員をもつて可決せられ、次に修正案を除く原案も起立議員をもつて可決となり、よつて本案は修正可決せられました。

次に、田中久雄君より各派共同提案による附帯決議の動議が提出せられましたところ、起立議員をもつて動議は可決せられましたが、その案文の詳細は速記録についてごらん願いたいと存じます。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

【参照】

へき地教育振興法案に対する

一、中央教育審議会に、へき地の教育事情を正確に反映させ、これが対策に資し得るような措置を速かに講ずること。

二、へき地学校に勤務する教員及び職員の特種勤務手当を、速かに大幅に増額して支給し得るように必要な措置を講ずること。

三、へき地の小規模学校を本校等に統合して、教育効果の向上を図ろうとするときは、その施設について、これを国庫補助の対象とする途を開くように措置すること。

四、へき地における教育の特殊事情並びに、へき地学校の所在する地方公共団体の財政事情にかんがみ、集会館の建設だけではなくへき地の事情に即応するように校舍、寄宿舎の施設、設備についても、速かにその内容を整備するため、特別な措置を設け、及び国庫補助、起便等についても特別な措置を講ずること。

○副議長(廣重喜) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○副議長(廣重喜) 異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

本日はこれにて散会いたします。午後三時一分散会

出席閣僚大臣 岡崎 勝男君
農林大臣 保利 茂君
出席政府委員 三浦貢之助君
法務政府次官 植木庚子郎君
大蔵政府次官 植木庚子郎君
文部政府次官 福井 勇君
通商産業 古池 恒三君
建設政府次官 南 好雄君
建設省計画局長 渡江 操一君

閣議を省略した報告

一、去る二十七日次の法律の公布を要し、その旨参議院に通知した。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律
保安林整備臨時措置法
町村合併促進法の一部を改正する法律

一、去る二十七日大池事務局長から高橋裁判官兼裁判所裁判長及び芥川参議院事務局長宛、本院は裁判官兼裁判所裁判長予備員原野君死亡につきその補欠として高橋一君を選任し、同君の職務を行う順序は第三順位と指定した旨通知した。

一、去る二十八日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

一、去る二十八日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

一、去る二十八日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

一、去る二十八日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

国民金融公庫が行う恩給担保金庫に関する法律

一、去る二十八日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

昭和二十九年度特別会計予算補正(特第一号)

一、外務省欧米局長土屋は去る二十六日転任したので、その政府委員は自然消滅になった。

一、去る二十八日堤議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

一、外務省欧米局長土屋は去る二十六日転任したので、その政府委員は自然消滅になった。

一、去る二十八日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

一、去る二十八日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

内閣委員 中曾根康弘君

地方行政委員 生田 安一君
法務委員 三木 武夫君
外務委員 松平 忠久君

文部委員 戸叶 里子君
農林委員 熊谷 憲一君
通商産業委員 齊木 重一君
建設委員 井手 以誠君

建設委員 山田 博雄君
建設委員 和田 博雄君
建設委員 山田 長司君

建設委員 山田 博雄君
建設委員 和田 博雄君
建設委員 山田 長司君

建設委員 山田 博雄君
建設委員 和田 博雄君
建設委員 山田 長司君

建設委員 山田 博雄君
建設委員 和田 博雄君
建設委員 山田 長司君

建設委員 山田 博雄君
建設委員 和田 博雄君
建設委員 山田 長司君

